

平成13年 9 月定例会

南伊豆町議会会議録

平成13年 9 月17日 開会

平成13年 9 月25日 閉会

南伊豆町議会

平成13年9月南伊豆町議会定例会会議録目次

第1日(9月17日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	2
開会宣告	3
議事日程説明	3
開議宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
町長行政報告	3
一般質問	9
漆田 修 君	9
石井 福光 君	18
横嶋 隆二 君	30
谷川 次重 君	45
鈴木 久香 君	56
藤田 喜代治 君	60
議第40号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	62
議第41号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	63
議第42号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	64
議第43号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	67
議第44号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	69
議第45号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	82
会議時間延長	85
議第46号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	85

議第 4 7 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	87
散会宣告	88
署名議員	89

第 2 日（9月18日）

議事日程	91
本日の会議に付した事件	91
出席議員	92
欠席議員	92
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名	92
職務のため出席した者の職氏名	92
開議宣告	93
会議録署名議員の指名	93
議第 4 8 号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託	93
議第 4 9 号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託	99
議第 5 0 号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託	103
議第 5 1 号～議第 5 3 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	105
議第 5 4 号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託	109
議第 5 5 号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託	111
議第 5 6 号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託	113
議第 5 7 号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託	115
議第 5 8 号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託	117
議第 5 9 号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託	119
散会宣告	124
署名議員	125

第 3 日（9月25日）

議事日程	127
本日の会議に付した事件	127
出席議員	127

欠席議員	128
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	128
職務のため出席した者の職氏名	128
開議宣告	129
会議録署名議員の指名	129
議第48号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	129
議第49号、議第50号及び議第58号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	136
議第54号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	139
議第55号～議第57号及び議第59号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	140
日程追加	143
発議第3号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	143
発議第4号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	145
発議第5号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	147
閉議及び閉会宣告	149
署名議員	151

平成13年 9 月定例町議会

(第1日 9月17日)

平成13年9月南伊豆町議会定例会

議事日程（第1日）

平成13年9月17日（月曜日）午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 町長行政報告
日程第 4 一般質問
日程第 5 議第40号 南伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第 6 議第41号 南伊豆町教育委員会委員の任命について
日程第 7 議第42号 南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例制定について
日程第 8 議第43号 工事請負契約の変更について（平成13年度三坂（中木）漁港漁業集落環境整備工事）
日程第 9 議第44号 平成13年度南伊豆町一般会計補正予算（第2号）
日程第10 議第45号 平成13年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第11 議第46号 平成13年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第12 議第47号 平成13年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第2号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	鈴木久香君	2番	谷川次重君
3番	鈴木史鶴哉君	4番	梅本和熙君
5番	藤田喜代治君	6番	漆田修君
7番	斎藤要君	8番	渡辺嘉郎君
9番	石井福光君	10番	簾田国広君
11番	藤原栄君	12番	横嶋隆二君

13番 小澤東洋治君 14番 大野良司君
 15番 渡辺守男君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	岩田篤君	助役	飯田千加夫君
収入役	稲葉勝男君	教育長	釜田弘文君
総務課長	外岡捷美君	企画調整課長	谷正君
住民課長	渡辺正君	税務課長	碓井大昭君
健康課長	土屋忠儀君	農林水産課長	内山力男君
建設課長	小島徳三君	商工観光課長	飯泉誠君
清掃課長	佐藤博君	水道課長	鈴木勇君
教育委員会事務局長	楠千代吉君	会計課長	池野徹君
福祉課長	土屋敬君	下水道課長	勝田悟君
行財政主幹	外岡茂徳君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 渡辺修治 主幹 松本恒明

◎開会宣告

○議長（簾田国広君） 皆さん、おはようございます。

定刻になりました。ただいまの出席議員は15名です。定足数に達しております。

これより平成13年南伊豆町議会 9月定例会を開催いたします。

（午前 9時30分）

◎議事日程説明

○議長（簾田国広君） 議事日程は、印刷配付いたしましたとおりであります。

◎開議宣告

○議長（簾田国広君） これより本会議第1日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（簾田国広君） 会議録署名議員を指名いたします。

会議規則の定めるところにより、議長が指名いたします。

1 番議員 鈴木久香君

2 番議員 谷川次重君

◎会期の決定

○議長（簾田国広君） 会期の決定を議題といたします。

会期は、議事日程のとおり本日から9月25日までの9日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（簾田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、会期は9月17日より9月25日の9日間と決定いたしました。

◎町長行政報告

○議長（簾田国広君） 町長より行政報告の申し出がありましたのでこれを許可いたします。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 本日はご苦労さまでございます。

去る8月23日、第1回臨時町議会において議会構成も新たになり、本日ここに9月定例町議会を迎えることになりました。本町議会のさらなる充実と議員各位の御健勝を祈念し、引き続き町政運営に対しましてご協力をお願い申し上げ、恒例によりまして次の5項目について行政報告を申し上げます。

夏の観光客入り込み状況について。

本年の7月から8月における観光客、海水浴客等の入り込み状況及び対前年比について、次のような結果がまとまりましたので報告させていただきます。

夏の観光客入り込み状況対前年比。平成13年7月1日より8月31日。

海水浴場、7月から8月、合計11万 2,772人、前年比68%。旅館・民宿宿泊数、合計7万 7,525、前年比95%。下賀茂熱帯植物園、合計 5,727人、前年比92%。ジャングルパーク、2万 4,323人、前年比 126%。波勝崎苑、2万 3,003人、95%。伊豆急マリン、1万 3,450人、106%。アロエセンター、1,647人、80%。天神原植物園、2,100人、90%。

ことは7月初旬から猛暑が続き、好天に恵まれ、多くの海水浴客の入り込みを期待しておりましたが、残念ながら昨年を大きく下回る結果となりました。対前年比が68%と大幅に減少した理由として、昨年までの海水浴客の把握方法は目視による推計数でしたが、ことしからは正確を期するため数取器による方法に改めましたので誤差が出たものと思われます。しかしながら、現地の状況から見ても昨年より減少していることは事実のようであります。

また、宿泊客数につきましても昨年をさらに下回る結果となり、長引く景気の低迷、少子・高齢化による家族旅行の減少、観光ニーズの多様化等が総体的な原因と考えられます。こうした原因を打開するため、本年8月1日に設立された伊豆地域観光活性化協議会を中心に、今後は町観光協会・商工会と連携を図り、広域的かつ本町への集客につながる宣伝活動やイベント等を展開してまいり所存であります。

伊豆にぎわい交流事業について。

伊豆新世紀創造祭後の継続イベントとして、漁師の学校を7月、8月に実施いたしました。7月20日のふるさと公園における黒潮和太鼓まつり、8月4日のファミリーフィッシング大会、7月、8月の海中散歩、また当事業以外のイベントとしてビーチバレーボール大会を観光協会主催で実施し、宿泊につながる効果を上げることができました。

伊豆にぎわい交流イベント。

黒潮和太鼓まつり 3,500人、前年比 189%。ファミリーフィッシング大会 104人、116%。

海中散歩 711人、63%。ビーチバレーボール大会 402人、209%。

町営温泉（銀の湯、みなと湯）の4月から8月までの利用状況について。

夏期シーズンにおける町内観光施設の入り込み客数の低迷状況と比べ、町営温泉（銀の湯、みなと湯）では47人減少したものの、ほぼ昨年並みの入り込み客を数えることができました。また、6月におけるみなと湯の大幅な減少は改修工事による休館の影響であり、利用状況は次のとおりです。

町営温泉（銀の湯、みなと湯）4月から8月利用状況。

銀の湯、合計4万1,289人、279人の減。みなと湯2万369人、664人の減。合計6万1,658人、943人の減。

なお、平成12年度におけるこれらの2つの町営温泉の収入支出差引残額は1,400万円余に達し、一般会計財源の確保に貢献することができましたが、銀の湯会館におきましては開業から6年目に入り、維持修繕費も多くなってまいりました。しかし、本年は下田市との公共施設相互利用が9月1日から始まりましたので、13年度もこれに準ずる成績を上げることができそうです。今後の経営に努力してまいりたいと存じます。

ユウスゲ公園の利用状況について。

平成11年度の観光施設整備事業で整備しましたユウスゲ公園は2年目の夏を迎え、一般の見学者のほかにユウスゲ鑑賞会や伊豆急行主催のユウスゲウォーキング、日本高山植物保護協会静岡県支部主催のユウスゲ撮影会等のイベントが開催され、7月15日から8月31日までの期間に3,300人余の見学者が訪れ、夕日に映えるユウスゲの花を満喫していただきました。今後はさらにユウスゲの管理、保護に努力し、全国に通用するユウスゲ公園に育てていきたいと存じます。

アカウミガメの産卵状況について。

本町では平成9年3月にウミガメ保護条例を制定し、弓ヶ浜海岸で保護活動を進めておりますので、ことしの弓ヶ浜における産卵状況について報告させていただきます。

まず、6月15日、ウミガメの足跡を発見し、報道関係者が見つめる中で、教育委員会職員や5名の監視員が砂の掘り起こし作業を進めたところ、ことし初めてアカウミガメの卵53個を確認することができ、早速安全な孵化小屋に移しました。次に7月7日に125個、7月9日に58個、7月26日に63個、最後は8月10日で55個を確認し、孵化小屋に移しました。

以上、ことしは5回の産卵で345個の卵が確認され、破損、腐敗の8個を除いた337個を孵化小屋に移し、保護監視を続けてまいりましたが、8月21日台風11号の高波から避難させ

るため掘り起こしたところ、6月15日の産卵分から23匹が孵化しており、うち1匹が死んでいることを確認いたしました。そこで8月24日、台風も去り、波も静かになりましたので海水浴に来ていた子供たちや観光客による子ガメの放流会を行い、体長約5センチの22匹の子がめは、「頑張れ」や「大きくなって戻って来いよ」の声援を受け、砂浜をたくましく進み、やがて大海原に姿を消しました。この放流会の様子はテレビ・新聞等で報道されましたので、多くの県民、町民の方々がごらんになったと思います。

さらに、9月7日に82匹、9月8日に51匹の子ガメが孵化したので、地元の子供や杉並学園の児童、観光客の手によって放流いたしました。そして、残りの卵も、順調にいけばそれぞれの産卵から2カ月ほどで孵化する予定ですが、今夏は猛暑が続いたためか孵化率が低くなることが予想されます。しかし、今後とも注意深く保護監視し、1匹でも多くの子ガメを放流し、将来にわたり弓ヶ浜海岸の環境保全に努めたいと存じます。

南伊豆町総合防災訓練について。

東海地震を想定した総合防災訓練を9月1日の防災の日に、本町では初めての取り組みとして町職員によるイメージトレーニングと図上訓練を、また青野川のふるさと公園では、静岡県の緊急防災支援室と連携してヘリコプターを使った離着陸訓練を行いました。今回の防災訓練は、東海地震の切迫性や県の発表した第三次被害想定を踏まえ、合理的な防災対策の樹立に資するために計画いたしました。

まず、イメージトレーニングでは、実際に地震が起きた場合、町の災害対策本部要員自身はその時点においてとるべき対策をイメージし、適切な行動で対応できるかを予行演習いたしました。また、図上訓練では、実際に町の災害対策本部を開設し、被害想定地図等を使用し、災害の発生に伴う各種の事象に対し災害対策本部要員が各担当業務間で連携して、いかに迅速に対応策を講ずることができるかの実践に励みました。

今回は9月1日の訓練をより効果のあるものとするため、町職員に対し事前に2日間の研修を行い、9月1日の訓練では避難所、救護所、救護病院やヘリポートなどの町の防災拠点マップの作成、発災直後のゼロから30分後の行動、発災から1から2時間後の行動をどう対処するかイメージトレーニング、また防災計画に基づく事務分掌による情報から対策支持までを、伝達用紙を使用しての流れの確認など、さまざまなものに挑みました。この新たな訓練に取り組んだ成果ははかり知れませんが、この訓練で明らかにされた問題点や課題は整理して、地域防災計画の見直しや災害対策本部要員自身の災害対策への認識をさらに向上させたいと存じます。

さて、東海地域を震源とする巨大地震は、過去のデータによると 100年から 150年周期で起こっています。現在は1854年の安政東海地震から 140年余がたち、地震専門家は東海地震はいつ起きても不思議ではないという切迫した状況であると発表しています。本町におきましても、静岡県が先ほど発表した第三次地震被害想定では、前回と比べ津波による被害が減っておりますが、地震動と液状化による建物被害が大幅に増加しています。

今後はこれらの調査結果を反映させ、防災訓練では各自主防災会や消防団などの救出救助訓練の強化拡充、また、耐震構造となっていない役場庁舎を初めとする公共施設の耐震化への見直しや一般の家庭でも家屋の耐震補強など、従来の防災に対する認識を増して地震への備えを、いま一度再認識していただきたいと存じます。

ごみ袋の統一化と分別収集について。

ごみ袋の統一化について。

南伊豆町一般廃棄物処理計画に基づきますと、ごみ袋を透明あるいは半透明化することになっており、平成8年度以降にモデル地区を設け、1から2年調査研究し、結果を踏まえて町全域に広げる方針が記載されており、平成8年度から中木地区、平成9年度から石廊崎地区をモデル地区として実施してまいりました。賀茂地区において、透明または半透明の指定袋を導入していない市町村は当町だけとなり、また、近年不燃物類の混入が多いため焼却施設の破損が著しく維持修繕費が増大しており、毎年 2,000万から 4,000万円も費やしております。この対策とごみ減量化を目的とし、平成13年12月からプライバシーの問題にも配慮して、県下の多くの市町村が採用している半透明袋を指定し、不燃物や危険物の混入を防ぎ、安全で正しく分別されたごみを確保する計画を実施することにいたしました。

また、この半透明袋は町内の取り扱い小売店で購入して使用することになりますが、12月からの指定袋完全実施に向けて円滑に移行できるように、10月と11月の2カ月間、試行期間を設けますので、黒いビニール袋等を使い切っていただくことと、半透明袋で排出する方法になれていただきたいと存じます。

ごみの分別収集について。

一般廃棄物のうち、容積比で約6割を占める容器包装廃棄物を対象とし、自治体、事業者、消費者のおのおのが責任分担して、再商品化（リサイクル）を図り、新しい資源循環型社会を構築することを目的とした「容器包装リサイクル法」が施行されたことに伴い、平成12年度に南伊豆町分別収集計画を策定し、本年12月1日の完全実施に向け現在準備を進めております。

区分、品目としては、缶類としてアルミ缶、スチール缶、瓶類として無色瓶、透明瓶、その他瓶、紙類として段ボール、新聞紙、ペットボトルの4区分、8品目になります。地区の分別ステーションに配置する品目については、この8品目のほか、従来の不燃物、粗大ごみ、金属類、ガラス・せとものくず等の3品目を加えた11品目になり、全体として従来どおり回収する可燃物とあわせて12品目となります。

これらの排出物の中には、中身を使い切り軽く水洗いするものや、大きさ、重さによっては直接清掃センターに搬入する等の基準があります。ごみ袋の統一化と分別収集の内容につきましては9月12日から各地区において説明会を開催しておりますので、全世帯が出席していただくようお願い申し上げます。

ごみ袋の統一化、分別収集ともこの方法になれるまでは町民の皆様方にご迷惑をおかけしますが、きれいなまちづくりとごみの減量化のために皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

主要建設事業等の発注状況について。

平成13年度第2四半期（7月から9月）における主要建設事業等の発注状況は、次のとおりであります。

庁舎内LAN稼働用グループウェア開発業務委託 364万 3,500円、株式会社下田OAシステム。IT講習会業務委託 315万円、株式会社下田OAシステム。レディースカップロードレース大会運営業務委託 300万円、レディースカップ実行委員会。固定資産基礎資料更新業務委託 204万 7,500円、株式会社パスコ。ダイオキシン類測定業務委託 301万 3,500円、株式会社タクマ東京支社。焼却処理施設定期補修工事 3,885万円、株式会社タクマ東京支社。三坂（入間）漁港漁業集落環境整備工事 3,801万円、東洋・河津・長田特定建設工事共同体。三坂（入間）漁港漁業機能高度化工事 2,782万 5,000円、株式会社古川組。三坂（中木）漁港漁業集落環境整備事業設計施工監理業務委託 222万 6,000円、財団法人静岡県総合管理公社。町営分収造林保育業務委託 249万 7,000円、伊豆森林組合。町道東風山戸A線道路舗装工事 202万 6,500円、丸三工業株式会社。町道小稲山線道路維持工事 448万 3,500円、五味建設株式会社。町道寺谷戸線道路維持工事 467万 2,500円、朝倉建設株式会社。ふるさと公園外灯設置工事336万円、有限会社鈴木電気工業。下賀茂地区防火水槽設置工事 405万4,500円、興栄建設。下小野（川合野）地区防火水槽設置工事 451万 5,000円、株式会社保坂建設。入間（差山）地区防火水槽設置工事 447万 3,000円、長田建設工業株式会社。竹麻小学校空調設備設置工事 696万 1,500円、有限会社渡辺電気商会。南中小学校倉庫建設工事 370万

6,500円、興栄建設。三浜小学校校舎屋内運動場建築設計委託業務 2,205万円、株式会社池田建築設計事務所。南伊豆町公共下水道事業湊処理分区管渠築造工事（第2工区）2,898万円、株式会社保坂建設。南伊豆町公共下水道事業湊処理分区管渠築造工事（第3工区）3,517万5,000円、栄建設株式会社。南伊豆町公共下水道事業湊処理分区管渠築造工事（第4工区）1,375万5,000円、栄建設株式会社。南伊豆町公共下水道事業湊処理分区管渠築造工事（第5工区）2,163万円、株式会社保坂建設。南伊豆町公共下水道事業湊処理分区管渠築造工事（第6工区）2,761万5,000円、長田建設工業株式会社。南伊豆町公共下水道事業湊処理分区管渠築造工事（第7工区）3,846万5,500円、長田建設工業株式会社。石綿セメント管更新事業上賀茂地区配水管布設替工事 737万2,050円、有限会社志村パイピング。下賀茂日野A線配水管布設替工事に伴う舗装工事 242万9,700円、丸三工業株式会社。毛倉野飲料水供給施設取水ポンプ設置工事 278万2,500円、株式会社二和工業商会。

以上で平成13年9月定例町議会の行政報告を終わります。

○議長（簾田国広君） これにて行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（簾田国広君） これより一般質問を行います。

◇ 漆 田 修 君

○議長（簾田国広君） 6番議員、漆田修君の質問を許可いたします。

〔6番 漆田 修君登壇〕

○6番（漆田 修君） 通告に従い、一般質問をいたします。

第1番目は、地方分権と地方交付税についてであります。

小泉改革の柱であります経済財政諮問会議が答申しましたとおり、地方交付税制度の見直しが政府から打ち出されております。問題を理解するためには、制度の持つ本来の役割と仕組みを知ることが必要でありましょう。地方交付税は、本来用途の決まっていない一般財源で、自治体間の財政力格差を是正することを目的にしております。こうした財政調整制度がないと、義務教育や消防のような基本的な公共サービスを維持できなくなったり、自主的に独自事業を組めなくなったりする自治体が出てしまうからであります。それを個人のレベルで考えると、同じ税負担を負っているのに住んでいる地域が違うという理由だけで、受けられる公共サービスの水準が大きく違ってしまふことを意味するのであって、本来地方交付税

はこうした不公平を取り除き、すべての自治体に地方自治を保証する役割を担っているのです。

では、どのような仕組みで資金調達され、配分されているのでありましょうか。まず、地方交付税として配分される税源はあらかじめ決められております。現在は、所得税と酒税の32%、法人税の35.8%、そして消費税の29.5%、たばこ税の25%が自動的に交付税特別会計に繰り入れられております。今年度の当初予算では16兆8,000億——これは全国規模、国のレベルの話であります、このうち配分される総額は21兆3,000億に上がり、不足分は地方の交付税特別会計への借り入れで賄われております。

次に、地方交付税は各地方自治体の財源不足に応じて配分され、この財源不足は実際の不足額ではなく実際の財源不足額に応じて配分すると、赤字を出した自治体ほど有利になってしまうからであります。そこで、総務省が標準団体を想定して、あるべき財政需要を計算した上で、そこから純税率で推計して標準的な税収見込み額を差し引いた財源不足を求める。これは地方財政法でうたっておりますが、つまり、財政法でいうところの基準財政需要額から財政収入を差し引いた交付基準額が課税客体となるわけであります。計算式は非常に複雑であります。

ところが、オイルショック後、税収の落ち込みによって交付税の資源が恒常的に不足するようになってから、地方交付税制度はさまざまな変則措置がとられてきました。まず、交付税特別会計が借り入れをして交付税を配るようになりました。バブル期にこの隠れ借金はかなり返済されたが、バブル崩壊以降この特別会計の借入金は一雪だるま式に膨張し、42兆円に達しております。そのため、今年度から特別会計の借り入れの半分、すなわち地方負担分について自治体が事実上の赤字地方債——都道府県によっては臨時財政対策債とも呼ばれておりますが、それを発行して賄うことになり、今や自治体がみずから借金をして交付税の配分を受けるといふ異常事態に陥っているのであります。

地方交付税が公共事業を誘導する手段となってきたことも、こうしたゆがみをもたらす原因をつくってきました。公共事業をふやせばふやすほど交付税も増加する仕組みになっているからであります。まず、国から補助金を受けた地方自治体は、地方債の発行許可を受けて公共事業を獲得する。そして、それに見合う交付税が裏負担として配分されるのであります。つまり、国庫補助金、地方債、地方交付税の3点セットで公共事業対策が行われてきました。さらに最近では、自治体を景気対策に動員するために、国は地方交付税で地方単独の公共事業を行わせるように誘導してきました。その手法は実に入り組んでおります。それは、地方

単独の公共事業を行わせるために自治体に地方債を発行させ、その上で元利償還金の一部を後年度の地方交付税で支払う約束をするのであります。この単独事業は地域総合整備事業などと呼ばれ、まちづくり事業から福祉施設、農道建設にまで及んでいる。しかし、実際にはこの後年度交付税措置の支払いはずるずると先延ばしされております。既に交付税特別会計は借金づけになっているからであります。

こうしたゆがんだ国の公共事業誘導政策によって交付税特別会計の借金がひどくなる一方で、自治体側も地方単独事業を削らざるを得なくなっています。加えて、これまで不交付団体だった都市も、財源不足から交付税の配分を受けるようになったために、小さな町村への配分が伸びていない。こうして、交付税の本来の役割であります財政調整機能は著しく低下しているのであります。

以上のように、地方交付税の見直しは不可避であります。単に地方交付税を削ればよいというわけではなく、逆に地方交付税改革の視点は、交付税本来の財政調整機能を回復させ、すべての自治体に自主的な地域づくりができるように促すことにおくべきであると考えます。そのためには、交付税による不必要な公共事業をやめるべきで、次に、できるだけ自治体間の財政力格差を広げない形で、地方の独自財源を拡充することが必要になります。そして、同時に国と都道府県だけでなく、都道府県と市町村間でも事務や権限を再編しなければいけません。特に、小さな市町村だけで健康保険や介護保険を運用させるのには無理があり、それぞれのレベルに合った事務をするような制度改革も必要でありましょう。この表現は後ほど言う市町村合併の問題とも非常に関連してまいります。

この9月決算議会の後、第3四半期に入るや即、来年度予算策定作業が待っておりますが、我が町の執行責任者としての町長は、地方交付税の見直しについて平成15年——実質的には平成16年度になりますが、負債償還額のピークを迎えるという我が町の財政現状と、その対応課題を背景にどのような認識と見解を持っているのか、町長のご答弁を求めたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（簾田国広君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） お答えいたします。

来年度予算編成と交付税についてということでございますけれども、我が町の歳入の47%は地方交付税であります。地方交付税の見直しを行うことは、南伊豆町にとって非常に大きな問題であるということは間違いありません。地方交付税の見直しを行うに当たっては、石

川県知事の言うとおりで、「構造改革の一環なら歓迎するが、単に交付税減額という理論だけでは納得できない。一方的に交付税を減額したら国と地方の行政はがたがたになってしまう」。まさにこのとおりだと考えております。各市町村間において経済力、財政力に大きな差がある、財政力の低い自治体が自主的な歳出が行えるよう交付税を交付していただきたいと考えております。なお、公共事業等において国の関与を排し、縮小、税源移譲を含め根本的に見直すことなど、単純な基準で交付額を決定するような仕組みにしていきたいと考えております。つまり、交付税の仕組みは見直すべきところではあるが、交付税の減額は財政力の低い町にとっては非常事態に陥ると認識しております。

そこで、来年度予算策定においては、漆田議員ご指摘のとおり、確かに負債償還額が平成16年にピークを迎えますが、その中において過去に借り入れを行った貸付利率が高い起債については繰上償還を検討し、今後の起債の発行についてはさらに慎重に行うとともに、交付税充当率の高い起債を選び、またきちんとした財政計画を立てた上で今後予定される大型事業等に備えていくべきであると考えております。

以上です。

○議長（簾田国広君） 漆田修君。

○6番（漆田 修君） 非常に楽な内容のご答弁でありましたが、その方向とか姿勢についてはよく理解いたしました。

具体的には、例えば機構改革等を推進して、基準財政需要額を減額する方向にあるという中で一つの町としての施策であろうとは思いますが。あと、基準財政需要額そのものが現実的なものであるかどうかということも、実は予算策定の段階でぜひ考慮に入れていただきたいのであります。平成8年からの財政分析を見ますと公債費比率が平成8年で約11%、今年度12年度が13.5、多分16年度になりますと郡平均の15%弱近くになるであろうと推定されますが、公債費そのものが元利償還金が頭になりますので、それを高利でなおかつ高いものについては前倒しで償還しましょうというようなこともおっしゃいましたが、具体的にその財源はどこから持ってくるんですかという話になった場合、そこまで町長は細かいことについては言及されませんでした。もうちょっと詰めて議論をしていただきたいなと思うんですね。

あと、基準財政需要額から収入額を引いた交付基準額の関係と財政分析、その辺もできたら担当の部門でも結構ですが、平成14年度、15年度の予算策定、16年度をピークにした、例えば交付税そのものの減額——単純な減額ではありません。交付税の計算は非常に複雑にな

っておりますので、その辺の総体的な答弁でも結構ですが、できたら担当部署の方がよろしいと思います。

○議長（簾田国広君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 先ほど出ました機構改革の件ですけれども、具体的に各種補助団体の補助金の見直しとか既存事業の見直し等の事業の重点化、また行政改革推進実施計画を踏まえ機構改革検討委員会を発足させ、現在5回の検討委員会が開かれております。近日中に報告があると聞いておりますので、また、結果が出次第、皆様方にご報告させていただきます。また、詳しいことについては総務課長より説明させます。

○議長（簾田国広君） 総務課長。

○総務課長（外岡捷美君） ただいまのご質問の中で、平成16年度の起債の償還の配分ですが7億2,900万円、現時点ではなっています。今後、今やっている事業を含めまして水道石綿セメント管の一般会計からの繰り出し、あるいはダイオキシン対策の9億からの事業、それから来年度から始まります三浜小学校の建築、それから総合計画にもあります保健福祉センター等保健施設、こういうものになるんですけれども、現時点では16年度が最高ピークであります。これらの事業、やっけて行かなければならない事業であります。2年から3年後には償還が始まります。そうしますと、7億が果たしてこのままで済むのか。私は、これが危惧されるようになるのではないかと考えております。16年以降もさらに膨らんでいくという予想をしております。来年度予算案がこれから始まるわけですが、少しぐらいの見直しではなかなか追いつかないのではないかと考えております。

この内訳については、借り入れをしている額が53億ほどあるんですが、一番利率の高いのは郵便局から借りております14億2,600万ほどありますが、このうち一番高いのは8%で700万。それから、7%から7.5%以下が2億3,900万、それから4.5%以下が5億となっております。それから、縁故債で2億9,400万ほど借りていまして、こういうものをやっけていきますと最後には当然今の0.15から2%が60倍にもなるわけですから、そういうものを早く返していかないと。今まで、こういうものについてなかなか償還は認められないことになっていましたが、郵貯の関係については認めることになりましたので、来年度からペイオフが始まりまして、一定の額以上は保証しないということもありますので、ここいらを踏まえた中で既に財政調整基金が13億あるんです。これらのある程度取り崩して、高率の借り入れについては償還していくのも一つの方法だと思います。

○議長（簾田国広君） 漆田修君。

○6番（漆田 修君） 7億数千万の内訳と将来的に16年までふえるであろうと、金額に対するご答弁をいただきました。確かに、基金残高比率は郡内に比べても非常に高いですね。県の平均は大体50%、市も52%という数字があります。我が町は基金残高、その目的が制限されていない基金も当然ありますで、それもひっくるめての76%でありますから非常に高い比率を占めておりますが、その辺財政担当としては非常に難しい問題だと思います。一、二の三で一遍にひっくり返す、もしくは一遍に方向を変えるというやり方は、地方財政計画の運営の難しさというのは重々私ども理解しておりますが、それらを、町長、執行者として常に念頭に置きながら予算を策定する段階でお願いしたい。

そしてあと一つ、地方交付税と公共投資は裏表の関係になりますが、単純に公共投資を切らないで、これは我が南伊豆町もそうではありますが、地域経済の下支えになっております。非常に建設業界はすそ野の広い産業でありますので、極端に不必要な公共事業は切ってもよろしいと思いますけれども、地域経済の下支えであるということを念頭に置かれながら、来年度の予算策定はぜひお願いしたいということをお知らせ申し上げます。

2番目の質問に入りますが、実は地方交付税との関係も非常に関連しております。この賀茂郡の6町村の首長会の方向の内容を仄聞しますと、特にこの西伊豆地区においては交付税の内示と申しますかね、交付税がうまくもらえないと、非常に財政的に厳しいという背景が実はあるように伺っております。その中で、地方分権と市町村合併についての質問をさせていただきたいと思っております。

ご承知のように地方分権とは、自己決定、自己責任の原則に基づき地方自治体の意思を決定していくことと言われており、その課題は住民自治の徹底である。具体的には、高齢化への対応、多様化する住民ニーズへの対応、生活圏の広域化への対応、それから行政コストと効率化の向上及び地方分権の推進などが主たる課題と言われております。

小泉政権が掲げる構造改革の柱の一つである「国と地方の関係の抜本的な見直し」は、補助金や地方交付税を通じて国が地方行政に深く関与する今の制度自体は、効果が乏しい事業まで安易に実施する傾向をもたらし、国に依存する地方の甘えも助長してきました。国と地方をあわせて666兆円にまで膨らんだ累積債務の一因でもあります。総務省は実際に自立を促し、創意工夫で個性ある地域づくりに取り組むことができる仕組みに早く改めなければならず、それには国から地方への税財源の移譲とともに、行政能力の脆弱な小規模な自治体は権限や税財源を移譲されても適切に対応できないから、市町村合併は不可欠であるという論旨で合併を押し進めているのであります。

冒頭申し上げました住民自治の徹底の具体をさらに言及すると、行政は特に高齢化への対応、すなわち高齢者の立場を考えることが大事であって、高齢者の生活圏は狭く、きめ細かな行政サービスを行っていくことが住民自治であろうと思われま。我が南伊豆町もそうですが、高齢化への対応は住民との距離をより近く、より高い行政効率を追求する姿勢こそ今まさに求められているのであります。

岩田町長の合併認識としては当本会議の場で既に2回答弁しております。そして、本年5月、商工会総会、町長あいさつの中で「市町村合併は避けて通ることのできないものである」との見解を示しております。それがどの程度の認識のもとで発言したかは不明ですが、後ほど改めて認識をお伺いいたします。

そして、昨年10月16日、全国町村議長会総会が行われ、全国町村議員会館において政策審議会、都道府県会長会を開催し、第44回町村議会議長全国大会の提案要望等を決定し、市町村合併に関する緊急要望を決定しております。その全文は次のとおりであります。

「政府は現在、地方分権の進展に対応した市町村の行財政基盤の強化に向け、市町村合併は避けて通ることのできない重要課題であると認識し、積極的に市町村合併を推進するため住民投票の制度化を検討している。また、与党においては平成12年12月の合併特例法の改正により、町村合併を行う場合の主となる要件が「5万人以上」から「4万人以上」に緩和されたものをさらに緩和して、「3万人以上」とすることを検討していると仄聞する。我々は従来から、市町村合併は将来にわたる地域のあり方や住民生活に大きな影響を及ぼす事柄であり、国や都道府県が強制的に進めるべきではなく、あくまで関係市町村と住民の自主的な意思を基本とすべきであると主張してきた。市町村合併は、関係市町村間に合併機運が熟していることが不可欠であり、地方公共団体の意思決定は議会の決議によるとする代表民主制をとっている我が国の地方自治制度を踏まえ慎重に検討すべきである。よって、政府国会は市町村合併の推進に当たっては、あくまで地域住民の意思を十分に尊重し、強制的な合併とならぬよう強く要望する。以上、決議する。平成12年10月26日。全国町村議長会、都道府県会長会」。こういう形で、第44回の全国都道府県議長、町村議長会の場では決議されているわけですね。

したがって、政府主導による合併に対して慎重な立場をとっている。これは町村会の動きもそうだと思います。時期をちょっとずらしまして、全国町村会の方でも同様のものを採択しております。そしてまた10月23日、地方分権推進委員会。これは政府の諮問機関であります。市町村合併について、全国町村議長会長の太谷正さん。これは山形県遊佐町の議長で

ありますが、そういう方々や学識者、自治省などからヒアリングを行っております。そして、その席上、大谷会長は——これは全国の町村議長会長であります、それをちょっと引用させていただきますが、「市町村合併はあくまで自主的なものでなければならない」と、原則を貫く必要性を強調し、「地方分権とは自己決定、自己責任の原則に基づき地方自治体の意思を決定していくこと、市町村合併が事実上強制的なものとなり、当該団体の存在そのものを自己決定できないようでは地方分権は言葉だけになる」と指摘しております。そして、「どうして今住民の納得を得ないうちに急いで大合併を推進しなければならないか、戸惑いを感じず」と述べ、今合併が求められている理由、私が申し上げましたさっきの4つですね。高齢化の対応、多様化する住民ニーズへの対応、生活圏の広域化への対応、行政の効率化の高揚、そして地方分権の推進という命題であります。こういったもの、いずれも重要な課題であります、これらの課題への対応策は唯一合併であるとは考えておらず、合併は一つの選択肢に過ぎない」と断じました。大谷さんですね。

地方分権の時代の課題は住民自治の徹底であり、例を挙げ、ヨーロッパの市町村の平均人口規模は英国を除くと3万人台であり、ドイツは約5,000人、我が国は3万9,000人、町村だけを見ると1万1,000人で、現在の実態が好ましいと認識していると述べた。高齢化が進んでいく我が国にあって行政は高齢者の立場を考慮することが大事で、高齢者の日常生活圏が狭く、きめ細かな行政を行っていくことが住民自治であろう。高齢化への対応は住民との距離が短く、効率性を追求することであると、効率性を追求する余りやたら合併を進めることは住民自治に反すると指摘、広域連合、広域行政組合もすぐれた制度体制であると思うと述べ、また、自民党で推進している合併推進のための市の要件緩和——これは中央制度調査会のことであろうと思うんですが、市街地の連檐性を無視し、人口だけを市の要件とすることに反対の意向を示した。さらに、国土は山々に囲まれた町村があって初めて守られており、町村の存在はもっと評価されるべきだと指摘し、昭和の大合併で町村が疲弊したことを例に挙げて、なぜ山々をさらに疲弊させるのかと訴えた。このほか、地方制度調査会で答申された住民投票についても——ことしの臨時国会は秋ですね。地方自治法の改正が上程されると思いますが、そういった住民投票についても問題が多いと指摘、合併は幅広い立場から十分時間をかけて検討すべきだと、その大谷会長は結んだのであります。

そして、昨年末相次いで行われた全国町村議長会、全国の町村会長、都道府県会長会での動向や合併に関する委員会審議の内容をまとめましたが、いずれも慎重論の立場であると言えます。今般、たしか8月に伊豆新聞に掲載されたと思いますが、賀茂地区の合併問題調査

検討会の立ち上げや賀茂地区の町村会の動向と、そして町長ご自身の——既に前に2回、本会議で述べておりますが、町長ご自身の認識を改めて問うものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（簾田国広君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 合併について、町長の認識ということでございますけれども、市町村合併につきましては国等では、「現在 3,200余の地方公共団体を約 1,000余りに」との考えがあるように聞いております。賀茂地区の町村合併の取り組みにつきましては、本年5月25日の町村会定例会におきまして賀茂地区助役会で合併問題を検討していくことで合意し、7月11日の助役会議で、下田市を含め合併問題調査検討会を設置することで決定いたしました。その後、7月27日の町村会定例会において合併問題調査検討会の設置を承認し、8月10日の市町村助役会において名称を「賀茂地区合併問題調査検討会」とし、事務局を賀茂郡町村会内に置き、設置要綱、調査検討事項、各市町村の合併担当課長で構成する作業部会の設置をいたしました。

本案は、その作業部会において地域の連携の把握、行政上の一体性の把握、地域の将来図、合併の方向性の把握、行政水準、行政サービスの比較等の現況調査、基礎的資料収集や検討先進地事例調査におけるメリット・デメリットの検討を行うこととなっております。本町の合併に関しましても、今後の賀茂地区合併問題調査検討会の調査等の推移を見守り、あと賀茂郡町村会で検討を重ね、国・県等の動向を勘案しながら対応していきたいと思っております。

○議長（簾田国広君） 漆田君。

○6番（漆田 修君） 賀茂地区の合併問題調査検討会の性格づけは、ただいまの答弁で理解いたしました。その中では、具体的には部会がありまして、7市町村の担当課長の間で各自自治体が抱えているメリットであるとかデメリット、それから住民の意識調査等を行うというような規約がございますね。そこで、それが具体的に動き始めると、システムというのは、組織もそうありますが、自立作用というのがありまして、どんどん先々へ歩いていくという性格を持っております。国もそうありますが、2005年3月までの合併特例法というのは、合併した自治体に対しては起債面で優遇しますよと。片や、与党の地方制度調査会等においては、市の要件であると同時に政令市も60万人ぐらいに人口を落としてきた。それはいろいろ制度的な面で、合併を推進しようという動きの中で一つのものがどんどん次から次へと打ち出されてくるわけですね。1カ月半前にも、法定協議会を設置した後に22科目の合併マニ

ユアルというのは総務省でも出しております。6月末現在で、町の組織力を設けている地域は243、関係市町村の数でいいますと1,200余りあります。我が町も、県のそういう行政指導があってやむを得ずやったのかなと私は思っておりますが、そういう賀茂郡は郡でそういう研究会を設けて、民間の研究団体でなくて行政側がやったということは、これは実は非常に重い意味があるわけです。当然、町村なりの意向もあると思うんですが、自立作用ということは常に頭に入れないと、どんどん勝手に動いていますから、システムというのはそういう特性を持っておりますので。がんじがらめになって住民の意思とかけ離れたところで最終的に合意に飛び込んでしまったとなったら、それこそ住民は不幸であります。そういう意味で、首長たるものは認識を持ってぜひお願いしたいと思えます。

合併問題については、町長は前回本会議でも同僚議員の質問で2回ほど答弁しておりますので、ここであえて細かいことまでは申し上げません。ただお願いしたのは、そういう認識を常に腹に持って臨んでいきたい。一部の町村の首長に引っ張られないで、おれはこう思うんだという意識を強く打ち出してお願いしたいと思えます。

以上、ちょっと早いですが私の一般質問を終わります。

○議長（簾田国広君） 漆田修君の質問を終わります。

ここで35分まで休憩いたします。

（午前10時26分）

○議長（簾田国広君） 休憩を閉じ、再開いたします。

（午前10時35分）

◇ 石 井 福 光 君

○議長（簾田国広君） 9番議員、石井福光君の質問を許可いたします。

〔9番 石井福光君登壇〕

○9番（石井福光君） 通告により質問させていただきます。

観光化の活性のための石廊崎灯台を参観灯台に、関連がありますので県で計画されている（仮称）長津呂歩道整備計画と灯台との整合性について質問させていただきます。

全国の不況による経済の低迷、また特に当町においてもすべての業者、特に観光立町としての観光業者の不況は目に余るものがあると思えます。そこで、町の第4次総合計画の基本構想の重点プロジェクトの中で、「連携、協力による自然環境、景観の保全、南伊豆町の豊

かな自然環境や海岸を初めとする美しい景観を守るため、町内外の人たちの自然や景観に対する意識を高め、参画を得ながら景観に対する意識を高め、南伊豆町としての自然や環境づくりを推進する」と、2点目に、観光基盤の整備とサービスの充実について述べてあります。「観光事業は厳しい状況にあるものの、観光に対する町民の意識は高いことから21世紀に向け観光立町を進めることが重要で、南伊豆の特色である随所にあられる自然を生かすことに基本を置きながら、観光リゾートの行楽客がわざわざ町を訪れてくれるための魅力がある観光地づくりを進めていく必要がある」とうたっています。

南伊豆町は、以前は石廊崎地区においては町にとっては観光の拠点であり、今後も既存施設の維持管理と有効活用に力を注ぐべきであると思います。そこで、石廊崎灯台を参観灯台に移行することを提言する次第でございます。石廊崎灯台は130周年を迎え、昔から波荒い難所と言われる伊豆南部の海域で海上交通の安全を見守っている歴史的価値があり、観光資源としても十分魅力があります。しかし、一般人が自由に見学できる参観灯台になってはならず、ただ7月20日の「海の日」、11月1日の「灯台記念日」の年2回開放されているのが現状であります。

ちなみに、石廊崎灯台は1871年（明治4年）10月5日、日本最初の木造灯台として設置されたが、昭和7年の暴風雨で大破し、昭和8年に再建された灯台が現在の原形であります。平成9年無人化され、平成10年一般公募による「日本の灯台50選」に。全国約3,200基の灯台があり、伊豆に38基あるわけですが、この中で選ばれたのは石廊崎灯台と神子元灯台のみであります。「50選」は知る人ぞ知る勲章となっております。一例ですが、房総半島の最南端、千葉県白浜町は人口約6,000余で南伊豆の半分ですが、観光地としては伊豆に似ている観光地でございます。野島崎灯台は明治2年に初点灯し、大正時代から参観灯台として一般に開放してきております。近年は年間約10万人の来場者があるとされておりまして。

灯台は、地域に親しまれ、古くから観光資源として生かされてきました。灯台を管理する海上保安庁によれば、参観灯台は現在全国で12カ所。参観灯台移行には一般的には地域と社団法人燈光会というのがありまして、それが国へ申請し、安全性の確保を初めある条件をクリアすれば石廊崎灯台は許可がおりる可能性が高いとされておりまして。また、保安部でも、地域からの要請があれば協力は惜しまないと言っております。

本年3月、国・県で計画されている（仮称）長津呂歩道整備計画と参観灯台との整合性について、一つのコースとして実現できれば、石廊崎また町について観光の活性化に期待できると思いますが、この移行について町長の考えを伺いたいと思います。

○議長（簾田国広君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 参観灯台についてですけれども、議員が言われますように、我が町にある石廊崎灯台は歴史も古く、日本最初の木造灯台として設置され、昭和8年に現在の灯台に再建されました。石廊崎は、昭和25年には「日本 100選」に、平成10年には「日本の灯台 50選」にも選ばれ、その知名度は高いものがあります。石廊崎灯台は、町民憲章にもありますように我が町の象徴であり、また観光資源の一つとして宣伝してまいりましたが、近年石廊崎を訪れる観光客も減少し、これを何とか打開しなければと常に考えているところであります。

現在、石廊崎灯台では年2回、海の日、灯台記念日に参観灯台を実施しております。静岡県内では御前崎灯台が、年末年始及び強風、雨天を除き実施しております。また、伊東市にある門脇崎灯台は特殊な灯台で展望台として利用し、見通しが壮観となっております。千葉県の野島崎灯台のように灯台資料展示室を備え、入場料とあわせ参観できる灯台を含め、参観灯台は全国で11カ所あります。下田海上保安部では参観灯台事業を実施しておらず、年2回の記念日に灯台を一般開放しているのが現状であります。今後、下田海上保安部の指導のもと社団法人燈光会と協議し、参観灯台とすることができるかどうか検討してまいりたいと思います。

また、遊歩道の関係でございますけれども、県で計画されている長津呂歩道整備計画との整合性でありますけれども、現在の長津呂歩道は中木から旧道（一部県道）を通り、ジャングルパーク横から最南端をおり、折り返し登山道をおり、石廊崎漁港から白水城周辺までの歩道であります。地元のつり橋等の要望を踏まえ、環境省下田資料保護官事務所及び県観光レクリエーション室等に要望し、国・県事業でできるよう現在コンサルタントに計画をお願いしていく所存であります。新歩道計画はユウスゲ公園地先より県道を使用しないで海岸線を最南端に至るコースで、石廊崎灯台もコース内に位置しております。最南端を折り返した後、石廊崎漁協へおり、途中つり橋を渡り、白水城跡から石廊崎売店前に至るコースであります。現在の歩道また計画歩道はいずれも最南端のコースでありますので、石廊崎灯台との整合性はあるものと考えております。

以上です。

○議長（簾田国広君） 石井君。

○9番（石井福光君） ただいま町長の回答があったわけですが、この（仮称）長津呂歩道計

画については、町でも 160万ぐらいの策定を委託しているわけでごさいます、明確には29億と聞いております。これは県の今の財政の中で大変難しい点があるかと思いますが、やはり積極的に町長が県の方または環境庁の方へ陳情に行って、これは絵を描いただけで行くということは何にもならないことであり、陳情の回を重ねることが必要ではないかと思ひます。我々議会においても陳情についてはやぶさかでごさいませんので、ぜひこの点についての陳情をよろしくお願ひします。

それと、長津呂歩道計画について地元からの要望書も出ているわけですね。この内容を見ると、やはり住民意識をできるだけ——住民が最盛期の夢をもう一度というような中で、各個人の経営方針の転換とか施設の改善、これはやはり町や県だけではできるものではなくて、そういう地元の自助努力というものがなければ実現できないと思ひます。地元と町と県と国とで、そういうものを強力に推進していくことが必要だと思ひます。

それと、先ほどの社団法人の燈光会の件ですが、これは海上保安庁へ行って聞いたわけですが、燈光会というのは、要するに年じゅう開放するということになると1名か2名の人を雇うわけですね。これは燈光会で雇うわけなんですね。その場合の人件費等については、当然入場料を100円にするとか200円にするとか、それは後の問題ですが、ある程度の人件費を取って、その補いで足りないところについては町と燈光会で検討の上で行っていくというのが第1点だそうです。それと、灯台へ入るときに安全が当然確認されなきゃいけないわけですね。そのために、階段とか周りのフェンス等についての整備もこの申請の条件の中にあると思ひますが、これをクリアするためには町と燈光会との話し合いの中でやっていく必要があるということ。回答があつたのは、多分さっき私が冒頭申し上げたように、石廊崎灯台は犬吠とは違って安全管理の面とかについては可能性が十二分にあるという話でごさいますので、燈光会もインターネットがあると思ひますので、私は直接燈光会へ行ったわけでごさいませんが、東京都の西新橋に事務所があるわけなんで、これはインターネットを見たらわかると思ひますが、申請しなければ参観に移行できないものですから、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひますので。

次に、新学習指導要領実施と改正義務教育標準法について、関連がありますので質問したいと思ひます。

全国の小中学校で平成14年度から新学習要領が実施されるわけでごさいます。町の総合計画の基本計画でも学校教育の充実ということがうたつてありまして、触れ合いと豊かさのある暮らし、平成14年度から実施される完全週5日制のゆとりある環境の中で、児童生徒の一

人一人の能力、個性を育て、生活体験や自然環境など体験活動を通じ、また地域の教育資源を生かした特色ある教育を展開するとともに、家庭・学校・地域の教育を通じて子供たちの生きる力をはぐくむということが課題とされております。

しかし、新学習指導要領の実施で学力低下にならないかという問題が一つありまして、これはなぜかといいますと、授業時間と教科内容が削減される。2点目に、教科の枠を超え、内容は学校の判断に任された総合的な学習が導入されるという点でございます。しかし、この指導要領は最低基準だという見解で行われるわけでございますが、学力低下の論議が起き、教科内容削減の是非が問われております。前文部大臣の有馬氏は、総合的な学習で数学、理科を重点的に扱うことを提案し、大変な波紋を投げかけております。文部科学省も学力低下の指摘を無視できず、来年、全国的な学力調査試験を行うことにしたと言っております。

さらに、新指導要領は子供が身につけるべき最低基準に過ぎず、伸びる子供にはこれに応じた教育ができるとする見解を打ち出しておりますが、この事業内容は中学の場合に新指導要領は授業時間が年に980時間、その中に総合的な学習というのが大体1年、2年、3年で70単位から130単位——1単位というのは50分だそうでございますが、これが問題の総合的な学習ということで各地域によって行われるわけでございます。そういうことの中で学力低下が問題になっているわけでございます。

続きまして、改正義務教育標準法が今年4月に施行され、学級編成の絶対的基準とされてきた40人学級について、市町村も都道府県教育委員の同意があれば弾力的に変更ができるようになったと聞いております。埼玉県志木市は、学級崩壊やいじめの防止、学力向上を目的に、来年度から小学校1、2年生を25人学級にすることを決めております。ここで問題になるのは、クラスがふえた分の先生の給与財源であります。小中学校の教員給与は、市町村立学校職員給与負担法で都道府県の負担と定められ、さらに義務教育費国庫負担法でその半分を国が持つ財源の負担割合となっております。志木市長は、増加する教育の給与費を市と県で半分ずつ出してくれという案を出しましたが、県は即答を避けております。これはなぜかといいますと、「両法が市町村の負担に言及しておらず、増加分の給与を同市が負担するのは法の趣旨に反する」との見解が県教委内にあるため、志木市長は「県の財政支援が得られなければ自主財源の範囲内で1年生に限ってでも実施する」と言っております。これは非常に大胆な試みで、少人数学級は子供の精神的な安定に非常に効果があり、学級崩壊を防ぐ面でも導入の意義は大きいと教育評論家の小木氏が述べておりますが、今後、都道府県や市町村が地域の実態に即して弾力的な学級編成をできるようにと、義務教育標準法が改正された

のは地方分権の流れに沿う動きだと思います。そこで、新学習指導要領と改正義務教育標準法についての教育長の考え方を伺いたしたいと思います。

○議長（簾田国広君） 教育長。

○教育長（釜田弘文君） それでは、議員ご質問の第1点目の新学習指導要領の案件についてお答えしたいと思います。

議員ご指摘のように、新学習指導要領は来年度から小中学校で完全実施をされます。今回の改定の基本的なねらいは、各学校がゆとりの中で特色ある教育を展開しまして、児童生徒に豊かな人間性、みずから学びみずから考えるという、いわゆる生きる力の育成を図ることを基本的なねらいとして行われたものでございます。改定の要点としましては、議員ご指摘のように総合的な学習の時間を新たに設けたこと、あるいは完全学校週5日制に伴いまして授業時間の縮減をしたこと、それから個に応じた指導を重視すること、こういった点が基本的に盛り込まれております。

今回の改定に批判もないわけではございませんで、石井議員のおっしゃいますように授業時数が縮減されることによりまして子供の学力が低下するのではないかとといった危惧とか、あるいは総合的な学習ではそのねらいがあいまいになって子供に力がかからないのではないかと、そういった声がいろいろな方面から聞こえております。しかし、私たちが考えますところ、資料内容が非常に基礎等に絞られております。そういったものを最低基準としてしっかりと子供たちの身につけさせる手法、あるいは子供の能力、個性に応じたきめ細かい指導を展開することによりまして、この指導要領がねらう「心豊かでたくましく生きる力」を身につけることが可能であるというふうに私は判断をしております。また、そういったねらいが十分に達成されるよう、各学校教職員の一層の努力が求められているところでございます。

本町教育委員会としましては、各学校で学習指導要領への移行あるいは完全実施が円滑に十分になされるよう、教育条件の整備あるいは教職員の研修に万全を期していきたいと考えております。

2点目の、改正義務教育標準法についての答弁でございます。

議員おっしゃいますように、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律が一部改正されまして、さきの通常国会で成立をいたしました。この改正の柱は、1つには公立小中学校において基本的な教科について、20人授業などの少人数指導が実施できるように教員定数を改善したことでございます。2つ目には、国が今定めております学級編成の基準が40人となっておりますけれども、それを下回って学級編成ができる。これは都道

府県教育委員会の判断で設定できるとした、この2点が改正の柱でございます。

この改正によりまして、各都道府県では地方自治体を含めまして少人数指導の試みが次々と実践をされております。先ほど紹介された事例もその一つでございます。しかし、具体的に各自治体がどのような取り組みをしているかという詳細なデータにつきまして、現時点では文部科学省あるいは県教委から情報を入手しておりませんので、この席での答弁は控えさせていただきます。

静岡県では既に指導改善のための教員の加配を実施しておりまして、ちなみに、本町では竹麻小学校、南中小学校、南伊豆中学校、南伊豆東中学校に1名ずつの教諭を加配をいただきまして、チームティーチング等を実施しております。また、静岡県では今年度から、小学校1年生のクラスで平均36人を超える学級につきましては非常勤講師を1名配置しまして、その非常勤講師と担任と2人でTT方式で学級経営に当たるという制度を導入しまして、70数名の非常勤講師を採用したところでございます。しかし、本町では生徒の数の関係でその制度の適用を受けておりません。

本町の教員配置につきましての一番の課題は、複式学級においても国語や算数等の基礎教科をぜひ単学級で指導できるように教員をふやしてほしいと。あるいは中学校において、無免許教科で指導している教諭があるわけでございます、教員の数が少ないため。この解消を図るために教員を増員してほしいという、この2つが本町にとって一番大きな課題でございます。これにつきましては、私はいろいろな機会を通じまして県の教育委員会へ陳情要望を強めているところでございます。

以上が2点目の答弁でございます。

○議長（簾田国広君） 石井君。

○9番（石井福光君） ただいまの教育長の回答でよくわかったわけでございます。

これは関連ですが、当町における小学校1年生の25人学級というのは、聞くところによるとほかの町村や都市あたりと比べると、少子中でないと思いますが、それと関連して小学校6年間、中学校2年、3年生の中で南伊豆町における30人以上、38人とか36人の学級はどれくらいあるのか、ちょっとお答え願います。

○議長（簾田国広君） 教育長。

○教育長（釜田弘文君） 30人を超える学級が本町小学校の中にあるのかどうなのかということでございますけれども、現時点では5つの小学校の中に30人を超える学級はございません。しかし、今の2歳児が竹麻小学校に入ると37名ということがございます。この子供たちが学

校にあがってくるときには、先ほどのに該当するというごさいまして、南中地区では大体28名、29名、26名というふうな数字で1年生が入っていきます。竹麻小学校では大体20名前後ですけれども、2歳児だけが37名ということがございしますので、4年後にこういった影響があろうというふうに想定されます。

以上です。

○議長（簾田国広君） 石井君。

○9番（石井福光君） 当町はその点が他市と比べて恵まれているわけございしますが、今の2歳児があがって38名になったときには、その時点でまた対応できると思うし、先ほどの標準法について、それは先生の給与の問題になりますが、それはその時点で前向きに考えていければ、25人学級にしていくような方針で、これは先のことで時間がありますので、ご研究願いたいと思います。

それともう1点、週5日制になるわけですが、その生徒の過ごし方について各学校の生徒に対する方針というか対策というものはどうするのか、ちょっとご答弁願いたいです。

○議長（簾田国広君） 教育長。

○教育長（釜田弘文君） 既に隔週の5日制が実施されまして、そういう中で各学校は休みの時間をどのように使うかということで各種の指導をしているわけございしますが、本町では特に家庭とか地域にあって、子供たちが主体的に自分たちの生活を築いていくというふうなことで進めております。しかし、教育委員会の社会教育としてはですね、やはりそういった子供たちがいろいろな学習の機会を持てるように、「ふるさと学級」とか「ふれあい学級」等を充実をしまして、休日を使ってそういった活動に参加して、いろいろな体験ができるように計画的に対処しております。各学校はそういったことに協力をしていく、あるいは家庭へ啓蒙していくというふうな形、あるいは教職員のサイドからしますと、地域へ帰って子供たちがいろいろな体験をするときのボランティア的な活動にも、一般の市民、町民と同じように、またそれ以上にそういった活動に主体的に参加できるようにというふうなことで指導していくこととしております。

○議長（簾田国広君） 石井君。

○9番（石井福光君） 大変ありがたいことございしますが、私が心配するのは、今の子供というのはとかくテレビゲームとかテレビ、何をやるよりもそっちの方がとっと早いわけですね。今までは隔週でしたが、今度は毎週になってきますと余暇の過ごし方、2日間ですから、私が心配するのは非行の問題だとかいじめや心の問題、いろいろな問題に対して心配す

るわけで、できたら今教育長が言ったとおりボランティアですとか、スポーツを通じた中でそういう子供たちを半強制的でも結構ですから、運動の方でも部活をふやすとかいろいろあると思いますが。

それから、各学校において児童生徒に、月1回は本を必ず読みなさいと。今はどうしてもテレビがあると本を読む機会というのは少ないものですから、とりあえずあれだけの図書館があるわけですからね、十分に与えて、1冊は必ず読んで、その感想を出しなさいというようなことも一つの手ではないかと思しますので、余暇を本当に遊びでなくてそういうものに向けていくための対策をよろしくお願いしたいと思います。

次に、児童生徒の外部からの犯罪防止対策についてですが、テレビ・新聞等で児童生徒に対する犯罪が本当に多くなって、特に大阪教育大附属池田小学校の児童殺傷事件は、安心して預けている父兄にとって実にショッキングな事件でありました。その池田小学校の事件に対する学校の反省の中で、反省の前の安全対策についてですが、学校は安全との過信から危機管理意識の徹底不足だったということが第1点、第2点に、不審者進入を想定せず、児童通用門、正門、車の通用門が開放されていたと。教員が容疑者に会ったにもかかわらず不審者と気づかなかったということで、これも危機管理意識の徹底が不十分であったということ。第3点が、災害以外の危機の対応マニュアルは作成されていなかったというのが、これが学校の反省で報告されております。

これ以外にも、いろいろ児童の問題については多くなっておるわけでございます。ご存じのとおり、3日前も下田の中学の生徒が夜5時半ごろに——新聞にも載っておりましたが、私もその近くを通ったんですが、刃物を持った30何歳ぐらいの男だったですかね、それが生徒を脅かすつもりで持っていたと。それが父兄にわかって警察に通報して、先生がバットを持っておりてきたところで警察が逮捕したようですけども、3日前にそういうことがあったように、本当に他人事ではなくて身近にもそういうことが起きていると。町においてもそういう精神異常者と言うんですか、ちょっとわからないのがたまたま見受けられるので、その点について対策はどうなっているのか、学校の様子はどうなっているのか。ちょっとその点についてはお聞きしたいと思います。

○議長（藤田国広君） 教育長。

○教育長（釜田弘文君） ただいまのご質問でございますけれども、議員ご承知のように京都、大阪等で大変痛ましい児童の殺害、傷害事件が起きております。また、子供たちの誘拐事件も後を絶たない状況であります。本町としましては、京都の小学校校庭で児童が殺傷された

事件を教訓にしまして早急に対応しまして、平成11年度に小中学校、幼稚園に「関係者以外立入禁止」という看板を設置しまして、外来者への注意の勧告並びに学校教職員への注意の喚起を促したところでございます。

この問題につきましては、皆さんにも学校開放との立場等も十分理解をしていただきまして、一応この設置の効果が上げられてきているというふうに考えております。また、今回大阪の池田小学校の事件の教訓から、町の教育委員会としましては早急に小学校と幼稚園に緊急ベルを設置しました。そして、危険を察知したとき教員が黒板のすぐそばにある緊急のベルを押しますと、そのベルが近隣の教室や職員室の前で一齐に鳴り響く。そうすると隣近所の学級の子供たちは早急に避難をし、そして教職員が応援にかけつけるというふうな想定でございます。この7月に設置を終わりました、学校でも訓練をしております。そういった形の中で、やはり学校の中で子供たちの殺傷事件が起きるといことは何とか防がなければならない。教職員の意識の向上、そういうことにも気を配っているところでございます。

そのほか、文部科学省等から学校安全にかかわるいろいろな対策の例が示されておるわけでございますけれども、私たち地域の事情とか、その学校の置かれている地理的条件によって対処がいろいろ異なるわけでございます。本町としましては、やはりその対策がいつときの対策で終わらない、継続性があるということ、その利用のしやすさというふうなこと、あるいは——これも非常に大切な点でございますけれども、子供たちには必要以上に不安感を与えないと。やはり、いざというときは自分の命を守るための行動をするんだけれども、毎日それにおびえているような状態にはさせたくないというふうなことなどを総合的に判断しまして、先ほどの緊急ベルの設置という形で対応を考えたところでございます。

なお、登下校時の問題もございますので、それについては各学校の実情を十分に考えて、各学校で十分な安全対策を指導してございまして、特に竹麻小学校とか南中小学校等は、非常にきめ細かい登下校時の指導を徹底して行っておるというふうに聞いております。

全町的な対応としましては、「子供を守る家」を再度確認しまして、その家庭の協力を再度お願いしたところでございます。ちなみに、「子供を守る家」は三浜地区で30軒お願いしまして、南上地区で29軒、南中地区で47軒、南崎地区で14軒、竹麻地区で33軒、合計 153軒の協力者のお宅をお願いをしまして、子供たちのいざというときの避難場所としてのご協力をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（簾田国広君） 石井君。

○9番(石井福光君) 学校内において生徒の教育については自分もわかったわけですが、最近、中学生あたりは部活をやっていますので、時間が短くなったせいか帰りが6時、7時になるわけなんです、そういうときは、私個人は絶対1人で帰ってくるなど、2人以上で下校しなさいよという注意を与えているんですが、そこで、児童生徒個人一人一人に、何かあったときに音がするような防犯ベル的なものを持たせるのも一つのあれじゃないかなと思うんですが、その辺については財政的に問題があると思いますが、1個について700円か800円ぐらいで済むものであれば大した額ではないので、とにかく早く個人個人に防犯ベルを持たせる必要があるんじゃないかと思うんですが、今後これについても検討していただきたいと思います。

最後にですね、これは基本の問題ですが、最近、中1女子を中国道に手錠で放っぼり出したという事件がございました。日常的に子供たちと接し、教え導く立場にあるはずの教師があんな残酷な犯罪を起こしたのは本当に教員がやったのかと、これはだれもが思うわけで、耳を疑うわけですが、こんな人物が教壇に立っていたのかと思うと何をか言わんで。この教師を調べますと、この教師は独身でひとり暮らし、以前にも生徒からセクハラ的行為があったと、また、前任校では援助交際をしていたらしいとかいうようなことが出ております。これは問題教員としての兆候があったわけで、またこの教師は6月からストレスだということだけでも病的には心身症の疑いがあり、休職しておってこの事件が起きたわけですね。これに気づかなかった責任は学校なり教育委員会にもあったんじゃないかと思うんですが、これは典型的な不適格教員だと思います。

地方教育行政法が来年1月から、問題教員を教職以外に配置転換できるように施行されるわけですが、これはむしろ不適格教員は排除の明確な姿勢により行うべきではないかと思えます。そうした影響で教員の採用が試験も年々難しくなってくるわけですが、このような不適格な教員の採用選考にも工夫してほしいと思います。ちなみに東京大学教授の深谷先生、教育社会学の先生ですが、「今の若い教師を見ていると、学校という狭い社会の中で純粹培養され、外部の社会を知らな過ぎる感じがする。管理者以外の教師は特にその傾向が強く、自分自身をコントロールできなかつたり、さまざまな落とし穴にはまったりする危険性が高い」と指摘されて、文部省のまとめでは精神疾患による休職者はふえ続け、99年度は1,916人と過去最多を更新しております。他人の気持ちがわかる人材を積極的に教師に採用する必要があるということも深谷先生は言うておりますので、この教員の綱紀粛正と申しますか、この辺について教育長のこれからの教員に対する考えと指導をお願いしたいと思

ます。

○議長（簾田国広君） 教育長。

○教育長（釜田弘文君） 非常に、私も新聞を読んで啞然としてしまったわけでございますけれども、今そういった犯罪を犯す教員とか、あるいはセクハラ教員とか、そういった反社会的な行動をする教員の排除というのは当然のことでございます。そして、そういった教員が実際あるかないかということについては、学校長あるいは教頭等を中心に、職務上の問題だけではなく、やはり日常生活上の問題等まで各教職員の状況を十分に把握をしていくようにということで、指導を強めておるところでございます。

県教委あるいは県の校長会組織の中からも、今回は具体的にこういった行為が見られるかどうかということの細かなチェック表が配られまして、各学校長を中心に一人一人の先生方の様子を十分把握するようにということで、今その作業が続いておるところでございますけれども。

そういった問題とはまた別に、指導が十分できないと、学級崩壊などの原因にもなるというような教員の指導力不足の問題につきましては、法律でも新たに、そういう教員については子供の指導を離れてほかの職につけることができると。あるいは、どうしてもそれでもダメな場合には、分限処分ではなくて免職処分ができるというふうな、いわゆる地方教育法の改正がなされたところございまして、やはり子供たちの指導力というか、子供たちに本当に信頼される、保護者に信頼される教師の育成ということが欠かせない時代になってまいりました。

そんな意味で、私たちが地元の教員の指導を強めているわけでございますけれども、幸いといったら語弊がありますが、本町においてはそういった他の職へつけなきゃならないとか、あるいは職を退いてもらわなければならないというふうな教職員はいないわけございまして、しかし、一層指導力をつけなければ子供たちの信頼にもこたえられない、あるいは保護者の信頼にこたえられないというふうなことでございますので、やはり気持ちを新たにして指導力の向上あるいは人間性の陶冶というようなことに努めております。

一つの事例としまして、30歳前後の先生に3日間ほど地域の、例えばガソリンスタンドとかあるいは差田の希望の里とか、いろいろそういうところへ入っていただいて、働いてもらう。そして、その中で民間の人たちがどんな苦勞をされて仕事をしているのか、あるいはそこでどのように人間関係がつくられていくのかというふうな、幅広い社会体験をさせることによって、教員の人間性の陶冶というんでしょうか、そういうものに役立つのではないかと

いうことで、そういう試みも今県レベルで進んでおります。

過日も、あるガソリンスタントで研修をしてきたという先生から報告を受けましたけれども、やはりお客さんにいかにサービス精神で接することが大事かというふうなことから、危険に対するきめ細かな対応がなければあの仕事はできないとか、いろいろな感想が私のところに寄せられておりましたけれども、そういったことを通じて教員の、頭だけではなくて体全体を通して人間性を豊かにしていくような指導施策も、県の指導に従いまして進めてまいりたいと考えております。

○議長（簾田国広君） 石井君。

○9番（石井福光君） ありがとうございます。今後とも町内において絶対にないことを希望して、時間がまいりましたので質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（簾田国広君） 石井福光君の質問を終わります。

◇ 横 嶋 隆 二 君

○議長（簾田国広君） 12番議員、横嶋隆二君の質問を許可いたします。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

○12番（横嶋隆二君） 私は、日本共産党と住民を代表して一般質問を行います。

初めに、6月議会以降参議院選挙を挟みましたが景気は一向に上向き傾向を示さず、むしろ極端な落ち込みを示しています。アメリカのあの不幸なテロ事件があったことで株価が1万円台を一時割るという状況がおきましたが、株価が1万円台を割ることは、そもそも日本経済の脆弱な体制がいつ起こるか懸念されていたところでもあります。IT大手からリストラが数十万人の規模で発表される。こういうことが起きて、国民の中で非常に大きな不安が起こっております。しかしながら、自民党政権、自民・保守・公明の連立政権はまともな対策は打てないで混迷を極めているということでもあります。国民は本当に切実な生活の中でのいるわけですが、政府の対応はこれまでの自民党政治の失政のツケをただしていくのではなくて、医療改悪で健保本人の3割負担、そして高齢者の医療費を70歳から75歳に引き上げようとする。あるいは地方自治体に対しては地方交付税の削減などをする。そういうことをしてこれ乗り切っていこうと。しかしながら、こうしたことによって景気は回復することはなく、むしろ一層悪くなる。そういうことが懸念されているわけでもあります。

私は、こうした点を厳しく追及すると同時に、国は失政のツケを、改めて税金の使い方をもとに国民生活重視に変えていく、このことを強く主張します。県においては、大甘な需給

見通しの空港建設は住民の意見を現時点で聞いて、そして判断をすべきだというふうに思います。こうした中で自治体は非常にかじ取りが難しくなっているわけですが、住民の声に依拠して国や県に対して住民の国民の立場から大いに声を上げて、住民生活を守るための施策を力強く進めるべきだというふうに考えるものであります。

私は、こうした点に基づいて3つの質問を挙げましたが、まず、第1の質問は、三浜小学校の改築計画についてであります。

今、景気の問題、そして自治体の財源が国の政策によって非常に脅かされている。しかしながら、国民はどこにおいても平等に施策の恩恵を受けることが求められている。中でも、教育は非常に重大な課題であります。この三浜小学校の問題については、これまでも議会の中で議論、提案をされてまいりましたが、いまだに体育館もなく、雨が降った場合には屋外運動が非常に不自由な状態が起きているということで、この設置が求められている。また、校舎そのものも老朽化等含めて改善が求められている。非常に財政的には大変な中でも、子供たちに教育の機会均等を進める上ではやらなければならない課題であります。

同時に、今の情勢の中でこの基本理念を生かしながら、そして住民の期待にこたえていく上でこの小学校改築計画をどう位置づけて、そしてどのように取り組んでいくかということは、やはり住民の合意を得ながら、そして納得のいく施策を進めていくという点で非常に重要であるということでこの問題を提起しました。

これまで、議会の提案もありまして、説明会をわざわざ議会議員を呼んで開いていただきました。また、その以前にはPTAの皆さんからも詳しい要望を聞いて、これについて生かしていく、そういうことがありましたが、まず第一に今の校舎建築に当たっての基本姿勢を教育長の方から答えていただきたいと思います。その上で、こちらの提案をしたいと思えます。

○議長（篠田国広君） 教育長。

〔教育長 釜田弘文君登壇〕

○教育長（釜田弘文君） 議員ご指摘のように、三浜小学校の改築につきましては本年度既に基本設計の段階に入っております。この設計に当たりましては、三浜小学校の教職員並びにPTA、三浜地区の方々の要望や意見を聞き、さらには議会の議員の方々のご意見も聞きながら進めてまいりました。そうした中で最も大きな議論になっておりますことは、もちろん間取りをどうするか、どういう部屋を持てるかというような点もあったわけですが、それらの点についてはやはり地域の方々も活用できる地域コミュニティとしての役割を持つ

た学校、あるいは複合施設としての学校というふうなことでニーズがほぼ一致しております。そういった中で、それらを取り込んで設計に入っておるといってございます。

多分、議員のご指摘の点は次のような点になるのではないかとございますけれども、特に今大きな問題になっておりますのは、木造建築にするか、あるいは鉄筋コンクリート建設にするかという問題でございます。このことにつきましては、私たち校舎として、あるいは保護施設としてやはりどういう建材がよろしいのか。木の場合は非常に温かみもあるし、あるいは改造もしやすいというふうな長所にも目を向けております。しかし、反面耐火性に乏しいとか、あるいは耐久年数が短いという短所も考えておるところでございます。一方、鉄筋コンクリートの場合は、やはり耐火性とか耐震性にすぐれているとか、耐用年数が長いというような長所に対しまして、やはり湿気を帯びて子供たちの健康上の問題もあるのではないかと。あるいは、冷たい感じを受けて感性の問題にも影響するのではないかとございます。さらにもう1点の角度としましては、建築費の問題でございます。

そういう点をいろいろ課題を含めながら、私たちは去る8月27日に、木造建設をした水窪町の水窪小学校を視察をまいりました。この町では材木が主な産業ということで、これを使ってというふうなことが町民の一致した意見のようでございました。しかし、私たち入ってみまして確かに木のぬくもりというのでしょうか、木の香りというのでしょうか、そういったものが充満しておりまして、子供たちの学習をする環境としては非常にいいなという率直な感じを受けたわけでありまして。しかし、担当者のお話によりますと、それを鉄筋で建てた場合と比べまして、予算立ての段階で2割強建築費が高くなるというふうな見込みはあったけれどもやっとなと、こういうふうなお話でございました。

この問題につきまして教育委員会としましては、やはり木造か鉄筋か、両面から基本設計を業者から提出をさせまして、その内容を多面的に検討いたします。最終的には町長部局と協議の上決定してまいりたいと、こういうふうな基本姿勢でございます。なお、屋内運動場につきましては南崎小学校屋内運動場と同様に鉄筋コンクリートで建設して、内部にはできるだけ木造を取り入れた建設にする予定でございます。

それから、先ほど議員がおっしゃった町内の雇用の拡大についてということでございますけれども、やはり木造にするか鉄筋にするかで大きく変わってくると思います。しかし、いずれにしても仮設校舎の建設とか旧校舎の取り壊し等に当たりましては、町内業者が十分雇用できるように配慮していくことは当然のことでございます。

以上でございます。

○議長（簾田国広君） 横嶋君。

○12番（横嶋隆二君） 今答えていただきましたが、私はこの現時点での情勢あるいは歴史の進展の中での学校建築に関して、考えなければいけないことが2つあると思うんです。1つは、やはり子供たちの健康。学校がいかにあるべきかということで学校建設検討研究会などの資料もありますけれども、林野庁が出した資料では、最近校舎を鉄筋コンクリートづくりから木造にしたり、机やイスを木製にする学校がふえていると。これは教育長が言われたように木のやわらかさ、これは視覚、触覚、聴覚、こうしたすべての面で不安や疲れをやわらげるといって、授業中、今の子供たちの特徴として眠いとかだるい、集中力がない、授業が成り立たないという学校がこの町内でもあるわけですね。木造校舎ではそういう症状に該当する子供たちが44%ですけれども、鉄筋コンクリートづくりの校舎ではその1.5倍の63%にもなります。さらに、生徒の10%以上が疲労症状を訴えるのは、鉄筋コンクリートづくりの校舎は木造校舎の2倍にも当たるというデータが示されています。鉄筋コンクリートづくりの学校の子供たちは、注意を集中しにくいとかいことがあります。

南伊豆東中は不慮の災害から建てかえた経過がありますけれども、あの当時は火災ということもあって木造ということを主張するのははばかったわけですが、そのころからこういうデータはありました。同時に、県がISOとか環境問題に基づいた行動指針を立てております。「県庁の環境にやさしい率先行動プラン」という中では、環境負荷の少ない工法ですね。これは県庁で行っているわけですが、やはり参考にしなければいけないというふうに思います。鉄筋コンクリートにすれば、今問題になっている型枠の熱帯材の合板コンクリート、こうしたものを環境負荷を減らす、環境にやさしい率先行動プランですね。従来の熱帯材合板コンクリート型枠の使用割合を98年度までに30%以下に削減するということが目標値にあると思います。また、省資源に配慮した工法の選択等ということで、建設工事等での間伐材や小径材の未利用資源の活用を図る。こうした計画行動プランが基盤にあってさまざまな施策が県に送られているわけですが、静岡県の農林水産集積ビジョン、これは県下の各地域に分かれた計画ですが、伊豆地域の特性を生かした新世紀農林水産業の展開では、消費者に木材のよさを普及することによって住宅や公共施設等への地域木材の利用拡大を推進すると。こうして、新たな木材供給システムの構築等による地域木材の利用促進は単に町村だけではなくて、その圏域、南伊豆関連でいえば天城国有林ですね。非常に実のある木材があるわけですが、こうした点を合致して考えるということ。

それと、先ほどもう一つの財政的な問題では鉄筋コンクリートより2割高ということがありましたが、大体木造建築にかかわる費用の増大は人件費、人工にあるわけですね。小学校の改築問題が大きく浮かび上がってきたときに、住民の中で私もさまざまな意見を聞きました。これは南伊豆町は地域がかなり広いため、なぜそれほどしてやるのかという声も聞かれます。しかし、やはりこれは学校建築、教育の機会均等という理念は絶対に外せないということは第一、同時に、三浜小の子供の数が平成12年度の統計で全校で62人、若干ずつ微減している傾向にありますけれども、やはりこれは思い切った施策をして地域を守っていくことが必要でありますけれども、そういうさまざまな意見を考慮して考える上でも、単価が高くなったものが鉄筋コンクリートの倍以上人件費の還元で地域雇用に役立つ。職種の数もかなり多くなる。そして、中に三浜小学校は、ドリームスクールの構想で特色ある学校づくりをやってまいりました。こうした経験からも机やいす等を、ここでいう間伐材等々利用を進めていくということでさらなる需要の拡大を喚起できて、町の中にこの不景気の中でかなり大きな需要の喚起をすることになる。しかもそれが、県の21世紀の先を見通したプランに合致していく。非常に財政的には大変な時期でありますけれども、こうしたもろもろを考えると木造建築に進めていくということは非常に大事だし、それをすべきだと。

施設の耐用年数ですけれども、今の三浜小学校は昭和40年代の半ば前半に建てられて30数年です。木造校舎の現時点での建築水準でいえば、その耐用年数はもっと延びる。また、消防法の火災防火対策についても、これはスプリンクラーの設置等々で多くの自治体で進めていることが挙げられています。そうした点で、ぜひこうした計画を採用して、単なる建築費の問題だけではなく、総合的に考えた場合に何が有用か。これをぜひ採択していただきたいというふうに思いますが、この点で教育委員会は教育長が答えていただきましたが、町長、この問題についてやはり最終的な決断は財政とにらみ合いながら、もちろんその財政を有効的にどうするかという判断が町長にも求められるわけですが、この点いかがお考えでしょうか。

○議長（簾田国広君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 今は計画の途中でございますので、具体的にまだ財政面までは話し合っておりません。ですから、以後意見として取り上げながら検討していきたいと考えております。

○議長（簾田国広君） 横嶋君。

○12番（横嶋隆二君） ぜひ、可能となる要因を複合的に集めて検討していただいて、あわ

せてこの問題、直接学校の建設とは違いますけれども、いわゆる学校は地域の拠点として、特に小学校はなければいけないという理念も述べましたが、この点、これは町長にお聞きしますが、地域を育ててつっていくということ、少子化の中で学校建設はしていくけれども現時点では減少の歯どめがまだかかっていない。この点で三浜小は、地域小学校区でも5校ありますし地域が広いということで非常に困難があるわけですが、地域づくりの考えはこの時点で持っておられるか、その点、お答えしていただけますか。

○議長（簾田国広君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 地域づくりについてでございますけれども、まず三浜小学校の関係から述べさせていただきます。

三浜小学校の児童数の編成ですが、本年5月の調査によりますと平成13年度全校で57名、平成14年度54名、平成15年度で53名、平成16年度51名となっております。やがては40名あたりになると考えております。過疎化と少子化、若い者の流出等の悪条件が重なり、児童数の減少に歯どめがかからない状況であります。そうした中で、これから空き教室の問題等も出てくるわけですが、今考えられる対応策としましては地域住民の生涯学習の場としての一層の活用や、福祉施設としての利用などがあります。

しかし、私としましては過疎化の流れを少しでも食い止め、人口は少なくとも子供から高齢者までそれぞれの年代の人々が助け合い、協働して住める郷土としていきたい。そのためには、原点に立ち返って町民一人一人が地域づくりに主体的に取り組もうとする意識を育てることや、住民が協働することの意義や価値に気づいてもらうこと。地域づくりは、できることからまず第一歩を進めることが肝要であると町民に訴えているところであります。これからも訴え続けていきたいと考えております。まちづくり、地域づくり、人づくりを力強く支える行政に一層邁進していきたいと考えております。

○議長（簾田国広君） 横嶋君。

○12番（横嶋隆二君） 学校の計画のソフトの面では複合施設ということで、高齢者のデイサービス等も含めた対応を考えているということでありましたけれども、こうした点、介護保険や高齢者のサービスの今後の一層の充実から考えても、関連する産業の構築あるいは喚起をして、若い人たちと高齢者が安心して住める、こうした施策をぜひとも立ち上げて、地域を守る取り組みを強力に押し進めていただきたいというふうに思います。

次ですが、時間の関係で3番目の地震防災対策を先にやります。

きょう初めて行政報告をいただきまして、その中で、町の防災訓練のこれまでと違った中

身について報告をいただきました。私は東海地震の問題とその対策についてやりますが、行政報告の7ページでも述べられているように、東海地震は今いつ起きても不思議ではないという空白期間に入っているということでもあります。さらに、最近県が発表した第三次地震被害想定では、行政報告で述べられましたように前回と比べて津波による被害は減っているが、地震度と液状化による建物被害が大幅に増加をしているということなんですね。これは県の防災局もさまざまな複合的な情報を提供して、これを文書やネット上でも公開しております。南伊豆町でも、以前改定した地域防災計画から見ても地震による液状化、大破の状況が大幅にふえているということですね。神戸の震災から比べても、神戸の震災の地震波動、揺れは10秒程度だったものが東海地震では1分程度、非常に長い時間起きるということで、この問題は非常に深刻。しかも、阪神の神戸の震災と違うのは津波の被害想定は減ったとはいえ、これはゼロではない。津波や山崩れの被害もこの計算の中に含まれて、県下全体で犠牲の数は5,900というふうに発表されています。

南伊豆町はそれほど多くはありませんが、こうした点でまず第1に第三次被害想定が前回と変わったわけでありましたが、この点で行政報告ではこれから自主防災会で対策を検討していくということでもありますけれども、一番考えられる家屋倒壊は、数の問題は大幅に今回はふえたわけですが以前もあったわけで、これに対する耐震診断あるいは耐震補強、家庭でできることですね。それと、備蓄の資材等々の備えについてはどういう対策、あるいは耐震診断ではどのぐらいの実績があるのか、その点をまずお答えしていただけますか。

○議長（簾田国広君） 総務課長。

○総務課長（外岡捷美君） 耐震診断につきましては、先般下田あたりでもいろいろ検診やったわけですが、静岡県全世帯に木造家屋の耐震診断をしようということでもって、行政報告にも出ておりますが、各家庭に配布しまして、8月いっぱいまでには完了するというので今やっております。大体集まりまして、100軒程度かなということをやっております。一応耐震診断については今回の補正にも出てきますけれども、この程度です。

備蓄品についてはいろいろ回覧、広報等でもって、東海地震に備えてこういうものを備えておくように出しておりますが、先般も下敷き状の、表が青のもの。これに地震が起きたときとか起きる前の備えとか、そういうものとあわせて各家庭で備蓄に最低必要なものは3日間程度の食べ物を備えた暮らしをするとか、懐中電灯とかそういうものを記載して配布しております。

そういうことでもって、大体東海地震ということを皆さん認識されている中で、その程度

のものは用意はされているのじゃないかなと思いますが、中にはまだ無関心な方もあらうと思いますが、今後も事あるごとにお知らせ板等によってやっていきたいと思ひます。

○議長（簾田国広君） 横嶋君。

○12番（横嶋隆二君） 耐震診断の申し込みが100件程度ということでありましたけれども、地震の被害想定で液状化による被害で大破が424、中破が約1,000ですね。そういう数が出ていますけれども、この耐震診断をもっと強力に押し進める必要があるのではないかとということ、もう一つは、耐震診断をした上でやはり対策が必要なわけですね。こうした点で、町だけではなくて県の耐震補強に対する助成制度、こうしたものを早急につくるように要請して備えるということが必要ではないかというふうに思ひます。

もう一つは、備蓄の問題に関してはそれぞれに啓発しているということでありまひすけれども、やはり自主防災の訓練の中で、第三次被害想定の内容の変更と重大性の徹底ですね。そして、訓練の充実を進めていかなければいけないと思ひます。その際に一つ懸念されるのは、静岡県伊豆半島は浜岡原発の東側なんですね。西風が吹いたときに影響を受けるのではないかと懸念はあります。浜岡原発の1号機は耐震の問題では不安があるということが一般に言われております。一たん原発の施設が事故を起こした場合には半径150キロ圏内が危険にさらされるということで、去年事故があつた茨城あるいは福井の方では、小学校や幼稚園含めてヨード剤の備蓄、保健所等ということもあひますけれども、その配布を用意しておく必要があるのではないかとひいうふうに思ひますが、この点は考えの中に入つておらないのか、安全だといふふうに認識されているのか、この点。

もう一つは、防災訓練のときにもいろいろ課題があるわけですが、介護を受けている人の対応の問題で、避難体制と対策はどのように考えられているのか。町内には防災計画というのが見直された後も施設がふえてきていますが、その2点についてお答えしていただきたいと思ひます。

○議長（簾田国広君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 原子力発電所の関係ですけれども、基本的には県の方で調査しながら、安全ということをお伺つております。それを町としては基本的にはそれを守つていきたいなと考へておりますけれども。

次に原子力発電所の関係ですけれども、平成11年11月の県議会定例会において総務次長の答弁で、県地域防災計画の原子力対策編では、防災対策を重点的に充実すべき地域として浜岡町、大東町、小笠町、御前崎、相良町の5町を定めております。この地域は原子力安全委

員会が原子力発電周辺の防災対策について定めた、いわゆる防災指針に基づき防災対策を重点的に充実すべき地域として、原子力発電所を中心に半径8キロから10キロの範囲にある5町をその地域としたものであります。

なお、万が一原子力災害が発生した場合には、県民に対して速やかに情報伝達を行うことが重要でありますことから、県といたしましては浜岡原子力発電所周辺5町はもとより、県下全市町村に対し、適時適切な情報を提供することとしております。また、平成13年6月の県議会では、県知事が浜岡原子力発電所は原子力安全委員会が定めました発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針により、敷地に影響を与えた過去最大の地震であるマグニチュード8.4の安政東海地震や、およそ現実的でないと考えられるこの地域の限界的な地震であるマグニチュード8.5の地震をも考慮して設計、建設され、国の厳格な安全審査において確認をされております。

兵庫県南部地震の後、原子力安全委員会はこの指針を検討した結果、兵庫県南部地震を踏まえてもその妥当性が損なわれるものでないことを確認しているところであります。また、今回の第三次地震被害想定では、マグニチュード8の東海地震の発生を前提に、浜岡原子力発電所が位置する地域一体の震度は6強と想定されており、発電所の耐震安全性は確保されているものと認識をしております。

しかしながら、今回の想定では安全に関する情報が乏しい状況になると混乱が生ずる可能性もあることから、地震直後の発電所における状況についても情報の迅速、的確な伝達の必要性を盛り込んだところであります。県といたしましては従来から、「万が一地震と相前後して原子力災害が発生した場合でも的確に対処できるよう防災体制を規定しているつもりであります。原子力発電所につきましては何よりも県民の安全確保が第一であり、すべてに優先しなければならないことから、今回の想定を踏まえながら原子力防災体制の一層の充実強化に努めてまいり所存である」と答えております。

このようなことから、原子力問題に関することは県などの関係機関から速やかに情報を受け、町民に適時適切な情報を通知する考えでございます。これからも県と協力しながら検討を進めていきたいと考えております。

そして、要介護者の避難体制ということでございますけれども、地域防災計画の定めるところにより、津波危険予想地域や山・がけ崩れ危険予想などを想定し、町内34地区に一時避難所や高台、また防災集結後、必要に応じて避難する広域避難地が指定されております。

ここで避難の基本的な考え方を申し上げますと、避難すべき者、つまり避難者とは災害の

危険が切迫した地域における居住者、滞在者及び通過者等すべての者をいう。地震時として、地震予知連より警戒宣言が発令されて地震が発生した場合、及び突然地震が発生した場合の両者を想定したものとする。3、警戒宣言発令時の避難先としては、まず個々の家庭が安全な地域に居住する知人等の家庭に避難することを優先させ、このような手段がとれない避難者のためとする。4、地震や津波等で家屋が使用できないもの、問題のないものは自分の意とするなどとなっております。

防災体制としましては、町内の5小学校及び差田グラウンドの計6カ村の避難所にはテント、防災用資機材、救急用品また給水タンクなどが備えられております。避難につきましては、地震により発生することが想定される津波、山・がけ崩れ、延焼火災などの対処の仕方や地震の起り方、時間の経過によっても同様ではなく、なお方法も異なります。しかし、いかなる場合でも避難者の人命の安全を第一としなければなりません。避難所に通ずる道路の安全の確保、避難してからの生命の保護も同様です。避難所生活が長期に及ぶ場合などは、物資の運搬、集積、炊事、宿泊等の利便性も考慮しなければなりません。また、避難所は救護や復旧の活動拠点ともなります。今後も毛布やテント、発電機などの一層の充実強化に努める所存であります。

○議長（簾田国広君） 横嶋君。

○12番（横嶋隆二君） 質問の要旨である耐震診断の問題が答えられていなかったのも、この点ともう一つ、原発の問題はるる安全性を県の資料に基づいて懸案されましたが、これは去年のJCOの事件で安全神話が崩れたということは周知のとおりなんですね。この点で、これに関しては16歳以下の子供たちに放射能漏れが起きたときに、甲状腺放射能障害が残るということは周知されていることなので、これに対応するヨード剤の配置を、「備えあれば憂いなし」ということで考えていただいたい。

一つだけ、耐震の問題で耐震補強の対策ですね。助成制度も含めて、町だけではありません。本県が地震強化特別地域に指定されているという点から助成制度をつくる要求をすべきだと思いますが、この点。

○議長（簾田国広君） 総務課長。

○総務課長（外岡捷美君） 助成制度につきまして、県下いろいろ市町村に問題が出ております。浜松市あたりは個人の住宅の補強に公金を出すのは問題があるということで、今回の倒壊度調査を取りやめました。こういうことで個人の住宅の補強に対して、まだ国とか県とかははっきりしない段階で市町村がやるということは、ちょっとまだ考えておりません。

○議長（簾田国広君） 横嶋君。

○12番（横嶋隆二君） これは神戸の震災のときもありましたけれども、起こってから被災住宅に対する補償を国に求めるという制度を求める動きがありますけれども、やはり防災という点で、想定して起こる予想があるわけですから、それに対してまず起こってからの補償はもちろんあったとしても、起こらないようにする点での補償が国民、住民の生命財産を守るという点から、町だけでなく県にも強く要請して、実現するように取り組んでいただきたいということを申し上げまして、とりあえずこれで打ち切ります。

○議長（簾田国広君） 横嶋君の質問の途中ですが、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

（午後 0時04分）

○議長（簾田国広君） 休憩を閉じ、再開いたします。

（午後 1時00分）

○議長（簾田国広君） 横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君） それでは、介護保険の問題について質問を続けます。

介護保険は10月から1号被保険者、65歳以上の方の保険料満額徴収がいよいよ始まりますが、介護保険に関しては実施されて、非常に多くの問題課題があることが明らかになってきております。私は、この介護保険の問題、3月にも一般質問を行いました。現状の介護保険の問題についてまずサービスの供給の現状について、数字も含めて質問を行います。施設入所者、特養待機者の推移が、平成12年9月段階では郡下で115名、南伊豆町内では43名。それが3月議会の質問のときに出された平成12年10月12日の時点では賀茂郡下240、南伊豆町では54名となっております。現在、入所待ちの状態が特養、老健含めてどのような状況になっているのか、その点ですね。

もう一つは、入所待ちということは一体どれぐらいたったら入所待ちが解消されるのかということと、入所を待っている間は在宅でサービスを受けざるを得ないわけですが、仮に入所者並みのサービスを受けるとすると、ホームヘルパーも含めてサービス供給ができるのか、ヘルパーの体制。もう一つは、利用料金に関してどうなるか。この点を待機者の数とあわせてお答えいただきたいと思います。細かい数字もありますので、まず福祉課長にお願いします。

○議長（簾田国広君） 福祉課長。

○福祉課長（土屋 敬君） それではお答えします。

待機者の状況ですけれども、今現在南伊豆町の特養に申し込んでいる待機者は90名です。これは実数です。ですから、4月の時点から比べると60名ほどふえております。あと、賀茂郡下の待機者なんですけれども、重複されているところがありますが4施設で634名おります。みなとの園では245名、ヒューマンビラ伊豆が70名、湯ヶ岡の郷が100名、梓の里が219名であります。この中には複数申し込んでいる方がいらっしゃいますので、634名から100名程度は減るんじゃないかなという感じがします。

しかし、来年の4月1日までには松崎町と西伊豆町で特養が開設されます。西伊豆町で30名規模の施設なんですけれども12月に、4月1日の開設は松崎町で50名の施設です。ですから、ここで80名ほど減るんですけれども、とてもこれでは現状を見ると足りないかなと。あと、共立病院の隣になぎさ園ができましたけれども、これは特養でありますので待機者はございません。今のところ痴呆も含めた部分で80床の施設なんですけど、47名程度の入所ということになります。

入所者の待機期間はということなんですけど、老健施設ですと3カ月あるいは半年いて1度退所するというようなことなんですけれども、特養の場合はほとんどの方が、九十七、八%でしょうかね、一度施設に入所すると亡くなるまではということだものですから、そんなには一度入所したら出入りというのは特養はほとんどありません。亡くならないとないということなんです。

それとヘルパーの体制なんですけど、訪問介護をやっている事業所で南伊豆町に入ってきている事業所が4カ所か5カ所あるんですけど、南伊豆で一般家庭へ行くヘルパーさんは全体で15名のような感じです。とてもこの15名では今いる在宅介護をやっていく中では足りない。しかし、各事業所もヘルパーさんを要求する時間サイクルがほとんど似通っていますので、皆さん、利用したくてもなかなか利用できないんじゃないかなと考えております。それで、要介護と認定されたような方でも、我々の介護保険以外でもできるようなサービスも考えてやっております。特に高齢であるとか、高齢のために動きができないというような方に対して、本年度から県の生活援助というようなことでシルバー人材センター等と委託契約結んで、軽度の草刈りであるとか、そういったようなものを行っているということがあります。

以上です。

○議長（簾田国広君） 横嶋君。

○12番（横嶋隆二君） 介護保険の中で施設入所の状況について答えてもらったわけですが、

現時点で賀茂郡下で 630の待ちですね。ダブりを除くと 550ということで、非常に多くの特養の待機者がいるということ。これは介護保険の制度が始まる前の段階の措置制度があった中での高齢者福祉サービス、ゴールドプラン。これは県が伊豆圏域に想定した特養のベッド数は 230なんですね。これをはるかに上回る待機者が保険制度が始まってからふえています。こうした点では、この介護保険と介護の状態について国を含めて、非常に甘い見通しと体制のままこうした状態が続けられていると。特養の待ちを在宅でやると。

介護保険の最初のうたい文句は「介護は在宅で」ということでやっていたわけですが、在宅でやると利用料がかさんで本当に払い切れない。ところが、では特養を待機している間、施設入所並みの在宅をやるとすればそれができるかということ、先ほど答えていただいたように在宅サービスが事業所全体あわせて15名ということであります。人的な配置も含めて、そして利用を続ければ大体特養では食事も3回出されるわけですけれども、ホームヘルパーサービスだと1回。それも重なるとなかなか難しいという状況で、非常にサービスの供給がばらつきがあって、実際には要求にこたえられないということが起こっているわけですね。

これは南伊豆町だけではありません。全国でこういう状況であって、こういう中で65歳以上の第1号被保険者の保険料満額徴収はすべきでないというふうに考えますが、同時に、それとあわせてこれまでの3月議会で質問してきましたように、この介護保険制度が本当に要介護者と家族を助けるということで鳴り物入りでやってきたわけですけれども、いわゆる国民健康保険でも住民税非課税世帯などには課税されないものが、介護保険は有無を言わず、年金月額1万5,000円以上の家庭は生活保護基準以下の家庭軒並み天引きされるという状況であります。

こうした点から、私が3月に質問した時点から見ても保険料の減免をする自治体が全国で1.27倍ふえまして、8月25日現在では全国で328、利用料の減免制度を決めた自治体が全国で674と、1.65倍にふえております。その多くは1号被保険者のうち生保並み、生活保護を受けている場合は適用しませんけれども、生保並みの住民税非課税世帯の減免措置を講ずるなどのことをする。また、10月からの満額徴収を延ばして、そういう世帯を2分の1とする、そういう措置を決めているところもあります。

これらの問題は、私はまずもって自治体の責任で介護保険の制度、法律にあるように独自に自治体の裁量でできる点から、自治体で独自の減免制度をぜひつくるべきだというふうに考えます。この間、伊豆半島では韭山町、そして伊東市、熱海市などもこうしたことを実施しています。同時に、自治体はもちろんのこと、介護保険そのものは国が措置制度から切り

かえた中でやってきたことでありまして、減免措置を国が予算措置を講じるように強く要求しながら、それまでの間、自治体も住民の声に基づいて、これだけ不況で深刻な状態の中、家族もリストラあるいは減給にあえぐ中で満額徴収は、不十分な制度の中でまかりならんというふうに思うわけでありまして。全国の市長会や全国の町村会も国へ減免の財政措置を要望しておりますが、この点について町長、担当はどのように考えていますか。これは3月にも質問しましたけれども、改めてお答えしてください。

○議長（簾田国広君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 横嶋議員ご存じのように、介護保険制度は皆さんで介護を受ける方々を支え合うという趣旨で創設されております。介護保険の費用は、保険料と国・県・町のそれぞれの負担割合が定められ、運営されております。高齢者の方にも相互扶助の意味合いから、原則17%を負担していただいているものであります。それを減免し、その部分を他に転嫁することは相互扶助の精神を否定することになると思います。町の一般財源につきましても、町民のための貴重な財源であることから、将来の介護費用がふえないように、介護予防や健康づくりに充てるのが適切ではないかと考えます。

そこで、当町では国・県の指導に基づき、保険料の減免は現在のところ考えておりません。しかし、低所得者に対し保険料の減免を実施している町村がふえていることも事実でありますので、近隣市町村の動向を見ながら検討していきたいと考えております。

○議長（簾田国広君） 横嶋君。

○12番（横嶋隆二君） 今、答弁ありましたけれども、これは皆で支えようと、国も政府も言い古されたことを言ってきているわけですが、介護保険制度を入れると同時に、国が介護保険の国の負担分をそれまでの措置制度から大幅に引き上げているわけですね。そうしたことから、しかも供給体制が整わないでやっているということから、制度そのものが成り立っていないことは自治体の担当者含めて首長が認識しているからこそ、全国市長会や町村長会で国に申し入れをしているんですね。今答弁で、最後の方に「近隣の町村の動向を見てから」ということがありましたけれども、これは厚生労働省が昨年、介護保険による独自減免に対して法律の文面では「できる」というふうにしてあるわけですよ。ですから強制力はないわけですが、単独減免をする場合に一律減免を行うとか、減免のみとして全額の援助は行わないとか、保険料減免分は保険料財源で賄って、そのほかの人にはかけないということを行っているわけですよ。もしあるわけであれば、保険内でおさめて。そういうことを言っているわけですよけれども。

しかし、4月1日の段階、8月まで多く広まっていない段階での140の市町村に限ってみると、国や県、今町長が言われた指導しているこうした減免措置に対して、今述べたことを守っているのは3割の自治体しかない。あとは独自に考えて、自分の生活、そして介護の給付の状況からみて、これはということで減免制度を決めているわけです。やはり、これはすべての問題に通じるわけですが、自分たちが自分たちの住民の状況を見てどう考えるか。近隣市町村の足並みを見てからということではなくて、この介護保険の現状が本当にひどいと。金だけ出させて、要介護認定そのものがふえているんですけども、サービス受給というのは本当に少ないという点は、払って当然受ける権利がありながら出せないという点から見ても、最低の生活保護基準並みで受けてない人、住民税非課税の世帯は自分の判断でこれを減免する措置、それは一般財源から賄っても、数からいうと厳密にはそんなに多くない数だと思うんですね。

しかし、相互扶助の精神とか保険の精神から言った場合に、やはり国民健康保険並みにきちんとした所得による減免制度を考えるべきだというふうに、もちろんそうした観点を通して賀茂郡下に呼びかけるのであれば、そうした点を呼びかけるべきであって、同時に1日も早く施設入所及びサービスの供給体制をとる努力をすべきだというふうに思いますが、再度、この項目にありました中で南伊豆町が本当に努力されて、保険外のサービスをやられてありがたいわけですが、配食サービスの拡充はもっとやっていただきたいというふうに思いますが。これも3月に質問しましたが、その後どういうふうに検討されているか、この点をお答えしていただきたいと思います。

○議長（簾田国広君） 福祉課長。

○福祉課長（土屋 敬君） 配食サービスにつきましては本当に利用の方が多く、今現在みなとの園と委託契約を結んで、月曜から金曜まで実施しているわけです。昼と夜ですね。その中で、今あきがあるのは昼は火・水・木で、火曜日は5食、水曜日、木曜日は3食。夕食につきましては月曜と木曜があいておりまして、月曜が2食の木曜3食。あとは50食満杯になっています。賀茂老につきましては週2回ですので満杯になっています。

ということで、前回のときにもお答えしたんですが、一般の弁当屋さん等々あるかと思うんですが、そういったところに委託ということも考えてもいいんですが、まず考えられるのはお年寄り向けのメニューができるかどうか。一般の若い人のための弁当で油っこいようなものを一緒にお年寄りに向けた場合に、果たしてそれでいいのかどうかという問題もありますし、また、ご存じのように南伊豆は地域が広いものですから、例えば入間の方に希望者

がありまして、そこに1食分だけ持っていくようになりますと、それで採算が取れるものかどうか、そういうことをいろいろ検討して今模索中であります。どこかそういったものがあれば非常にありがたいなということは思っております。

あと、みなとの園につきましては、あそこは特養施設だものですから、特養に入っている方々が50床おりまして、ショートもいるわけで、それとプラス配食の50食ということなので、今の集合施設では目いっぱいであるということで、これ以上ふやすことはちょっとできかねますので、何かほかにいい手だてがないのかなということで今現在模索中であります。

○議長（簾田国広君） 横嶋君。

○12番（横嶋隆二君） これで最後です。先ほどの減免措置について改めて検討していただきたいということ。配食サービスに関しては、担当が述べられましたように町のどこに住んでいても同じサービスを受けることが当たり前のことであります。そういう点と、需要に対して供給体制を整えるということ。先ほどの地域振興、三浜地区の学校建設に関して述べましたけれども、やはり町内全域にサービスをわたらせる上で地域を重点的に比較しながら、そういう体制を構築して、雇用の拡大にもつながることをぜひ早急に模索して進めていただいて、介護保険が本当に被保険者と、そして家族にとって充実した制度と一日も早くなるように願って、私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長（簾田国広君） 横嶋隆二君の質問を終わります。

◇ 谷 川 次 重 君

○議長（簾田国広君） 2番議員、谷川次重君の質問を許可いたします。

〔2番 谷川次重君登壇〕

○2番（谷川次重君） それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

初めに、観光立町へ向けての具体的な取り組み方についてお尋ねいたします。

6月の一般質問の際、この南伊豆を今後どのようにもっていくお考えなのかとの私の質問に対して、町長は「観光ほど難しい選択はないと思うが、しかし観光立町を目指していくべきであろう」とお答えになりました。熱海県行政センターの調査でも、熱海の観光業者、商業者ともに半数以上が観光地としての将来に悲観的な見方をしており、厳しい状況をうかがわせてはいるが、今後育成すべき産業との問いには、7割以上が「観光業」と答えているという報告がなされておりました。観光は今大変厳しい状況ではありますが、今こそみんなで知

恵を出し合い、どこかに突破口を見出せるかと思います。

さて、この南伊豆、私が三島や沼津の友達に伊豆に遊びに来るようにと誘うと、ほとんどの人間が「伊豆は遠い。2時間も走れば高速道路に乗って信越や北陸の方へ行ける」と言います。先日、下田土木事務所が開催した地域道路懇談会でも、東京から9時間も10時間もかかったなどという話を聞くと、渋滞による観光客離れが進んでいるとか、東京から沼津まで1時間余りなのに、沼津から伊豆南部まで早くても1時間半もかかる等の声が出たと、新聞に出ておりましたけれども、今こそ「伊豆は一つ」との観点に立ち、伊豆の他の市町村と力をあわせ、この渋滞解消に取り組むべきかと考えますが、町長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。あわせて、伊豆縦貫道路建設の現状及び今後の取り組み方についてもお聞かせください。

○議長（簾田国広君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） お答えいたします。

観光客等が伊豆半島最南端の本町に至る車でのルートとしては、東海岸の道路 135号線、天城越えの国道 414号の利用がほとんどであると思っております。これら重要な幹線道路の渋滞対策としての道路整備は、本町を含めた関係市町村で組織する東伊豆道路建設促進期成同盟会や伊豆縦貫自動車道路建設促進同盟会等で精力的な要望活動を行っているところですが、道路整備財源等について国の行財政改革の矢面に立たされている現状であります。

静岡県は当面の渋滞対策として2年間で約 100億円を投入し、右折レーンや退避所等を設置する交通円滑化緊急対策事業を本年度より実施しております。伊豆半島では、大仁町、菰山町、伊東市八幡野、下田市武が浜の渋滞箇所が対象で、本町では岩殿下小野間が箇所づけされております。一方で、西海岸より本町に至るルートの利用者は少なく、船原峠を越え、土肥町が終点となる客が多く、その先の西伊豆方面での渋滞が激しいとは聞いておりません。それぞれのルートで気軽に伊豆半島を周遊し、最南端の本町の魅力にひたっていただけるようになれば素晴らしいことと思います。伊豆新世紀創造祭以来、「伊豆は一つ」の取り組みが求められ、本年8月に伊豆地域観光活性化協議会が発足したばかりです。この協議会は、伊豆の観光振興を目的としておりますが、当然のこととして道路の渋滞に対する総合的対策を図る必要がありますので、伊豆の声を大きく反映できるよう取り組んでまいり所存であります。

また、伊豆縦貫道の建設についての今後の取り組みについてですけれども、伊豆縦貫自動

車道建設促進については昭和62年の期成同盟会発足以来、下田市を中心に22市町村で早期完成のため要望活動を民間の建設推進期成同盟会とともに実施してまいりましたが、平成13年2月の同盟会臨時総会において規約改正を行い、石川静岡県知事を会長に迎え、さらなる建設促進の本体制を整えました。

平成13年度伊豆縦貫道建設事業費は、前年度比の77.5%の118億3,500万円で、その内訳は東駿河湾環状道路が約110億円で用地取得約90%進捗と橋梁工事の施工、平成10年代後半に供用開始する第2東名に合わせるべく事業中です。そして、天城北道路7キロメートルについては、7億円で用地取得に着手します。新規着手準備区間の河津下田道路1期7キロメートルは、1億円でボーリング調査等の環境影響調査に着手すると聞いております。今後の取り組みについては、県知事が会長に就任し下田市長が会長職を退いたので、下田市白浜の渋滞を解消するための河津下田道路の早期着工を促進するために、この区間の建設促進期成同盟会の発足を下田市等に働きかけたいと存じます。

なお、事業着手している天城北道路では、平成10年6月に期成同盟会を、天城湯ヶ島町、修善寺町、中伊豆町で組織し、活動していると聞いております。今後とも渋滞や自然災害等を伊豆縦貫道自動車道の整備により解消し、地域の活性化を図るため関係市町村や議員の皆様とともに頑張る所存であります。

○議長（簾田国広君） 谷川君。

○2番（谷川次重君） 中央にあっては道路特定財源制度の見直し等の状況の中、また長年伊豆縦貫道路建設にご尽力いただきました木部元衆議院議員のご逝去を思うときに、改めて木部先生のご冥福をお祈りする次第でありますけれども、先ほどの答弁にありましたように、伊豆の声を大にしていくことは、例えば前に斎藤議員から提案があったように、町民の署名運動を展開するとかの運動が大事かと思いますが、その点、町長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（簾田国広君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 署名運動の件ですけれども、まだ実施しておりませんが、これからも前向きに検討していきたいと考えております。

○議長（簾田国広君） 谷川君。

○2番（谷川次重君） 慢性的な渋滞解消、また伊豆縦貫道路建設は観光業のみならず、活力ある経済社会を築く最も基本的な施設であると訴え、強力な推進を要望いたします。

それでは、誘客拡大へどのように取り組み、何を目玉に、あるいはどこを拠点にして観光

南伊豆をアピールしていくお考えでしょうか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（簾田国広君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 誘客拡大への取り組みですけれども、現在、静岡県観光協会では福島から大阪に至るJRの主要な駅でキャンペーンを実施しております。当然、南伊豆町のPRも行っていますが、こうした催しにも参加し、今シーズンのイセエビまつりの宣伝を計画しているところであります。商工会観光部は、東京、埼玉方面の商工会議所をキャラバンし、青年部ではイセエビのみそ汁キャンペーンを日野市、所沢市のイベントに参加し、イセエビまつりの宣伝に努めております。町や観光協会では、塩尻市の催しの際に、またJR横浜駅、大船駅等で実施し、宣伝効果を上げております。

当町といたしましても、姉妹都市塩尻市の協力を得ながら各種団体との交流を活発に推進し、あわせて観光地宣伝と誘客に努めてまいりたいと考えております。

何を目玉にしていくかということでございますけれども、今伊豆半島の各市町村では花を中心に各種イベントを展開しており、県等観光指導機関では花あるいはウォーキングや体験型の観光に力を入れているのが現状であります。当町におきましても、この夏、ユウスゲ公園に3,355人の鑑賞者が訪れ、期間中には鑑賞会、写真撮影勉強会、ユウスゲウォーキング等多彩なイベントが行われました。また、みなみのさくらと菜の花まつり、古代ハスにつきましても皆様の協力により位置づけてまいりました。その後、長者ヶ原のヤマツツジ群生地を今後整備し、ウォーキングとあわせて誘客を図っていきたいと考えております。

昔から「南伊豆町は自然がいっぱいです」と言い続けてきましたが、自然指向と言われている中で人と自然との触れ合いで訪れる観光客に安らぎを与えることができる、またいかにいやされるかを念頭に置き、花を中心としたイベントをそれぞれの持ち味で展開して誘客を図ってまいりたいと考えております。

第4回みなみのさくらと菜の花まつりの取り組みにつきましては、先般第1回の菜の花まつり部会が開催されました。内容につきましては担当課長から説明させますが、現在進めている企画の一つとして、菜の花狩りを実施していきたいと考えております。さらに、農業振興課等にお願いし賀茂地区に栽培することが決定しており、花見ツアーへの組み込みをお願いするところまで計画は進んでおります。毎年少しずつ目先を変え、内容を濃くしていかなければならないと思っておりますが、第4回の入り込み客は第3回の17万人を上回るものと推測しますので、駐車場等の受け入れにつきましては駐車場確保、貸切バスにおける乗降の場所等、実行委員長、部会長、担当課長で話し合いを進めているところであります。開催告知

のチラシも早目に配布し、宣伝できるよう準備してまいりますので、皆様方のご協力をお願いいたします。

○議長（簾田国広君） 谷川君。

○2番（谷川次重君） まだ私が知らないところまで答えてしまって、大変やりづらうございます。隣の下田市では、下田出身の土屋知事のやっている埼玉県にターゲットを絞って誘客拡大を図っているそうでありますが、8,000人という県職員、その傘下に広がる何万人という市町村職員、あるいは小中学生・高校生の研修旅行宿泊施設等、企業・自治体等の保養所契約推進等をねらって、先に市長、議長等が訪問し、この9月6日には担当職員が訪問し、次には農協、漁協、旅館組合等の人たちが訪問して具体的に煮詰めていくそうでありますが、南伊豆としても姉妹都市である塩尻市を足がかりに、長野県に焦点を当てた計画を立てたらと思う次第であります、この点いかがでしょうか。

もう一つは、ただいまの話でキャラバンとかキャンペーンを展開するという話がありました。これも大変いいかと思いますが、このIT時代、ホームページの充実等も考えて積極的に訴えていくべきかと思うのですが、この点の町長のお考えをお聞かせください。

○議長（簾田国広君） 観光課長。

○商工観光課長（飯泉 誠君） ただいまのご質問についてお答えします。

長野県をターゲットにということでございますけれども、当町におきましては姉妹都市が塩尻市でございます。都市提携をした当時は各種団体と交流を図り、こちらへの宿泊誘客につきましてはかなり交流が持てたと思うんですけれども、その後だんだんと各界の交流はなくなってきております。塩尻市さんにもご協力を仰ぎながら、今後の各界の交流を深めながら、さくらまつりを初めとして誘客を図れるようにと思っております。

長野県に対しましてですが、これも縁故関係がございませんので、かなり難しい点があるかと思いますが、そういう形の中で塩尻市さんが長野県等とのつながりがあるようでしたらまたそちらのお話をして、長野県の方へ目を向けて誘客あるいはいろいろな相談をしたいと思っております。

ホームページにつきましては、現在町が行っております——町といいましても伊豆半島の22町村でやっていますユウユウネットというのがございます。これにつきましては、昨年度の実績でいきますとアクセス状況は3万8,106件と、かなりのアクセスが来ております。ことしになりまして、観光協会の方がインターネットを開設しました。9月現在で約3,000件のアクセスがあるわけですが、これも今後、ユウユウネット伊豆の南伊豆と観光協会の方を

リンクして、こっちで足りないものは向こうで補うというような形で進めてまいりたいと思います。

○議長（簾田国広君） 谷川君。

○2番（谷川次重君） 次は、みなみのさくらと菜の花まつりについてお聞きしようと思ひまして、先ほど町長に答えていただきましてあれですけれども。先ほどの町長の報告にもありましたように、ことし暑い夏だったけれども観光は低迷ということで、当町でも観光客また宿泊者が減っております。そう考えますと、いよいよ2月の菜の花とさくらまつりは大事なイベントになってくるかと思うわけでありまして、そういうわけで、早くその準備を進めるべきかと思ひまして質問をさせていただきました。先ほど町長から述べていただきましたので、これは省きまして。

今の時期に河津町へ行きまして、あの桜の場所へ立ちますと、河津の人たちには怒られそうですが、なんでこんなところに100万人もの人が来るのかと思います。ロケーションとしてははるかに南伊豆の方が、青野川の方が——青野川の話をしなると、また先輩議員に青野川君とか、カラオケでは「川」を歌えとかいじめられますので。その青野川は年々深みを帯びてすばらしい川になっていく川であります。この川にさらに手を加え、さらに立派な川にしていく計画をお持ちでしょうか、お聞かせ願ひたいと思います。

○議長（簾田国広君） 商工観光課長。

○商工観光課長（飯泉 誠君） 青野川の関係でございますが、これも県の方の事業でありまして、「おもてなしの道・川」という事業でございますが、そのプラン作成をいたしました。それができ上がっておりますけれども、今ここをすぐどういうふうにするというのではなくてプランでございます。できるところから、町村側の持分でやれる分ということで、分担はしてございませんがやれるところから手をつけるということで、いろいろゾーンをつくってございます。

下田から入りまして、日野地域をゲートゾーンということで花で飾ってみましょうということになります。それから、弓ヶ浜から下賀茂温泉までの回遊ゾーン、あるいはエコリバーゾーンといいまして、旧川を利用したボードウォークといいますか、旧川の小島の周りを回る木の橋をつくって水と親しんでもらうというゾーンと、湯煙ゾーンといいまして、下賀茂温泉あるいは銀の湯会館を中心とした周りを湯煙ゾーンと位置づけまして、そこをそれぞれのゾーンで飾っておもてなしをしましょうというプランができております。そのプランの中に、今回下賀茂ヤオハン裏の銀の湯橋のところに公衆トイレをつくりましますけれども、そうい

うものも位置づけられまして、逐次できるところから着手していこうということで、「おもてなしの道・川創出プラン」という案ができております。

○議長（簾田国広君） 谷川君。

○2番（谷川次重君） 「おもてなしの道・川」ですか。大変おもしろい青野川への取り組みだなと思います。また、先ほど町長が言われました菜の花祭り、菜の花結婚式に負けないような大変楽しい企画だなと思います。この菜の花祭りが菜の花結婚式と同様大ヒットすることを楽しみにして、次の質問に移らせていただきます。

荒廃する山林、農地対策についての質問であります。実は要旨のところに書きました建設業云々というのは12月の一般質問でやる予定でありまして、間違っ先て書いてしまいましたので、大変申しわけありませんけれども要旨の内容を少し変えさせて、次の5点にわたって質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

1点目に、山林についてであります。今炭焼きもなくなり、山林業では採算も取れなくなり、山に手が入らなくなり、今山の中では太陽の光も届かず、そのためイノシシ等の餌も育たず、イノシシ等がふもとに出てくるようになったとも聞いていますが、現在の町の山林の現状はどんなぐあいでしょうか。

2点目に、採算も取れない、後継者もないという中、どのようにしたら山を守っていいのか、どのようにして山を守ろうとしているのか、町長のお考えを伺いたいと思います。

3点目に、同じように年々高齢のためか農地の荒廃が進んでいますが、現在耕作していない田や畑の面積は把握できているのでしょうか。

4点目に、山林と同じように採算性、高齢化等による荒廃農地へどう取り組んでいくお考えでしょうか。

5点目に、これらの問題は大きな問題であり、国や県サイドへ強力な働きかけが大事になってくるかと思いますが、その点いかがお考えでしょうか。

○議長（簾田国広君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 山林の現状でありますけれども、町内の山林 8,570ヘクタールの内訳として、人工林は 2,454ヘクタール、天然林が 5,637ヘクタールに区分されます。その中で、人工林の杉、ヒノキにおいては15年生から35年生に当たる樹齢木が 930ヘクタールございますが、木材管理等の経済的採算性また高齢化により、山の手入れがされていないのが実態であります。また、天然林については広葉樹の雑木林45年生から50年生樹木が 3,462ヘクタールあります。これは昭和30年後半から昭和40年ごろまでの国内の燃料革命等により木炭産業

が斜陽化し、現状の雑木林形態となり、特にシイノキなど大樹が多く目立つところであり
ます。

そこで、どうすれば守っていけるかというところでございますけれども、間伐作業はヘク
タール約20万円の費用が必要とされますが、補助事業として施行いたしましても個人の費用
負担がヘクタール当たり5万円から8万円程度必要となります。また、緑資源公団と地権者
において実施される分収造林事業でございます。この事業内容は、山林所有者が土地を提供
し、造林者が事業の管理を行い、公団が費用の負担と事業実施に関するアドバイス等を行い、
共同で豊かな森林をつくる制度ですが、保安林の指定を受けなければならない条件がありま
す。また、耕作していない田や畑の面積でありますけれども、2000年農林業センサスにより
ますと、荒廃水田41ヘクタール、荒廃畑は33ヘクタールであります。一方、水田作付面積は
90ヘクタール、畑では69ヘクタールです。

さらに、この事業をどのように取り組んでいくかとのことでありますけれども、山林対策
といたしましては、先ほど申し述べましたとおり少しでも多くの豊かな森林を造成するた
めに、流域森林総合整備事業の活用または緑資源公団による分収造林造成事業等の実施を関係
者と協議し、働きかけしてまいります。荒廃農地におきましても、経営の採算性さらにま
す増加が見込まれると思われまます高齢化問題の荒廃農地ですが、あらゆる角度から検討し
てまいります。

最後に、山林農地を守るための県や国への働きかけでありますけれども、森林については
国において森林法の一部改正の動きがあります。その趣旨といたしまして、木材生産を主体
とした製材造林から国土保全等の森林の多様な機能的発揮への転換方向と聞いております。
これを踏まえ、県や国の指導のもとに豊かな森づくりを考えております。荒廃農地対策で
すが、農林事務所等を交えた中で農業生産法人、NPO等の設立に向けて担い手の確保を
目指し、関係者と協議してまいります。

○議長（簾田国広君） 谷川君。

○2番（谷川次重君） 現在、当町においては緑の資源公団において進めている事業はあるの
でしょうか。もう一つは、NPO設立へ向けての具体的な動きはあるのでしょうか。

○議長（簾田国広君） 農林水産課長。

○農林水産課長（内山力男君） それでは、1点目の緑資源公団の分収造林の関係でござい
ますけれども、具体的に既にこれはやっております。平成8年度ころから、皆さんご存じで
しょうか、森林公団という公団があったわけですが、その後、緑資源公団という公団に

なり、そんな中、ただいま町長がお話ししたように、地権者がなかなかできないというような分収造林方式でやっています、現在38ヘクタールぐらいやっております。本年も10ヘクタールあたりやっているんですが、ずばりこれは事業者はだれかと言いましたら、地主さんが当然行うわけですが、伊豆森林組合が請け負って、そのオーナーさんがやっているということでございます。

それから、2点目、NPOでございますが、農業関係の後継者ということで、いろいろと私も援助指導、教育などやっているわけでございますけれども、最近南伊豆町の観光未来塾という団体がありますが、メンバーは15人です。この方々の目的は農林水産業あるいは観光業、水産業、おのおの担い手本当にそういう仕事をやっている方々でございます。その方々が南伊豆の将来に向けてどうしようかという中、今の農業は当然ですが、海でいうならばマリンスポーツ、山でいうならこれと、そういったものを考えて、どちらかというとなPOの方がいいのかなということで模索中で、役場としては、例えば前の議会等にもお話させていただきましたが、加納周辺の水稲栽培が4ヘクタールから5ヘクタール休耕になりました。でも来年はそれをやっていこうということで、前向きな動きも出ています。そういうことで、進んで検討をいただいて、組織もつくってやっておるのが実態でございます。

以上です。

○議長（簾田国広君） 谷川君。

○2番（谷川次重君） この問題、大変大きな問題でありますけれども、私の後に山のスペシャリストが控えておりますし、福祉課長は先ほどから、早くおれのところに来いという顔をされておりますので、次のひとり暮らしの問題について質問させていただきます。

ひとり暮らし高齢者の近況把握の取り組みについてであります。一昨日は敬老会に呼ばれ、先日はゲートボール大会に参加させてもらい、元気な先輩の皆さんと楽しい1日を送らせていただきました。元気いっばいの年配者の皆さんの姿にうれしく思うと同時に、自分もまたあのように元気な晩年を迎えたいと思う次第であります。しかし、たまに訪ねたひとり暮らしの年配者の方が痴呆症にかかっている、部屋じゅうが異様なにおいがして、冷蔵庫の中のもの腐ったものが詰めてあったり等の話をよく聞くのでありますが、現在、この当町にも数百人のひとり暮らしの高齢化がいられるかと思いますが、どのようにしてその人たちの安否を確認しているのでしょうか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（簾田国広君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 本町におけるひとり暮らしの高齢者は 394人おまして、これらを民

生委員や在宅介護支援センターの担当者が要援護老人の実態把握の中で、また介護保険該当者につきましては訪問介護の折に介護事業所のヘルパーさんたちが訪問し、安否を確認しております。

○議長（簾田国広君） 谷川君。

○2番（谷川次重君） 平成12年度版南伊豆高齢者保健福祉計画には、ひとり暮らし高齢者福祉ネットワーク事業と題して、具体的には民生委員との協力の下に老人クラブの会員などが定期的にひとり暮らしの高齢者を訪ね、安否確認、身体状況チェック、閉じこもり防止、催し物開催案内等を行い支援するとなっておりますが、この点、いかがでしょうか。また、今寝たきり予防対策事業として下小野高齢者センターで「ひまわりの会」、湊コミュニティセンターでの「ひだまりの会」等の事業が展開されていますが、この事業を、例えばもっとふやしていくとか、こういうふうな考えはどうでありましょうか。福祉課長にお答え願います。

○議長（簾田国広君） 福祉課長。

○福祉課長（土屋 敬君） この高齢者の安否確認ということなんですけれども、例えば配食サービス等につきましても、この場合はその家の玄関先へ弁当を置いて帰ってくるのではなくて、じかに手渡しで帰ってくると。いないときには持ち帰るというシステムをとっております。ですから、直接手渡ししますので、これも一つの安否確認となろうかと思えます。そういった方が、高齢者は83名おります。あと、緊急通報システムということで、電話機にボタンがついておって、それを押せばそのまま消防署の方へ連絡がいくという緊急通報システム。これを利用している方は59名ほどおまして、あと本年度予算では二、三台の予備がありますけれども、毎年新規で5台ぐらいずつ計上してふやしているところであります。

あと、町の保健婦も時々、大体1人の保健婦が二、三人の方を定期的ではないんですけれども、余りやりますと個人のプライバシーの問題もあるものですから、血压をはかりに来ましたよというような感じでやっているひとり暮らしさんもおられます。あと、先ほど町長の方からもお話ありましたように、何か相談事がありますと、介護支援センターと契約を結んでおりますので、その方が行ってやるのが19名、ひとり暮らしがおります。しかし、痴呆であるとかいう方がひとり暮らしの場合には、痴呆の方が順位が上なものですから、その19名の中にはカウントされておられませんけれども、そういった者を含めると支援センターの方が安否確認をするのは20人ぐらいいらっしゃるのではないかなと考えております。

あと、健康課の方でやっております、今谷川議員がおっしゃいましたひだまりとか、ひまわりの会などにつきましては、なるべく皆さん方のその地域の方が参加できるようにという

ことでやっておりますので、これは私どもの管轄でないような傾向になりますけれども、やはり下小野と湊だけでなく、そのほかのところでもそういうのができればよろしいのではないかなと考えております。

○議長（簾田国広君） 谷川君。

○2番（谷川次重君） ひとり暮らしの状況をつかむに、先ほど緊急通報システムの話がありましたけれども、平成10年度には南伊豆では45あって、毎年5基ずつふやしていく。また、今まで使っていた人の再利用が平均3基ぐらい。つまり、毎年8名程度の更新があるとのことですが、この変化していく状況をつかむにはパソコン等を利用した福祉マップ等をつくった方がいいんじゃないかと思っておりますけれども、この点、福祉課長、いかがお考えですか。

○議長（簾田国広君） 福祉課長。

○福祉課長（土屋 敬君） 確かに、議員おっしゃいますように今の時代はITなりの時代ということで、そういうソフトもあるように聞いております。私どもも昨年そういう説明を受けまして、大体500万から600万ぐらいで南伊豆町の地図を読み込んで、そののところに地名であるとか、ひとり暮らしであるとか老人世帯であるとかというようなものを入力して、それで一覧表に出すとかいろいろな方法があるんですけども、余り突っ込んでやりますと個人のプライバシーまで問題があるということで、難しいところがあるかと思っておりますが、ぜひそういったもので今後進んでいきたいということで、財政の方と折り合いがつけばぜひその方面で取り組んでいきたいなということで、担当は考えております。

○議長（簾田国広君） 谷川君。

○2番（谷川次重君） 今の福祉マップのこと、町長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（簾田国広君） 町長。

○町長（岩田 篤君） マップをつくるということですが、マップによって把握することはできます。しかし、それが相手の方で使うことができないなら、例えば一方的に町の方で把握していても、ただ把握しているだけで、こちらの方でボタンを押してそれに返答するとか、そこまでいかないと本当に意味はないような気がします。ですから、ただマップをつくるために500万なり600万までは今のところはどうかなと考えています。ちょっとまとまりませんが、要するに私が言わんとしているのは、一方的に地図だけつくっても、相手からの連絡方法をしっかりしないと意味がないということです。それが確立されないと、ただマップをつくっただけでは意味がないんじゃないかと考えております。

○議長（簾田国広君） 谷川君。

○2番（谷川次重君） この点は町長と担当課長とよく詰めていただいて、有意義なものをつくっていただきたいと思います。

以上、強く要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（簾田国広君） 谷川次重君の質問を終わります。

◇ 鈴木久香君

○議長（簾田国広君） 1番議員、鈴木久香君の質問を許可いたします。

〔1番 鈴木久香君登壇〕

○1番（鈴木久香君） 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

先ほどは同僚議員に敬意を表していただきまして、まことにありがとうございます。

少々質問の方は重なると思いますけれども、行わさせていただきます。

それでは、農林業関係について質問させていただきます。去年の9月ですか、里山対策の一環でお聞きしたと思いますが、改めて質問させていただきます。

森林には大別して4つの働きがあります。1つは、二酸化炭素を吸って酸素を出す、同時に大気を浄化する。2つ目に、根、幹、葉に水を蓄え、少しずつ蒸発させ、雲をつくり雨を降らせる。同じように、地下へも水を流し、それが溪流となって川となります。3つ目は、多種多様な樹木が多く、生物に食べ物やすみかを与え、微生物から大型動物まですべてが食物連鎖の中で豊かな生態系を形成します。4つ目、落ち葉や枯れ木、動物のふん、死がいなどによって豊かな土をつくります。つまり、森林は食べ物、水、空気、土を提供してくれる地球の生命維持装置です。これらのことから、森林の保全がいかに必要かとおわかりいただけると思います。

しかし、当町も林業離れが進み、人工林、自然林とも大部分が放任状態となって下草も生えず、土が雨水の浸食によりえぐられ、むき出しになっております。このままでは大きな災害につながる危険性が大きいと思います。私の持論でもありますが、1つ数千万する砂防ダムをつくるよりも100町歩の間伐が急務だと思います。県等の補助制度もあるようですので、町としても早急に対策をとっていただきたいと思います。町長の考え、農林水産課長の考え方をお聞かせください。

○議長（簾田国広君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 先ほど谷川議員にもありましたけれども、国土保全等で森林は大変な機能だということで、緑資源公団等による分収造林ということで、それも一つの案かなと考えております。それと同時に、農林事業対策についてですけれども、最初に森林保護はダムより間伐事業の必要性の件ですけれども、郷土の保全、水資源の涵養を目的とした地域森林総合整備事業が関係者によって進められ、さらに町では分収林の促進により造林補助もつけてまして森林の造成を図り、その機能を果たしております。一方、砂防ダム、治山施設の設置は、土砂、土石の流出防止に重要な役割を果たし、豊かな森林をつくりたいと考えております。

○議長（簾田国広君） 農林水産課長。

○農林水産課長（内山力男君） それでは先ほどの、森林の持つ大きな目的については私もよくわかるわけでございます。そんな中、人工林について調べたわけですが、専門用語になりますけれども、3 齢級から7 齢級までの針葉樹、杉・ヒノキですけれども、930ヘクタール民有林があります。この土地の一部におきましては除間伐で、いい山だなというのは中にはありますけれどもほとんどが手入れがされてなくて、基本的には1ヘクタール3,000本植えるんです、一番最初。そんな中、最終的に材として出すには1,000本、要するに3分の1ぐらい出る山がいい山なんですけれども、そういう意味合いからいろいろな面で最終的には採算性ということになるかと思えます。国内的にもすべてでありますけれども、幾ら切ってもコストばかりかかってお金にならないというのが現実であります。そういう中、少しずつでも個人であります、そういう事業体、例えば森林組合さんとか、関係者の方々、いろいろ協議しながらできるだけいい山、山と言ったら変ですけどやっていきたいということが一方と。

もう一方は、雑木林5,200くらい。それはちょうど昭和30年、40年ぐらいまでは山は更新してきたわけです。炭焼きがなくなりまして、山が荒れているという言葉がよろしいかどうかということですが、これを逆にとらえれば、広葉樹を利用したことを農林事務所あるいは県の方々いろいろと考えてくれてはおりますけれども、いい案もないわけではないと思えますけれども、検討中ということで、これからもいろいろ検討していただきます。

以上です。

○議長（簾田国広君） 鈴木久香君。

○1番（鈴木久香君） ぜひ国・県等補助金もあるそうですので、町としても積極的に取り組んでやってください。

雑木林を切って間伐するだけじゃなく、それをちょっと手間がかかりますけれども炭に焼いて、その炭を水田に置いて、谷川さんじゃないけれど浄化したきれいな水を流して、観光として南伊豆の川はきれいですよと売り出したらどうかなと思いますけれども、どうですか。

○議長（簾田国広君） 農林水産課長。

○農林水産課長（内山力男君） 炭が浄化してきれいにするにはよく聞きます。そこいらを踏まえましていろいろと検討したいと思います。

○議長（簾田国広君） 鈴木久香君。

○1番（鈴木久香君） ぜひ積極的に取り組んでください。

続きまして、町内どこへ行っても「何とかしてくれ。このままじゃ田も畑も、もうやる気がない」との声が大変大きい。イノシシについての現況、また今後の積極的な取り組み方を町としてお聞かせください。

○議長（簾田国広君） 町長。

○町長（岩田 篤君） イノシシ対策ですけれども、去る12年11月からの猟期ですけれども、捕獲頭数の400頭、有害鳥獣駆除33頭であります。うち有害獣報奨金7頭、住民からの苦情要望も数多くありますが、自営手段として有害獣等被害防止対策事業の活用を進めているところでございますけれども、今のところ決め手の対策が見当たらない次第でございます。詳しくは農林水産課長に説明させます。

○議長（簾田国広君） 農林水産課長。

○農林水産課長（内山力男君） ただいま町長が答弁したとおりでございます。具体的には昨年400頭余り捕獲したということでございますけれども、有害鳥獣でもやっているわけでございますが、現在のところ33頭程度でございます。

そんな中、現況でいきますと春先から今ですが、今も本当に困って役場に投書なんかも来たりするところがございます。例えばですけれども、大きく分けて有害鳥獣駆除のやり方ですけれども、わなと銃によるやり方なんですけど、最近ですと青野地区が8月から9月にかけて2頭捕獲しております。それ以外、猟期に入ってはわなで多少とっている。わなの場合、これは毎日ではないんですけれども、見張りを2日に1回ぐらい置いたり、私、農協の組合長と会う機会がございまして、本当に困っているんだよということで、ことしの春先におりを農協さんがつくってくれました。そのおりは、入ればガチャンと落ちるような感じなんですけれども、本にはよくとれますよと書いてあるんですけれども、現実にはそれではとれないそうです。だけど、そこに置いたためにイノシシが来なくなったという話も聞くから、そ

れでよかったのかなという気もいたしますけれども。

いずれにいたしましても、皆さん各農家の方々とかにお願いして4年目になりますか、自営手段だということで私が当初3年前にこの職に座ったとき、50万ぐらいの予算で足りなくて補正をやった記憶がございます。そんな中、各自が自営策の防護ネットとかをやっているわけですが、現況からいたしますと、ちょうど今、毎日というわけではないけれど来ています、申請に。現況は23件となります。こっちの予算は何とか足りています。お勧めというわけではないですけれども、申しわけないですけれども、私なりの監視を毎日しているわけではないもので自衛策ということでひとつ皆さんに普及させて、私らの方はPRしているところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（簾田国広君） 鈴木久香君。

○1番（鈴木久香君） 私も山の仕事をやっているわけですが、今のおりの関係ですね。やりました。見事に入ったんですよ。逃げられました。頭から飛び出したのかなど。ほかの方法というのはまたこれからやれると思いますけれども、そのイノシシはそこへ絶対来ませんからね、においがついちゃって。ぜひほかの方法とか前向きに検討してください。町民からどこに行っても言われる、石垣は崩れたり、本当に災害だから真剣に取り組んで、よろしくお願いいたします。

続きまして、去年の6月に一般質問で町長より前向きな回答がありました、農業生産法人についてお聞きしたいと思います。

現在、農業を新規に始めるにはそれ相当の資金がかかり、家族が主体であり、規模にも限りがある。日常に休みたくても休めない。このような問題が幾つか重なり、農業が育たない原因となっております。これらのことから、数戸の農家、生産者が集まり、農業法人をつれば規模拡大も容易になり、サラリーマン感覚で仕事をやり、農業を見直されると思います。また、組織がしっかりすることにより国・県の補助制度も受けやすくなると思います。当町の水田も、はっきり言ってあと5年したら耕作放棄地が増大し、荒廃していくことは間違いないでしょう。こうしたことから、早目に町とJAが主導して農業法人化の推進をしていくことが必要ではないかと思えます。町長、お考えを聞かせてください。

○議長（簾田国広君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 先ほど述べましたけれども、農業後継者、離農家は担い手不足に対して農協との連携、農業生産法人に向けての件でありますけれども、農林事務所等の県の機関を中心に農事組合法人（NPO）の比較検討中であります。1つとして、農地の利用につい

での法的な問題点。2つ目として、設立運転資金の準備。3点目として、設立後の行政との
かかわり等問題点を抱えておりますけれども、農業協同組合とも連携を図るとともに、関係
者と協議してまいる所存であります。

○議長（簾田国広君） 鈴木久香君。

○1番（鈴木久香君） このことが後継者、離農家、荒廃農地の対策につながっていくと思
いますので、町もJAと連携し合い、積極的に取り組んでいただきたいと思います。

それでは、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（簾田国広君） 鈴木久香君の質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

（午後 2時16分）

○議長（簾田国広君） 休憩を閉じ、再開いたします。

（午後 2時25分）

◇ 藤 田 喜代治 君

○議長（簾田国広君） 5番議員、藤田喜代治君の質問を許可いたします。

〔5番 藤田喜代治君登壇〕

○5番（藤田喜代治君） それでは、通告に基づき一般質問いたします。

内容は、生活関連道路事業についてであります。

細かく、1つは各区内における道路事情の認識についてであります。2つ目の利便性、
安全性、防災面から見て早期予算化の箇所、区域の有無もあわせて質問をいたします。

そもそも人間が社会生活を営むためになくてはならないものであることは、その言を待た
ないところであります。私たちの道路は昭和30年の町政施行以来、時代の変化やニーズにこ
たえるため、その財源をにらみながら道路の新設や改善を行ってきたところであります。し
かしながら、我が町の道路事情は十分にその使命を果たし終えていないと思うのであります。
特に、各区内の町道には早急に完成させたいところ、あるいは早急に着工したいところが多
々あると思うのであります。そして、諸般の事情により手もつけられなかった道路が、事情
が許せる状況になったなら、これを積極的に予算化していくのは至極当然であります。また、
ケースによっては諸般の事情を許せる状況に誘導し、解決していくのも行政の使命の一つで
あると考えるものであります。

以上のことから、当局の答弁を求めるものであります。

○議長（簾田国広君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） お答えいたします。

本町の町道は 687路線、約 230キロメートルで、1路線当たりの平均が 335メートルと距離が短く、しかも改良率が19.3%と整備がおくれております。歩道のある町道は成持吉祥線、手石の条ノ腰A線及び加納前原線の3路線です。その路線内訳は通過区間を結ぶ幹線道路等の1類路線が81路線、集落間の幹線道路の2類路線が78路線、それ以外の3類路線が525路線で構成されています。3類路線のほとんどが幅員4メートル以下の道路で、比較的受益者が限られた町道です。

町道は町民の経済、社会活動等の基盤であり、町民生活に密着した重要な施設であると認識しております。限られた予算の中で地区要望や緊急性に配慮し、町道の維持、改良に努めているところです。道路の拡幅改良等の整備は費用対効果を考慮し、受益者の多い幹線道路が主になっておりますが、防災面等で安全性に欠けるところは早急に解消していかねばと考えております。

次に、利便性、安全性の面からでございますけれども、まず本年度の施工状況ですけれども、利便性、経済性の面で17町道で、防災面の不安がある青市地区で国道136号と県道下田南伊豆線を結ぶ蒲谷口植松A線の災害防除工事を完了させます。また、前より懸案であり継続中でありましてけれども、大瀬地内の万耕地線は袋小路状で幅員が狭小ですが、受益範囲も広く、公民館の進入路でもあり、地域にとって重要な路線で、平成9年度より継続施工しておりますが、住宅が連檐しているため河川を利用して拡幅改良するしかなく、工事単価が割高、用地取得、工事中の通行どめ等の隘路はありますが、住民の理解を得ながら早期事業完了を目指しております。

ご質問の利便性、安全性、防災の面から見て早期予算化の箇所につきましては、総合計画やカソ計画に位置づけられており、計画的に整備予定ですが、大瀬地区の万耕地線同様の理由で改良したい箇所には、下流地区の大平B線の改良拡幅工事があります。

以上です。

○議長（簾田国広君） 藤田君。

○5番（藤田喜代治君） 随分積極的に対応されているということで理解をいたしますけれども、まだまだ、今話の中に出ていた下流地区などは道路のすぐそばが川ですので、よく車が

何度か落ちているという話も聞いておりますし、私どもが軽の車で行っても、ついハンドルを持っていても腰が浮いちゃうというような危険な箇所であります。ここに限らず、もっと細かく目を向けて、あるいは町政懇談会等で町民からご意見等を聞いていると思います。それを着実に、財政の中は大変でしょうけれども、何とか進めていただきたいと思います。

○議長（簾田国広君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 下流の件ですけれども、この線は非常に重要な路線と考えております。以前に2回ほど事業立案こそ立ち上げがなされたけれど、まとまらなかったという経緯があります。また、地区懇談会においても要望があり、区长さんにもうまく地元をまとめていただきたいということは言っております。まとめ次第、経済性だとかいろいろな問題はあると思いますけれども、ぜひ前向きに考えていきたいなと考えています。

以上です。

○議長（簾田国広君） 藤田君。

○5番（藤田喜代治君） 私の質問はこれで終わります。

○議長（簾田国広君） 藤田喜代治君の質問を終わります。

◎議第40号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（簾田国広君） これより議案審議に入ります。

議第40号 南伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（簾田国広君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第40号の提案理由を申し上げます。

地方税法第423条の規定により、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために固定資産評価審査委員会が設置されており、任期は3年であります。現委員3名中、上賀茂380番地、宇田玉夫氏の任期が本年9月末日で満了となりますが、豊富な経験、すぐれた知識を有する同氏を最適任者として引き続き選任いたしたく提案する次第でございます。

○議長（簾田国広君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（簾田国広君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（簾田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（簾田国広君） 討論する者はありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第40号議案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（簾田国広君） 全員賛成です。

よって、議第40号議案は同意することに決定いたしました。

◎議第41号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（簾田国広君） 議第41号 南伊豆町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（簾田国広君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第41号の提案理由を申し上げます。

釜田教育長の任期が平成13年9月26日をもって満了となります。釜田氏は、平成11年10月27日就任以来2年間にわたり、前任者の残任期間を教育行政の発展にご尽力してまいりました。釜田氏は38年間の長きにわたり家庭・地域社会との連携を保ちつつ、調和のとれた心豊

かな人間の育成を目指し、確固たる教育理念のもとに児童生徒の教育、学校運営に貢献されました。同人は、誠実、重厚な人柄ですべてに公平に接するとともに、教育に対する深い見識と職務に対する強い使命感を有しており、さらには平成15年度に三浜小学校校舎の改築や屋内体育館の建設等の問題もあり、教育委員として適任者であると存じます。

つきましては、引き続き教育委員として、下小野 572番地の2、釜田弘文氏を任命いたしたくご提案申し上げる次第です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（簾田国広君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（簾田国広君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思います。これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（簾田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（簾田国広君） 討論する者はありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第41号議案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（簾田国広君） 全員賛成です。

よって、議第41号議案は同意することに決定いたしました。

◎議第42号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（簾田国広君） 議第42号 南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（簾田国広君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第42号の提案理由を申し上げます。

本案は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（法律第26号）が、平成13年4月3日に公布され、8月5日に施行になりました。また、地方税法等の一部を改正する法律案が6月20日に参議院本会議において可決成立し、6月27日に法律第68号として公布されました。これを受け、南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正するものであります。

条例改正の詳しい内容につきましては税務課長より説明させますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（簾田国広君） 提案説明を終わります。

税務課長。

○税務課長（碓井大昭君） それでは説明いたします。

お手元に資料が配付されますので、それによって説明させていただきます。

今回の改正は、固定資産税と住民税関係のものが1つずつ入っております。

最初に固定資産税の方からいきます。

高齢者社会を迎えまして、高齢者の単身・夫婦世帯は増加しております。介護保険制度のもとでは、要介護・要支援者の大多数の人が在宅であるなど、在宅介護が中心となっている。一方、高齢者世帯向けの民間賃貸住宅については、その多くがバリアフリー仕様など高齢者の居住のために必要な設備等に関する条件を十分に付していないことに加え、家主が高齢者、特に単身・夫婦世帯の入居を敬遠する傾向があるなど、その供給確保の必要性が指摘されている。これらの状況を踏まえまして、高齢者の居住の安定確保に関する法律が可決成立いたしました。

今回の改正は、高齢者向け優良賃貸住宅である一定の貸家住宅のうち、平成13年8月5日から16年3月31日までの間に新築されたものについては、新築後5年間に限りその固定資産税額の3分の2を減額するというものでございます。

次に、住民税関係ですけれども、株式譲渡益に係る特別控除制度の創設についてですけれども、これは今現在は申告分離課税と源泉分離課税の2つがあります。このどちらも選択できる制度になっております。今回は、申告分離課税方式を選択した場合、平成13年10月1日から15年5月31日までの間に所有期間が1年を超える上場株式を証券会社を通じて譲渡された場合に、その譲渡益から最高100万円の特別控除が受けられるというものです。この表で

すけれども、500万円で購入して 550万円で売却、譲渡益50万円と、1,000万で購入で 1,150万円で売却、譲渡益 150万の場合ですけれども、最初に申告分離課税ですけれども、これは譲渡益に課税するものでございます。下の段の譲渡益 150万円のところで説明します。住民税の場合は税率が6%ですので、現行は 150万円掛ける6%で9万円。所得税が20%ですので、150万円掛ける20%で30万円、計39万の税額になります。

今度の改正の場合は、まず住民税ですけれども、150万から 100万円を引きまして6%ですので3万円の税額。所得税は 150万から 100万を引きまして、これに20%を掛けますので10万円の税額です。合計で13万となります。

隣に源泉分離課税を一応参考に記載しておきました。この場合は、譲渡益ではなくて売った値段、ここでいきますと 1,150万円の売却ですので 1,150万円が元になります。住民税は非課税になっております。所得税は 1,150万掛ける1.05%ですので、12万 800円の税額となります。これが今回の改正でございます。これを受けるには、所得税の確定申告をする必要があります。この確定申告書と一緒に収入金額などを記載した譲渡株式に関する明細書も提出する必要になっております。

以上でございます。

○議長（簾田国広君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（簾田国広君） 質疑はありませんので質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（簾田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（簾田国広君） 討論もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第42号議案に原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（簾田国広君） 全員賛成です。

よって、議第42号議案は原案のとおり可決されました。

◎議第43号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（簾田国広君） 議第43号 工事請負契約の変更について（平成13年度三坂（中木）漁港漁業集落環境整備工事）を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（簾田国広君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第43号の提案理由を申し上げます。

平成13年度三坂（中木）漁港漁業集落環境整備工事変更請負契約について、提案理由を申し上げます。

本件は、平成13年6月5日町議会6月定例会議第36号で請負契約をご承認いただいた、三坂（中木）漁港漁業集落環境整備工事について、請負人、東洋・河津・長田特定建設工事共同企業体、代表者、静岡県静岡市黒金町59番地7、東洋建設株式会社静岡営業所所長、安部広氏との工事請負契約、当初請負額6,090万円に49万7,700円を増額し、同意契約額6,139万7,700円に変更しようとするものです。

地方自治法第96条第1項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例により議会の議決を求めるものであります。

当工事の変更内容につきましては、農林水産課長より説明させます。

○議長（簾田国広君） 農林水産課長。

○農林水産課長（内山力男君） それでは、平成13年度三坂（中木）漁港漁業集落環境整備工事請負契約に変更が生じたので、その変更内容について説明させていただきます。

当工事は、三坂漁港、中木地区の漁業集落環境整備工事で、集落排水施設の発電機建屋P5の階段施工となっております。そんな中、次のページの図面をちょっとお開き願いたいと思います。この中で、赤く塗ってPとかいろいろ書いてあるわけですが、この赤部分が13年度事業の中の、一番右側の今回変更箇所ということで、漁協のテングサ倉庫になっている場所なんです。P5の階段工を、さらに次のページにA3で変更前と新しいのが出ています

が、倉庫の外壁に取りつける計画でありましたけれども、再度調査した結果、外壁が老朽化して階段の設置は困難なので階段工の形状を変更し、外壁から独立した階段に変更するものであります。なお、今年度で集落環境整備は完了し、14年度供用開始を予定しております。

以上であります。

○議長（簾田国広君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

石井君。

○9番（石井福光君） 今の説明でわかったわけですが、これは全部コンクリートで埋めるわけですか。それと、この工事前にわかっていなくて工事をやった後に、こういうものを行った方が安全のために必要だということで変更されたものなのか、2点よろしく願います。

○議長（簾田国広君） 農林水産課長。

○農林水産課長（内山力男君） 第1点目は、全部コンクリートで埋めます。要するにこの大きな図面の下から赤く塗ってある部分、平面図を見ますと踊り場になって階段がこうなっていてということで、将来この中に何が入るのということになりますけれど、発電機の機械が入ります。今後、5年、10年ぐらいはもつとは思いますが、切りかえのためということで、当初はそのまま据えつけだったわけですが、漁協の倉庫も老朽化まではいきませんが、将来を考えると心配だなということで、今回変更させてもらいたいということでございます。

○議長（簾田国広君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（簾田国広君） 質疑はありませんので質疑を打ち切りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（簾田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（簾田国広君） 討論する者はありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第43号議案は原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（簾田国広君） 全員賛成です。

よって、議第43号議案は原案のとおり可決されました。

◎議第44号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（簾田国広君） 議第44号 平成13年度南伊豆町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（簾田国広君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第44号の提案理由を申し上げます。

本案は、平成13年度南伊豆町一般会計補正予算（第2号）でございます。補正予算額9,215万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億7,135万1,000円とするものです。

補正の大きなものは、県の補助金内容を受けた大型動力ポンプ付積載車の購入やホームページ作成に伴う機器備品費、臨時保育士・臨時調理員の賃金、差田グラウンド夜間照明改修工事及びこの12月に実施する分別収集業務に係る委託費を新たに計上させていただきました。

内容につきましては総務課長より説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（簾田国広君） 総務課長。

○総務課長（外岡捷美君） それでは、議第44号の内容説明をさせていただきます。

まず歳出の19ページをお願いします。

1款議会費、1項1目議会事務1万円の補正。これは19節で静岡県社会福祉協議会の会費です。

20ページの2款総務費、1項1目一般管理事務175万5,000円。これは19節の補助金で7月2日から妻良の簡易郵便局が開局になりまして、263万2,000円ほどいろいろ備品とかか

かったわけですが、それに対して町で3分の2を補助しようということでございます。次が、3目の庁舎管理事務8万9,000円。これは11節で施設修繕料でございます。次が6目の企画町政事務406万6,000円。さきほど町長が申しましたように、主なものとしまして15節で庁内LANの構築ネットワーク関連工事費、18節で機器備品費355万円でございます。9目の公害対策費でゼロ。10目で地域づくり推進事業66万3,000円。これは旅費の38万4,000円が大きなものでございます、000円。11目の交通安全推進事務4万円。これは被服費でございます。

次は、3項1目の戸籍住民基本台帳事務37万2,000円。これも11節で消耗品費でございます。

4項1目の選挙管理委員会事務4万5,000円。これはパソコンの点検料でございます。3目が町農業委員会委員選挙事務255万5,000円。これは農業委員の選挙が行われまして、無投票のための減額補正でございます。

次が、5項2目の指定統計調査事務3万7,000円。これは1節の報酬で統計調査員の報酬13万9,000円のものでございます。

次が24ページ、3款民生費、1項1目の社会福祉総務事務183万2,000円。これは職員手当80万8,000円と7節賃金、臨時事務員賃金81万9,000円が主なものでございます。次が、社会福祉事業の101万8,000円の増。これは20節扶助費として身体障害者更生医療給付費の95万円、24節で静岡県障害者スポーツ協会出捐金6万8,000円でございます。

2目の国民年金事務29万4,000円。これは11節で印刷製本費でございます。次が老人福祉事業124万4,000円。13節で高齢者実態調査委託料でございます。

2項2目の児童福祉施設運営事務627万1,000円。これは賃金で臨時保育士賃金が397万7,000円、臨時調理員賃金229万4,000円でございます。次が差田保育所運営事務44万9,000円。これは11節で賄材料費。これは施設修繕料でございます。次が手石保育所運営事務9万7,000円。これも11節で施設修繕料でございます。南崎保育所運営事務12万3,000円。これも11節で施設修繕料でございます。南上保育所運営事務17万3,000円。これも11節で施設修繕料50万円でございます。

続きまして27ページ、4款衛生費、1項1目の保健衛生総務事務。これは財源区分の変更でございます。次が4目の環境衛生事業ゼロ。これも財源区分の変更でございます。

次が2項1目の清掃総務事務89万1,000円。これは7節賃金で、臨時作業員賃金54万4,000円が主なものでございます。

次が28ページ、2目ごみ収集事務 1,828万 2,000円。これは先ほど町長の提案理由にありました、この12月から始まります分別収集にかかります費用でございまして、大きなものとしたしまして11節で消耗品、印刷製本費等で 505万円。13節委託料で 1,209万 8,000円。これは分別収集運搬のコンテナ配布回収業務の委託料34万 1,000円と分別収集保管等委託料 375万 7,000円。それから、19節で 100万円。これは今までもありましたが、生ごみ処理器購入費の補助金。大分好評でありますのでさらに 100万円追加させていただきました。次が最終処分場維持事業 381万 6,000円。これは13節で粗大ごみの処分業務委託 368万 1,000円が主なものでございます。

次が29ページ、5款農林水産業費、1項2目農業総務事務34万円。これは19節で伊豆花物語策定費負担金30万円でございます。次が6目で農山村総合整備管理運営事務 810万。これは差田グラウンドの夜間照明の改修でございます。

次が2項1目の林業振興事業ゼロ。これは財源区分の変更でございます。次が松くい虫防除事業25万 2,000円。これは13節で松枯損木の調査委託であります。

30ページの3項4目入間漁業集落排水事業70万 2,000円。これは工事費で集落排水整備工事費でございます。

次が6款商工費、1項1目の商工総務事務62万 3,000円。これは3節の職員手当で時間外勤務手当62万 3,000円でございます。次が3目の観光振興事業 828万。これは13節の委託料で総合パンフレット製作委託料が65万 1,000円。それから、山ツツジ群生地整備事業委託料 550万円。15節で 122万 2,000円。これは伊浜展望台のポンプの取りかえ工事でございます。19節で水道管引込受益者負担金の24万 3,000円と伊豆半島花とてくもぐウォーキング事業負担金57万 2,000円。

次、32ページ、4目の都市提携事業32万 5,000円。これは14節で自動車借上料と有料道路通行料でございます。6目の銀の湯会館運営事業 313万 1,000円。これは3節の職員手当で宿日直手当88万 2,000円。11節需用費で消耗品費、修繕料等でございます。

7款の土木費、1項1目の土木総務事務 334万 6,000円。これは11節で印刷製本費81万円、それから13節の委託料で地形図作成業務委託料 136万円、わがやの専門家診断事業委託料 8万円等が大きなものでございます。

次が2項2目の単独道路改良事業 430万円。これは13節で別当下ノ谷戸線測量調査委託料（青市）ですが90万円。それから、工事請負費として白坂入間A線の改良工事 290万円が主なものです。

3 項 2 目青野川ふるさとの川関連整備事業 500万円。これは19節で県河川等環境整備事業負担金でございます。

次、5 項 1 目の都市計画総務事務ゼロ。これにつきましては財源区分の変更でございます。

次は、6 項 1 目の中木災害住宅管理事務56万 9,000円。これにつきましては13節の污水处理施設管理委託料が44万 5,000円。それから、住宅改修補強計画設計委託料17万 5,000円の減額が大きなものがございます。

36ページ、8 款消防費、1 項 1 目下田地区消防組合負担金 177万 9,000円。これは19節で下田地区消防組合負担金でございます。2 目が非常備消防事務55万 9,000円。これは消防団員退職補助負担金55万 9,000円でございます。次は3 目の消防施設管理事務9万 5,000円。これは12節で自動車損害保険、車検書手数料等でございます。次が消防施設整備事業 705万 5,000円。これは11節で消耗品の80万円。それから、工事請負費で 331万円。これは蔵置所及び夜間詰所の建築工事、それから消火栓新設及び附帯装備資機材等設置工事 181万円。19 節負担金及び補助金で 296万 5,000円の減額。これにつきましては、今まで本会議あるいは委員会の中で消防施設費あるいは町道等という工事に対する負担金を取るべきではないということがありまして、いろいろやっていたわけですが、今まで消防施設につきましては南伊豆町消防施設等整備事業補助金交付要綱というのがありまして、大体消防詰所等を建てた場合2分の1の補助をしていたわけですが、大体備品についても2分の1の補助でやっていたわけですが、この補助金交付要綱を廃止しまして、6月1日以降はすべて消防資機材あるいはポンプ小屋、蔵置所等の費用に対しては全額町で負担するというにさせていただきました。ですから、この補助金交付要綱を廃止して、6月からはすべて町で面倒を見ることになりました。

次は5 目災害対策事業 108万 1,000円。これは13節で地域防災計画修正委託料。これにつきましては先ほども本会議の一般質問で横嶋議員からありましたが、地域防災計画は県の方で見直しを行いまして、うちの方もそれとの整合性をとって今回計画の見直しをさせていただきたいと思います。

次が防災施設整備事業ゼロ。これにつきましては、今まで市町村地震対策事業という名前でもっている消防施設等の資機材については補助金をもらっていたわけですが、13年度から県の方の名称が「県大震災対策施設等整備事業」という名前になりまして、名前が変わったための変更でありまして、県費はゼロということで変わるということでございます。

次が38ページ、9 款教育費、1 項 1 目教育委員会事務29万円。これは普通旅費の29万円で

ございます。次が3目の英語教育事業37万1,000円。これは社会保険料で37万1,000円です。

次が2項1目小学校管理事務66万4,000円。これについて大きなものとして、11節で休職消耗品費28万2,000円。それから、工事請負費で南崎小学校の補修工事35万5,000円が大きなものです。次が竹麻小学校管理事務39万1,000円。これが11節で修繕料34万5,000円。それから、南崎小学校におきましては管理事務3万6,000円。これは14節ファックスの賃借料。南中小学校管理事務が20万3,000円。これは11節で施設修繕料。南上小学校管理事務におきましては84万5,000円で、大きなものとして18節の備品購入費。これは施設備品でございます。三浜小学校管理事務で13万6,000円。それも18節で施設備品13万6,000円です。次が2目の小学校教育振興事務2万7,000円。これは特殊学級就学奨励費でございます。

次が3項1目の南伊豆中学校管理事務20万9,000円。これにつきましては11節で施設修繕料17万3,000円が主なものです。

次が4項1目の南伊豆幼稚園事務44万円。15節で工事請負費26万6,000円になりますが、これは緊急ベルの設置工事費でございます。

次が5項1目の社会教育総務事務150万円。これは13節職員手当等で時間外勤務手当でございます。2目公民館管理運営事務として315万9,000円。これは大きなものとして15節で公民館の改修工事費312万7,000円でございます。3目の文化財管理事務ゼロ。これは財源区分の変更でございます。4目の図書館管理運営事務35万3,000円。これは委託料で図書配本車描画委託料。これは新年度でもって図書配本車両に絵を描かせていただきましたが、これに前後左右、屋根と5面に、子供から募集して配本車である絵を描いていただくということだそうです。これが21万円。

次が6項1目の保健体育総務事務11万2,000円。これは12節の被服費でございます。

以上で歳出を終わります。

次は歳入をお願いします。9ページですね。

歳入。9款地方交付税、1項1目地方交付税531万2,000円。これは地方交付税でございます。

11款分担金及び負担金、1項1目農林水産業費分担金6万3,000円。これは人間漁業集落排水事業費の分担金です。

12款の使用料及び手数料、2項4目の土木手数料43万9,000円の減額。これは中木住宅汚水処理施設管理手数料の減額でございます。

12ページ、13款国庫支出金、1項1目の民生費国庫負担金47万5,000円。これは身体障害

者保護費負担金でございます。2項5目の土木費国庫補助金50万円。これは公営住宅等関連事業推進事業費補助金でございます。

次が14款県支出金、1項1目の民生費県負担金23万7,000円。これにつきましては身体障害者保護費負担金でございます。2項2目の民生費県補助金120万3,000円。これは介護サービス適正実施指導事業費補助金であります。4目農林水産業費57万5,000円。2目林業費補助金としてみどりの資源総合支援事業費補助金8万4,000円と水産業費補助金で入間漁業集落排水事業費補助金49万1,000円でございます。5目商工費県補助金550万円。これは先ほど山ツツジの事業がございましたが、緊急地域雇用特別対策事業費補助金550万円でございます。6目土木費県補助金37万5,000円。これはわがやの専門家診断事業費補助金でございます。次が7目の消防費県補助金134万8,000円。これにつきましては、市町村地震対策事業費補助金2,864万8,000円減額。県大震災対策施設等整備費事業費は220万2,000円減額。大規模地震対策等総合支援事業費補助金3,219万8,000円。これは名称変更のための補助金でございます。

次は3項1目の総務費委託金が9万2,000円。4節で統計調査費委託金9万2,000円の減額でございます。

次が14ページで、3項5目権限移譲事務交付金9万1,000円。各種権限移譲に伴う交付金でございます。

15款財産収入、1項1目財産貸付収入8万3,000円。これは東京電力鉄塔敷貸付料でございます。

次が16ページ、18款繰越金、1項1目の繰越金7,552万2,000円。これは前年度の繰越金でございます。

19款諸収入、4項5目雑入37万9,000円。分別廃棄物売却収入37万9,000円。6目で過年度収入101万円。これは南伊豆総合計算センター負担金過年度収入81万6,000円と伊豆斎場事業負担金過年度収入19万4,000円でございます。

次は8ページをお願いいたします。

今回の補正額9,215万2,000円の財源内訳でございますが、国庫支出金が1,021万2,000円。その他が1万3,000円。一般財源が8,192万7,000円でございます。

以上で内容説明を終わります。

○議長（簾田国広君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

大野君。

○14番（大野良司君） 40ページの社会教育総務事務の関係で150万の時間外手当が新たに計上されておりますけれども、4月から9月の間で何カ月もたっていないわけですがけれども、多分今後の時間外としての補正だと理解できますけれども、150万という時間外は1人当たりになれば相当の時間外になると思うわけですがけれども、主な事業でこういう時間外をやってきたということであれば、何のための時間外がこれだけ出なければならないのか説明をお願いします。

○議長（簾田国広君） 教育長。

○教育長（釜田弘文君） お答えします。毎年社会教育事業の時間外は大分出ているわけですがけれども、前年も補正させていただきまして本年度もまた補正で、ほとんど残金がないぐらいということで今回計上させていただきました。社会教育の特別何ということよりもイベントが入っているわけです。イベントについては当然職員全員が出なければならないということがありますものですから、その分計算しまして、この程度で不足するだろうということで計算いたしました。

以上です。

○議長（簾田国広君） 大野君。

○14番（大野良司君） 今、ご説明を聞いたわけですがけれども、前年もその前もたしか補正がかなりの時間外が組まれてございます。こういう10月、11月、12月になりますと、来年度予算のヒアリングも含めて当局と財政を中心にやっていただきたいと思います。毎年ここで土曜も日曜も出られて大変だと思いますけれども、財政当局の方もこの辺は毎年これだけの時間外手当を補正で組もうということではなく、もう本予算に入れて正々とやるならやるといったことでやっていただきたいと思います。

○議長（簾田国広君） 教育長。

○教育長（釜田弘文君） 大野議員ご指摘のとおり、先ほど来問題になっております学校のお休みがふえたということもあるため、私たちも社会教育に従事している関係で各種のイベントを計画してやっておるわけでありまして、大人の社会教育環境もできるだけ充実させていきたいということで、年々減らずにふえていく傾向にありまして、正直なところ私は職員の過重労働ということが気になるくらいでございます。そういった中で、しかし町民の社会教育のニーズを満たしていくためにはやむを得ないかなというふうな気持ちで、頑張ってもらっておるわけございまして、できれば賃金の面で多額のお金がかかりますけれども、ぜひ面倒

を見ていただきたいというふうな考えでございます。それと同時に、できるだけ私としては健康管理の面で十分意を用いていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（簾田国広君） 大野君。

○14番（大野良司君） 最後になりますけれども、そういった大変さというのはわかるわけでありまして、お金もそんなにないようでありまして、教育会計は意外と町に対して遠慮っぽいところがありますので、もう少し予算編成の段階で意見を言っていただいて、遠慮しないという方向でやっていただきたい。これだけ要望して終わります。

○議長（簾田国広君） 石井君。

○9番（石井福光君） 関連ですが、今教育長の中に健康の面から見た場合に、私もずっと見ているわけで、大変だということは十分わかるわけでありまして。そこで、1点町長にお伺いするわけですが、今の教育委員会のスタッフでこれだけのものが出ているということは健康上の問題があるので、配置転換とか増員の点については町長はどう考えているのか。そうすれば、ある程度は健康上の問題と超過勤務の点も少なくなってくるんじゃないかというような気がするんですが、町長の考えはいかがでしょう。

○議長（簾田国広君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 人事異動となりますと予算上のこともあります。機構改革検討委員会ということで開いておりますもので、その中で、もし人が浮くという失礼とは思いますが、そういう中でもって前向きに、もし機構改革の中で本庁の方からできることでしたら差し向きたいなということは前から考えております。

以上です。

○議長（簾田国広君） 石井君。

○9番（石井福光君） そういう中で、やはり前向きに考えていただかないと、どうしてもあのスタッフじゃ少ないと思います。それは前向きに、町長よろしく。実現の方向で。

続きまして、3点の質問をしたいと思います。

28ページのごみ収集事務の生ごみ処理機購入費でございますが、これは私、昨年の12月にごみ収集減量化のためにぜひ生ごみの補助金を出してくれという質問をして、それが限度2万円で通ったので、そのときにこういう場合には補正予算でという質問をしたら、補正で100万円出ているとか、私が心配したのは、これだけ出して果たしてあるのかなということをお心配したんですが、それでこれだということは私が質問した中で、よかったなというのが

実感でございます。

今のところ50基で、あと50基ぐらいあるわけなんですけど、大体照会した分についての台数は何台あるのか。それ1点。これはふえるだろうということで100万出したんです。もう既に50以上の申し込みがあって、それで足りないから出したんじゃないで、出るだろうということで……

○議長（簾田国広君） 清掃課長。

○清掃課長（佐藤 博君） 50台以上出ていまして、予約している人もあります。

○9番（石井福光君） わかりました。次に、農業総務事務の中で、伊豆花物語策定費負担金ですか。これは今は大体花物語だなんだつくるのが多いんですが、これは710万かかる中の30ほどの負担分だと聞いておりますが、具体的にどこで、どういう形で、どういうものを作るのか、ちょっと説明していただきたいと思います。

○議長（簾田国広君） 農林水産課長。

○農林水産課長（内山力男君） ただいまのご質問ですけれども、伊豆花物語策定費ということで。実は先の話になりますけれども、2004年度に浜松市を中心に国際園芸博が予定されておるようでございます。そんな中、先ほど町長の行政報告の中にもございましたけれども、静岡県はそれに向けてというわけではないけれど、花づくりというか景観的な意味でやっていこうという中の一環で、ことし賀茂郡でございますけれども、県が500万円、各市町村ごと30万円歳出して210万で、「花物語」という冊子みたいな本をつくりました。例えば、南伊豆町では何があって、いつごろ花が咲いてとか、そういったマップ的な結構いいものをつくりました。事業主体は農林事務所が事業主体で、各市町村は元は30万ずつ。その中の一環として私たち担当者も当然出席して、花物語の本をつくっていこうということでございます。

以上です。

○議長（簾田国広君） 石井君。

○9番（石井福光君） 最後になりますけど、31ページの観光振興事業費の委託料についてお伺いします。これは県から、緊急地域雇用特別対策事業ということで550万来ているわけなんですけど、その内容について2点ばかりお伺いしたいんです。これは担当者には概略聞いておるんですが、この緊急雇用事業ということの中で、山ツツジ群生地のこれは伊浜だと思えますが、この天神原のツツジが生えておるんで、その雑草を刈るんだということなんですけど、これがこれから将来の観光資源に向いていくのか向かないのか。場所を考えた場合に、道路とか地域の関係でこれは単年度で終わるんじゃないかなというような感じがあるんですが、

これは要するに県から町へ来た中で、あの天神原のツツジをやるということで出したと思うんですが、これは変更できないと思います。しかし、この550万の雇用対策ですから、この金額から言うと雇用した場合には1日ぐらいじゃだめなんだと。最低1人が60日間持続しなければ雇用対策事業の対象じゃないということだと思っから、何名ぐらいが該当者になるかですね。大体60日ですかね。そうすると、7名ぐらいを雇用対策に当てるわけなんです、その応募方法とか人選については果たしてどういう形でやったのか、今後やるのか。

要するに、いろいろ方法があると思います。私が言うのは、今回はやむを得ないにしても、もう少し有用な利用方法の場所がなかったかなというのが——今言ってもどうしようもないですが、その応募の方法を今後どうするのか、どうしたのか、1点伺いたいと思います。

○議長（簾田国広君） 商工観光課長。

○商工観光課長（飯泉 誠君） 採用の関係でございますが、これは森林組合を通しましてハローワーク、昔で言う職業安定所でございますが、そちらの方から募集を下さいという要望がございます。それに関しまして、先ほど言われたように1人60日以上雇用をしなければならないという条項がございますので、元請といたらおかしいですけども、森林組合の方に出して、森林組合がハローワークを通して業務員を募集するという方法になっています。実際には11月ごろから作業に入りますけれども、まだその段階に行っていないです。人事の方としましては、内定通知というような形でやっていますので、今現在申請中で、内定が来たら始まるということになります。

○議長（簾田国広君） 石井君。

○9番（石井福光君） 要するに、雇用対策ですから、雇用対策ということを重点に置いて、例えば年金生活している我々あたりがするよりも若い人、若くて働けるような人を優先的に選んでもらって、年金生活の人は、そんなこと言っちゃ悪いんですが、ある程度収入のある人以外、今回あれじゃないですが生活できない若い人がいると思うんですよ。そういう人を優先的に選考して採用していただきたいと思います。

以上、質問を終わります。

○議長（簾田国広君） ほかにありませんか。

斎藤君。

○7番（斎藤 要君） 私は要望でございますけれども、補正の歳出全般を見まして、工事がいろいろと結構出ておりますね。こういう時代で仕事のないときでございますので、地元の業者を優先して使っていただきたいなと思います。町長、どうですか。

- 議長（簾田国広君） 町長。
- 町長（岩田 篤君） いい意見ですので、前向きに検討させていただきます。
- 議長（簾田国広君） 斎藤君。
- 7番（斎藤 要君） よろしく申し上げます。
- 議長（簾田国広君） 横嶋君。
- 12番（横嶋隆二君） 幾つか予算の中身を教えてください。

20ページの18節、355万ですね。ホームページの開設にかかわるものだと思いますけれども、これの中身ですね。それと、ホームページの開設の現在の状況について。次、25ページの一番上、高齢者実態調査委託料。これの中身と、これをいかに生かしていくのかということ。また、28ページ、清掃で、行政報告でもありましたけれども、分別収集のステーションが何カ所ぐらいまでできるのかですね。それと、最後は41ページの中央公民館工事請負費312万円は、場所ですね、どういう内容なのか。これらについて説明をお願いします。

- 議長（簾田国広君） 企画課長。
- 企画調整課長（谷 正君） 今の横嶋議員のご質問の備品購入費の355万の関連ですが、先ほど谷川議員の一般質問の中でホームページの話がありましたが、南伊豆町のものにつきましては観光の方のユウユウネットのホームページしか現在は使われていません。公式のホームページということになりますと、残念ながら南伊豆の場合は運用されていないというふうな現状であります。それと、昨年12年度の予算でLANとインターネットの接続等についてはお願いして、配線等今6月のご質問でもそういうものについては活用するというような町長の答弁がありましたが、それに基づきまして町の主幹、係長クラスを構成いたしまして「庁舎内情報化研究会」というものを立ち上げました。その中で一般職員を対象に作業部会というものを同じように立ち上げまして、その情報化委員会と作業部会の中で、将来は南伊豆はインターネットのホームページの構築運用を、当然こういう時代ですから早急に立ち上げなければならないという判断のもとに、各課インターネットの中でどういうものを掲示したらいいかというふうな形を研究調査してまいりました。

今回、それがある程度の概要が目に見えたものですから、この350万円の中でインターネットの基本ソフトがございます。その基本ソフトを元に南伊豆町の、先ほどの両者の研究を元に、それに肉づけして南伊豆町のホームページをつくると。そうすれば観光情報だけでなく行政情報等の公開もできるんじゃないかというような形で今回予算要求させてもらっています。

以上です。

○議長（簾田国広君） 福祉課長。

○福祉課長（土屋 敬君） 高齢者実態調査でありますけれども、これは県下一斉にやりまして、平成14年調査で介護保険の関係の見直しがございます。その前段階の調査で、一般高齢者調査、家族介護利用意向満足度調査、介護サービス病院利用満足度調査の3種類に分けて調査を実施しました。それを民生委員とか我々が調査をやりまして、その内容分析は委託をするという、その委託料であります。

○議長（簾田国広君） 清掃課長。

○清掃課長（佐藤 博君） 分別収集のステーションの数の関係なんですけれども、各地区で原則1カ所ということをお願いしましたけれども、どうしても何カ所も欲しいということについては、こちらの方と相談しまして、現在56カ所です。

以上です。

○議長（簾田国広君） 教育委員会局長。

○教育委員会事務局長（楠 千代吉君） それでは、41ページの公民館の改修工事の内容でございますけれども、まずホールの暗幕が大分汚れていますので、それを取りかえようと考えております。もう1点、ホールの公民館2階ですが、空調ユニットがございます。それが大分調子が悪いということで、そこを改修したいということでございまして、あと2点ですけれども、屋上に空調設備を囲ってあるさくがほとんど腐りかけているものですから、それを取りかえたいということと、公民館の下を通っています水道管があるわけですが、それが破裂しました。それを改修しなければならないということです。その4点でございます。

以上です。

○議長（簾田国広君） 横嶋君。

○12番（横嶋隆二君） 全体の説明は了解しました。一つ、これは質問とちょっと筋が違うかもしれませんが、先ほどのホームページの開設の準備を委嘱して、いよいよできるのかと。ぜひ議会の情報を含めた提供を進めていただきたいと思うわけですが。これで南伊豆町から情報発信を行政からされるということでもありますけれども、いわゆる防災やすべての面において情報を受け取る側、役場は集中した附帯回線に入っておりますけれども、個々の場合は一般のISDNぐらいで遅いと。世の中にもっと安い価格でブロードバンドが対応していますよね。そういう点、辺地ほど情報力を入れられないといけないと。ところが時間的なりリスクもあるということで、こういうものを県も含めてNTTなりに、いち早くブロードバン

ド回線を引っ張ってくるという要望を、これはもしされているのならどういふ対応を、されてなければ、これはあらゆる意味でハンディを負っているところが努力してホームページを開設している中で、この不況の中でも観光で成功している地域や個々の営業者もあるんですね。そういう点では、情報の発信と同時にこちらが受ける情報の量、そのためにはやはり回線の引っ張りがなければいけないというふうに思うんですが、ちょっと余計かもしれませんが見解をお願いします。

○議長（簾田国広君） 企画調整課長。

○企画調整課長（谷 正君） その件につきましては、確かに現在利用されております回線というのは遅い面はございます。ただ遅いということではなく、N T Tの回線を使用してやられているんですが、辺地へ来れば来るほどN T Tの回線の方が何かあったときに安全であるというのが現実でございます。だものですから、速いものを、光ファイバーとかそんなものが大容量等で一番いいのかなという感じはしているんですが、そういうものがもし引かれた段階では切りかえは必要だという認識は持っております。

○議長（簾田国広君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（簾田国広君） 質疑はありませんので質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（簾田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

横嶋君。

○12番（横嶋隆二君） 賛成討論でありますけれども、説明でありましたけれども、消防施設整備関連に関して地元負担がなくなったということは、非常に画期的なことだと思います。自分の生命財産を守るという意味で、これまでもいろいろな制約の中で負担を課してきたということはやむを得ないものとしながらも、思い切ってこの点を解消したということに敬意を表したいと思います。

また、図書館の配本車、図書館協議会の中でもいろいろ出ていましたが、子供たちに本当に夢を与える、子供たちからも募集してやっていること。こうしたことをぜひ、将来には移動図書館の声も出てくるんじゃないかと思いますが、評価したいと思います。

また、要望としてはIT関連でさまざまな機器設備をする必要がありますけれども、行政からもNTT等々にも強く要請して、太い回線を早く引くような取り組みをしていただきたい。若干西伊豆の方はそういうものが入っているという、下田まで来て何でこっちに来ないのかという思いもありますので、それはさまざまな情報発信が防災の面等々でも大いに役立つという面はありますので、ぜひその点を要望したいと思います。

これを私の賛成の意見とさせていただきます。

○議長（簾田国広君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（簾田国広君） 討論する者はありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第44号議案は原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（簾田国広君） 全員賛成です。

よって、議第44号議案は原案のとおり可決されました。

◎議第45号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（簾田国広君） 議第45号 平成13年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（簾田国広君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第45号の提案理由を申し上げます。

本案は7月の本算定実施により、歳入では国庫支出金、医療給付費交付金、繰越金の増額等、国民健康保険税、繰入金の減額補正であり、また歳出では老人保健拠出金、療養給付費交付金の過年度返納金の減額が主な内容であり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,231万円を追加し、歳入歳出それぞれ11億1,242万6,000円とするものです。

なお、詳細につきましては健康課長より説明させますので、よろしくご審議のほどお願い

いたします。

○議長（藤田国広君） 健康課長。

○健康課長（土屋忠儀君） それでは、議第45号の内容説明をいたします。

初めに歳出の方から説明します。13ページをお開きください。

町長の提案理由にもございましたけれども、13年度分の所得確定に伴います本算定の結果、当初の税込見込みが減額となりました。今回の補正はその調整が主な内容でございます。

まず歳出、1款総務費の事業コードが7020、賦課徴収事務ですけれども、こちらは財源区分の変更でございまして、一般財源が18万4,000円の減、国庫負担金18万4,000円の増。これは介護保険の事務の関係でございます。

続きまして、2款保険給付の関係で7060、一般被保険者療養給付事務。こちらの方も本算に伴います財源区分の変更でございまして、一般財源の方が959万5,000円の減、国庫補助金ですけれども959万5,000円。これは普通調整交付金を充てさせていただきました。続きまして、事業コードが7070、退職被保険者等療養給付事務の関係です。こちらの方がやはり財源区分の変更で、一般財源が1,187万円の減、療養給付費、これは退職者分の基金からの交付金の計上でございます。1,187万円でございます。

続いて、3款の老人保健拠出金です。事業コードが7150、老人保健医療費拠出金。こちらの方は補正額が1,586万5,000円の追加でございます。内容につきましては老人保健医療費拠出金の確定によるものでございます。同じく、7160、老人保健事務費拠出金。こちらの方も事務費の確定によるもので、マイナスの7万3,000円でございます。

16ページをお願いいたします。

4款の介護納付金、事業コードが7162、介護保険事務納付金。こちらの方も財源区分の変更でございまして、一般財源の方が271万5,000円の減、連合会補助金として271万5,000円。こちらは介護保険導入によります介護円滑導入資金を充てさせていただきました。

続きまして、9款の諸支出金、事業コードが7250、償還金でございます。補正額が651万8,000円。こちらの方が療養給付費交付金償還金。退職者の平成12年度超過交付分の返済でございます。

続きまして、歳入の方をお願いいたします。7ページをお開きください。

歳入、1款国民健康保険税の関係でございます。1項1目一般被保険者国民健康保険税、減額の8,919万3,000円。こちらの方は本算によります調定額の減です。一応95%を税込見込みで計上してございます。続きまして、2節の介護納付金現年課税分ですけれども、減額

の 183万 1,000円。こちらの方も調定の減で収入見込み95%で計上いたしました。続いて、2目の退職被保険者等国民健康保険税、補正額が減額の 1,263万 1,000円でございます。内容につきましては、やはり本算の結果調定減で、こちらの方は97.5%の収入見込みでございます。介護保険の2節の介護納付金現年度課税分ですけれども、マイナスの76万 7,000円。やはり調定の減でございまして、97.5%の収入見込みで計上いたしました。

そして、8ページ。3款国庫支出金、1項1目事務費負担金でございますけれども、18万 4,000円の補正でございます。こちらは最初申し上げました介護の事務費分です。続いて、2項2目療養給付費等負担金1,110万 7,000円。こちらにつきましては1節の現年度分1,092万 6,000円。こちらは老人保健医療費拠出金負担金の確定に伴います補正でございます。続きまして、2節過年度分18万 1,000円。これは過年度清算分の確定によるものでございます。

続いて、2項1目の財政調整交付金。こちらの補正額が 959万 5,000円。こちらの方は調整交付金、一応税収不足分を見込み計上させていただきました。

続いて、4款療養給付費交付金、1項1目療養給付費交付金、補正額が 1,236万 2,000円。こちらの方につきましては退職被保険者等療養給付費交付金でございまして、社保基金の負担分を計上いたしました。

続いて、10ページになります。

5款連合会支出金、1項1目介護円滑導入給付金、補正額は 271万 5,000円。こちらの方は介護保険導入によります給付金でございます。

続いて、8款繰入金、2項1目支払準備基金繰入金。こちらはマイナスの 3,500万円。内容につきましては、繰越金の増に伴います減額補正をさせていただきました。

一応ここで基金の方が2億 800万円となっております。

続きまして、財源区分の関係ですけれども、8ページをごらんください。

今回の補正額ですが、2,231万円。特定財源の関係ですけれども、国庫支出金が 2,070万 5,000円。その他が 1,507万 7,000円。一般財源ですが、減額の 1,347万 2,000円でございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（簾田国広君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（簾田国広君） 質疑はないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（簾田国広君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第45号議案は原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（簾田国広君） 全員賛成です。

よって、議第45号議案は原案のとおり可決されました。

◎会議時間延長

○議長（簾田国広君） 本日の会議時間は、議事の都合によって議事が終了するまであらかじめ延長します。

◎議第46号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（簾田国広君） 議第46号 平成13年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（簾田国広君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第46号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ1億1,111万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億8,171万1,000円とするものです。

主な内容につきましては、歳出では前年度の介護給付費の確定に伴い、国・県・社会保険支払基金の返還金が確定したため、1億927万1,000円償還金を追加するものです。歳入につきましては、前年度繰越金が確定し、償還金に充当するため、繰越金1億769万4,000円を追加するものです。

内容につきましては福祉課長より説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（簾田国広君） 福祉課長。

○福祉課長（土屋 敬君） 議第46号 南伊豆町介護保険特別会計補正予算の内容について説明申し上げます。

一番最後のページをお開きください。9 ページです。

6 款諸支出金、2 項1 目償還金事務1 億 927万 1,000円補正増させていただきたいと思えます。これにつきましては、町長の方からの説明にありましたように、国・県負担金等の返還金であります。次に、3 目第1 号被保険者保険料還付金13万 5,000円の追加でございます。これにつきましては二重納付等ございまして、わかりましたのが会計年度の整理期間中で還付の時期に間に合わなかったということで、本年度歳出還付ということに決まりました。

次に、7 ページをお開きください。

歳入であります。保険料。1 項1 目第1 号被保険者保険料 171万 2,000円の追加増であります。これは普通徴収の保険料であります。

次、8 ページですが、9 款1 項1 目繰越金1 億 769万 4,000円の追加であります。これは前年度繰越金であります。

続きまして、6 ページ。今回の補正は1 億 940万 6,000円の追加等でありまして、これの財源内訳は、一般財源が1 億 940万 6,000円であります。

以上であります。

○議長（簾田国広君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（簾田国広君） 質疑もありませんので質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（簾田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（簾田国広君） 討論もありませんので、討論を打ち切ります。

採決いたします。

議第46号議案は原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（簾田国広君） 全員賛成です。

よって、議第46号議案は原案のとおり可決されました。

◎議第47号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（簾田国広君） 議第47号 平成13年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（簾田国広君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第47号の提案理由を申し上げます。

資本的収支予算の支出を 5,000万円増額するものでありますが、詳細は水道課長に説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（簾田国広君） 水道課長。

○水道課長（鈴木 勇君） 平成13年度水道事業会計補正予算（第2号）の内容についてご説明いたします。

9ページをごらんください。

上水道の石綿セメント管布設替事業につきましては、施工済みの下賀茂日野A線の220メートル部分を除いては地震対策事業費9,500万円と下水道工事に伴う1,500万円の、計1億1,000万円の事業費が既決予定額となっております。現在実施設計に取り組んでおりますが、地震対策事業分については断水工事や仮設工事、橋梁添架工事などがあって、工事単価が当初見込んでいたよりも大幅に高くなることが予想されます。また、下水道関連については事業費を前年度並みに計上していたところ、工事量が見込みよりも多くなることがわかりました。したがって、予算不足のために事業執行に支障を来すことのないように、資本的支出予算、1項1目水道施設改良費の工事請負費の5,000万を増額するものであります。

財源については、とりあえず自己資金を充当することにしております。

以上です。

○議長（簾田国広君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（簾田国広君） 質疑もありませんので質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（簾田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（簾田国広君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第47号議案は原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（簾田国広君） 全員賛成です。

よって、議第47号議案は原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○議長（簾田国広君） 本日の議事が終わりましたので、会議を閉じます。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 4時04分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 簾 田 国 広

署 名 議 員 鈴 木 久 香

署 名 議 員 谷 川 次 重

平成13年 9 月定例町議会

(第2日 9月18日)

平成13年9月南伊豆町議会定例会

議事日程（第2日）

平成13年9月18日（火曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議第48号 平成12年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 議第49号 平成12年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 議第50号 平成12年度南伊豆町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 議第51号 平成12年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 議第52号 平成12年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 議第53号 平成12年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議第54号 平成12年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議第55号 平成12年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議第56号 平成12年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 議第57号 平成12年度南伊豆町中木漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 議第58号 平成12年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 議第59号 平成12年度南伊豆町水道事業会計歳入歳出決算認定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	鈴木久香君	2番	谷川次重君
3番	鈴木史鶴哉君	4番	梅本和熙君
5番	藤田喜代治君	6番	漆田修君
7番	斎藤要君	8番	渡辺嘉郎君
9番	石井福光君	10番	簾田国広君
11番	藤原栄君	12番	横嶋隆二君
13番	小澤東洋治君	14番	大野良司君
15番	渡辺守男君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	岩田篤君	助役	飯田千加夫君
収入役	稲葉勝男君	教育長	釜田弘文君
総務課長	外岡捷美君	企画調整課長	谷正君
住民課長	渡辺正君	税務課長	碓井大昭君
健康課長	土屋忠儀君	農林水産課長	内山力男君
建設課長	小島徳三君	商工観光課長	飯泉誠君
清掃課長	佐藤博君	水道課長	鈴木勇君
教育委員会事務局長	楠千代吉君	会計課長	池野徹君
福祉課長	土屋敬君	下水道課長	勝田悟君
行財政主幹	外岡茂徳君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	渡辺修治	主幹	松本恒明
------	------	----	------

◎開議宣告

○議長（簾田国広君） おはようございます。定刻になりました。ただいまの出席議員は15名です。定足数に達しております。

これより9月定例本会議第2日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（簾田国広君） 会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議規則の定めるところにより、議長が指名いたします。

1 番議員 鈴木久香君

2 番議員 谷川次重君

◎議第48号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託

○議長（簾田国広君） これより議案審議に入ります。

議第48号 平成12年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（簾田国広君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第48号の提案理由を申し上げます。

平成12年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算額は、歳入総額49億 7,414万 4,971円、歳出総額47億 366万 3,659円でありまして、これを平成11年度決算と比較いたしますと、歳入におきましては6億 6,583万46円、11.81%の減、同じく歳出につきましても6億 3,792万2,914円、11.94%減となりました。また、実質収入は2億 7,048万 1,312円となりました。

平成12年度の予算執行に当たりましては、第4次南伊豆町総合計画や過疎地域自立促進計画の着実な具体化に努めますとともに、その執行に際しましては、計画的、効率的な執行を心がけてまいりました。本決算は、地方自治法第233条第3項の規定によりまして議会の認

定をいただきたく、監査委員の意見を付してご提案申し上げます。

なお、決算の内容につきましては、収入役より説明させますので、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（簾田国広君） 提案説明を終わります。

監査委員の決算審査報告につきましては、お手元へ配付いたしました決算審査意見書をもって報告にかえます。

以下、各会計についての監査委員の決算審査報告も同様とし、省略します。

内容説明を求めます。

収入役。

○収入役（稲葉勝男君） おはようございます。

本会議第2日目、よろしくお願い申し上げます。

平成12年度の一般会計及び10特別会計、それから水道事業会計の決算認定でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、まず最初に一般会計の方から申し上げます。

平成12年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算の内容についてご説明申し上げます。

まず1ページをお開きください。

ずっとこれから、すべての特別会計、水道事業会計を除く特別会計もすべて同じですが、款のみ予算現額、それから調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較の順に説明させていただきます。それから、項につきましては収入済額を説明させていただきます。

それでは1款町税、9億3,231万2,000円、11億5,921万4,321円、10億1,356万9,283円、これは前年対比でマイナス5.6%でございます。不納欠損額366万9,111円、これは事故によるところの欠損処分でございます。1億4,197万5,927円、8,125万7,283円。1項町民税3億2,581万1,866円。これは町税の中の32.2%に当たります。2項固定資産税5億3,309万9,100円、これは町税の中で52.6%に当たります。それから3項軽自動車税1,635万5,600円。4項町たばこ税7,217万1,787円。5項特別土地保有税3,260万9,400円でございます。

歳入合計に対する町税の割合は、20.4%であります。ちなみに、平成11年度は19%でございます。

以降、各款の歳入合計に占める割合は、附属資料の主要施策の成果を説明する書類のペー

ジ4を参考にごらんいただきたいと思います。

2款地方譲与税、6,290万、7,197万、7,197万、0、0、907万。1項自動車重量譲与税4,521万1,000円。2項地方道路譲与税2,675万9,000円。

3款利子割交付金、2,200万円、3,373万2,000円、同じく3,373万2,000円、0、0、1,173万2,000円でございます。1項利子割交付金3,373万2,000円。

4款地方消費税交付金、9,941万5,000円、9,941万5,000円、同じく9,941万5,000円、0、0、0でございます。1項地方消費税交付金9,941万5,000円でございます。

5款ゴルフ場利用税交付金、1,900万円、2,105万9,219円、同じく2,105万9,219円、0、0、205万9,219円でございます。1項ゴルフ場利用税交付金2,105万9,219円でございます。

6款特別地方消費税交付金、430万円、893万8,000円、同じく893万8,000円、0、0、463万8,000円でございます。1項特別地方消費税交付金893万8,000円。

7款自動車取得税交付金、5,300万円、5,645万8,000円、同じく5,645万8,000円、0、0、345万8,000円でございます。1項自動車取得税交付金5,645万8,000円。

8款地方特例交付金、これは特別減税による特例交付金で、11年度よりこういう形で出てきます。2,570万7,000円、同じく2,570万7,000円、同じく2,570万7,000円。ちなみに11年度は、2,221万9,000円ございました。0、0、0でございます。1項地方特例交付金2,570万7,000円でございます。

9款地方交付税、23億2,791万3,000円、23億6,577万6,000円、23億6,577万6,000円。この中に普通交付税が20億1,200万円、特例交付金が約3億5,300万円。0、0、3,786万3,000円でございます。1項地方交付税23億6,577万6,000円。

10款交通安全対策特別交付金、110万円、124万9,000円、同じく124万9,000円、0、0、14万9,000円でございます。1項交通安全対策特別交付金124万9,000円でございます。

11款分担金及び負担金、5,884万円、5,930万6,506円、5,852万9,506円、0、77万7,000円、△31万494円でございます。この77万7,000円の収入未済額は、これは保育料の未納分が主でございます。

次の2ページへ移らせていただきます。

1項分担金、これは農林水産、それから土木の災害復旧費等の分担金でございます。1,299万2,000円。2項負担金、これは民生費負担金が主でございます。4,553万7,000円でございます。

12款使用料及び手数料、9,979万4,000円、1億676万8,254円、1億646万3,114円、0、30万5,140円、666万9,114円でございます。1項の使用料、これは湊湯だとか銀の湯、それから道路等、町営住宅の使用料でございます。8,640万9,724円。2項手数料、これは諸証明だとか清掃手数料が主でございます。これは2,005万3,390円でございます。

13款の国庫支出金、1億6,349万4,000円、1億6,235万1,142円、同じく1億6,235万1,142円、0、0、△114万2,858円でございます。1項の国庫負担金、これは民生費の国庫負担金、それから災害復旧費等でございます。1億1,529万1,407円でございます。2項の国庫補助金、民生費、衛生費、農水、それから消防の補助金でございます。これが3,924万300円でございます。3項委託金、これは民生費の委託金です。781万9,435円でございます。

14款の県支出金、2億6,181万2,000円、2億6,235万2,337円、同じく2億6,235万2,337円、0、0、54万337円でございます。1項県負担金、これは民生費、衛生費の県負担金でございます。4,930万8,787円。2項県補助金、これも民生、農水、商工等の県補助金でございます。1億7,987万5,441円。3項委託金、これも土木だとか、それから権限移譲等による交付金でございます。3,316万8,109円でございます。

15款財産収入、711万9,000円、713万2,397円、同じく713万2,397円、0、0、1万3,397円。1項財産運用収入、これは財産貸付だとか利子の配当等でございます。713万2,397円。2項財産売払収入3,000円、0、0、0でございます。

それから16款寄附金、179万1,000円、179万円、88万円、0、91万円、△91万1,000円でございます。1項寄附金、これは民生費寄附金でございますが、これが88万円。

続きまして17款の繰入金、1億5,526万8,000円、7,524万7,574円、同じく7,524万7,574円、0、0、△8,002万426円。これは財調からの繰り入れが不用となったためです。1項特別会計繰入金、これは三坂財産区、それから老人保健の繰入金でございます。4,636万3,574円。2項基金繰入金2,888万4,000円。これは財調からの繰り入れがなかったためのものでございます。

それから、18款繰越金、2億9,838万8,000円、同じく2億9,838万8,444円、同じく2億9,838万8,444円、0、0、444円でございます。1項繰越金2億9,838万8,444円。これはちなみに前年度は3億7,679万8,147円の繰越金でございました。

19款諸収入、7,366万1,000円、8,071万1,321円、7,682万6,955円、0、388万4,366円、316万5,955円。1項延滞金、加算金及び過料129万58円でございます。2項町預金利

子70万 1,581円。3項貸付金元利収入 3,112万 8,000円。

次に、3ページを説明させていただきます。

4項雑入 4,370万 7,316円。

20款町債、2億 4,550万円、2億 2,810万円、同じく2億 2,810万円、0、0、△ 1,740万円でございます。1項町債2億 2,810万円でございます。これは、ページ25から26をごらんいただければわかりますが、農林水産だとか土木、消防、災害復旧、水道事業繰出金だとか減税補てん債等の町債でございます。

歳入合計。49億 1,331万 4,000円、51億 2,566万 6,515円、49億 7,414万 4,971円、366万 9,111円、1億 4,785万 2,433円、6,083万 971円。

続いて、歳出についてご説明申し上げます。

次ページをごらんください。

歳出につきましても、款については予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額、予算現額と支出済額との比較の順に説明させていただきます。それから、項につきましてもは支出済額のみ説明申し上げます。

1款の議会費、7,587万 1,000円、7,540万 9,580円、0、46万 1,420円、同じく46万 1,420円でございます。1項議会費、これは議員の皆さんの報酬、それから職員手当等でございます。7,540万 9,580円。

2款総務費、7億 4,115万 7,000円、6億 6,924万 858円、0、7,191万 6,142円、同じく7,191万 6,142円でございます。これの主なものとしては、3月の補正時の余剰金がどの程度出るかちょっとつかめない部分もあったものですから、その分、多目にとった部分が不用となったという形でございます。

1項総務管理費、これは一般管理費だとか財産管理費等でございますが、5億415万3,054円。2項徴税費 8,921万 7,513円。3項戸籍住民基本台帳費 4,220万 110円。4項選挙費、これは衆議院選挙がございました。2,122万 2,393円。5項統計調査費 1,143万 2,558円。6項監査委員費 101万 5,230円でございます。

続きまして3款の民生費、6億 9,341万 2,000円、6億 7,996万 8,810円、0、1,344万 3,190円、同じく1,344万 3,190円。1項の社会福祉費、これは老人福祉等でございます。3億 4,038万 1,062円。2項児童福祉費、これは保育園の運営費等でございます。3億 446万 4,155円でございます。3項災害復旧費62万 1,200円。4項介護保険費、これは介護保険特別会計の繰出金でございます。3,450万 2,393円。

続きまして4款の衛生費、7億8,025万8,000円、7億1,254万720円、1,740万円、5,031万7,230円、6,771万7,280円でございます。1項の保健衛生費。これは母子衛生、それからへき地診療対策費だとか、老人保健への繰出金、それから共立湊病院の負担金等でございます。2億7,693万7,398円。続きまして2項が清掃費、これはじんかい処理費等でございます。3億1,984万5,122円。3項上水道費、これは上水道への繰出金及び負担金等でございます。1億1,575万8,200円でございます。

続きまして農林水産業費、2億1,753万4,000円、2億1,250万9,199円、0、502万4,801円、同じく502万4,801円。1項農業費、これは郷土館の管理費だとか農業振興等でございますが、これは9,534万4,327円。2項林業費3,799万7,790円。3項水産業費、これは中木の漁排等の関係でございます。7,916万7,082円。

6款商工費、2億9,096万9,000円、2億8,593万2,576円、0、503万6,424円、同じく503万6,424円でございます。この不用額は、主に県の観光協会の負担金、それから伊豆急、東海バスの共同宣伝費、そういうものの負担金が少なくなったということでございます。1項商工費2億8,593万2,576円でございます。

7款土木費、6億5,681万円、6億4,261万1,519円、0、1,419万8,481円、同じく1,419万8,481円でございます。1項土木管理費7,061万3,570円。2項道路橋梁費、これは道路維持費、それから新設改良等でございますが、2億4,353万3,367円でございます。

次の5ページをお願いします。

3項の河川費、これは青野川ふるさとの川事業の負担金だとか、河川の維持改良等でございます。それで青野ダムの関連でございます。7,749万6,946円。4項港湾費698万3,475円。5項都市計画費、これは公共下水道事業特別会計への繰出金等でございます。2億1,218万4,775円。6項住宅費、これは町営住宅の管理費だとか急傾斜地の崩壊防止対策の負担金等でございます。3,179万9,386円。

8款消防費、2億9,995万6,000円、2億9,323万2,983円、0、672万3,017円、同じく672万3,017円でございます。1項消防費、これは下田地区消防組合の負担金、それから非常備消防の施設費だとかでございますが、2億9,323万2,983円。

続きまして、9款の教育費、4億7,058万1,000円、4億6,490万3,304円、0、567万7,696円、同じく567万7,696円。1項教育総務費6,231万6,641円。2項小学校費2億513万5,242円。3項中学校費8,150万6,621円。4項幼稚園費3,047万9,046円。5項社会教育費7,412万9,441円。6項保健体育費1,133万6,313円。

10款災害復旧費、4,235万5,000円、3,860万3,396円、0、375万1,604円、同じく375万1,604円。1項農林水産業施設災害復旧費1,040万1,507円でございます。2項公共土木施設災害復旧費2,820万1,889円。

11款公債費、6億3,441万1,000円、6億2,871万714円、0、570万286円、同じく570万286円。1項公債費、これは町債の元利償還金でございます。6億2,871万71千円。

12款予備費、1,000万円、0、0、1,000万円、同じく1,000万円でございます。1項予備費0。

歳出合計。49億1,331万4,000円、47億366万3,659円、1,740万円、1億9,225万341円、2億965万341円でございます。

6ページでございます。

歳入歳出差引残金2億7,048万1,312円。これは、全額平成13年度の一般会計に繰り越しました。

説明については以上でございますが、詳細については、この次の歳入歳出の事項別明細書、それから決算附属資料の主要施策の成果を説明する書類等をごらんいただきたいと思っております。

以上で、内容説明を終わらせていただきます。

○議長（簾田国広君） 内容説明が終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（簾田国広君） 質疑はありませんので、質疑を打ち切りたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（簾田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を各常任委員会に分割付託いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（簾田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、議第48号議案は各常任委員会に分割付託することに決定いたしました。

◎議第49号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託

○議長（簾田国広君） 議第49号 平成12年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認

定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（簾田国広君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第49号の提案理由を申し上げます。

本決算についても、前号議案同様に地方自治法第 233条第 3 項の規定により、議会のご承認をいただきたく、監査委員の意見を付して提案いたします。

平成12年度の決算額は、歳入決算額11億1,642万 8,570円、歳出決算額 9 億 6,325万7,562円となりました。

なお、詳しい内容につきましては、収入役より説明させますので、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（簾田国広君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

収入役。

○収入役（稲葉勝男君） それでは、平成12年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、内容の説明をさせていただきます。

一般会計同様の説明をお願いいたします。

それでは、歳入の方からご説明申し上げます。

1 款国民健康保険税、3 億 9,107万3,000円、4 億 7,486万 5,710円、3 億 9,819万2,838円、644万 8,340円。これは事故による不納欠損でございます。7,022万 4,532円、これは現年課税分と滞納繰越分でございます。711万 9,838円。1 項国民健康保険税 3 億 9,819万 2,838円。

2 款使用料及び手数料、7 万円、11万9,100円、同じく11万 9,100円、0、0、4 万9,100円。1 項手数料11万 9,100円。

3 款国庫支出金、3 億 1,495万円、3 億 8,012万 9,173円、同じく 3 億 8,012万 9,173円、0、0、6,517万 9,173円。1 項国庫負担金 2 億 9,237万 496円。2 項国庫補助金 8,775万 8,677円。

4 款療養給付費交付金、13億67万 6,000円、11億 9,002万 5,459円、同じく11万 9,002万 5,459 円、0、0、△ 1,165万 541円。1 項療養給付費交付金1 億 1,902万 5,459円。

5 款県支出金、ずっと0でございます。項も同じくでございます。

6 款共同事業交付金、948万 1,000円、1,418万 4,500円、同じく1,418万 4,500円、0、0、470万 3,500円。1 項共同事業交付金1,418万 4,500円。

7 款財産収入、25万 2,000円、25万 1,925円、同じく25万 1,925円、0、0、△75円でございます。1 項財産運用収入25万 1,925円。

8 款繰入金、5,908万 4,000円、5,828万 3,760円、同じく5,828万 3,760円、0、0、△80万 240円。1 項他会計繰入金5,828万 3,760円。2 項基金繰入金0でございます。

9 款繰越金、1 億 4,017万 8,000円、1 億 4,017万 7,431円、同じく1 億 4,017万 7,431円、0、0、△ 569円でございます。1 項繰越金1 億 4,017万 7,431円。

10 款諸収入、60万 5,000円、77万 1,384円、同じく77万 1,384円、0、0、16万 6,384円。1 項延滞金及び過料1 万 7,700円。2 項預金利子7 万 7,000円。3 項雑入67万 6,684円。

11 款連合会支出金、757万 1,000円、529万 3,000円、同じく529万 3,000円、0、0、△ 227万 8,000円でございます。1 項連合会補助金529万 3,000円。

歳入合計。10億 5,394万円、11億 9,310万1,442円、11億1,642万 8,570円、644万 8,340円、7,022万 4,532円、6,248万 8,570円でございます。

次は、歳出の方へいきます。

138ページをお開きください。

歳出につきましても、一般会計同様の説明とさせていただきます。

1 款総務費、1,132万 2,000円、1,033万 1,720円、0、99万 280円、同じく99万 280円。1 項総務管理費594万 1,068円。2 項徴税費357万 7,830円。3 項運営協議会費25万 4,822円。4 項趣旨普及費55万 8,000円。

2 款保険給付費、7 億 519万 1,000円、6 億 2,295万 5,826円、0、8,223万 5,174円、同じく8,223万 5,174円。1 項療養諸費5 億 4,530万 2,720円。2 項高額療養費6,738万 6,106円。3 項移送費6 万 7,000円。4 項出産育児諸費510万円。5 項葬祭費510万円。

3 款老人保健拠出金、2 億 2,041万円、2 億 2,040万 8,544円、0、1,456円、同じく1,456円。1 項老人保健拠出金、これは老人保健特別会計の拠出金でございます。2 億2,040万 8,544円。

4 款介護納付金、5,133万円、5,117万 9,550円、0、15万 450円、同じく15万 450円。

1 項介護納付金、これは介護保険特別会計の繰出金です。これが 5,117万 9,550円。

5 款共同事業拠出金、696万 9,000円、696万 4,764円、0、4,236円、同じく 4,236円。

1 項共同事業拠出金、これは高額医療費との共同事業でございます。696万 4,764円。

6 款保健事業費、648万 6,000円、570万 4,033円、0、78万 1,967円、同じく78万 1,967円。1 項保健事業費、これは保健衛生普及費です。570万 4,033円。

7 款基金積立金、4,525万 4,000円、4,525万 1,925円、0、2,075円、同じく 2,075円でございます。1 項基金積立金、これは支払高額医療の支払準備基金でございます。4,525万 1,925円。

8 款公債費、10万円、0、0、10万円、同じく10万円でございます。1 項公債費0です。

9 款諸支出金、187万 8,000円、46万 1,200円、0、141万 6,800円、同じく141万 6,800円。1 項償還金及び還付加算金46万 1,200円。2 項延滞金0。

10款予備費、500万円、0、0、500万円、同じく 500万円でございます。

次の 139ページをお願いします。

1 項予備費0。

歳出合計。10億 5,394万円、9億 6,325万 7,562円、0、9,068万 2,438円、同じく9,068万 2,438円でございます。

次が 140ページをお願いします。

歳入歳出差引残金の1億 5,317万 1,008円、これは全額平成13年度の国保会計へ繰り越しました。

なお、詳細については、先ほど同様事項別明細書とそれから決算添付資料をごらんいただければと思います。

以上で、内容説明を終わらせていただきます。

○議長（簾田国広君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（簾田国広君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（簾田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（簾田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、議第49号案は文教厚生委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第50号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託

○議長（簾田国広君） 議第50号 平成12年度南伊豆町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（簾田国広君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第50号の提案理由を申し上げます。

本決算についても、前号議案同様に地方自治法第233条第3項の規定により、議会のご認定をいただきたく、監査委員の意見を付して提案いたします。

平成12年度の決算額は、歳入決算額14億1,359万9,315円、歳出決算額14億1,238万9,298円となりました。

なお、詳しい内容につきましては、収入役より説明させますので、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（簾田国広君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

収入役。

○収入役（稲葉勝男君） それでは、161ページをお開きください。

平成12年度南伊豆町老人保健特別会計歳入歳出決算の内容説明をさせていただきます。

これも先ほど来申し上げているように、一般会計同様の内容説明とさせていただきます。

それでは、1款支払基金交付金、9億7,515万4,000円、9億8,176万6,806円、9億8,176万6,806円、0、0、661万2,806円。1項支払基金交付金9億8,176万6,806円。

2款国庫支出金、2億8,079万6,000円、2億7,914万8,615円、同じく2億7,914万

8,615円、0、0、△ 164万 7,385円でございます。1項国庫負担金 2億 7,914万 8,615円。

3款県支出金、6,507万円、7,039万 9,153円、7,039万 9,153円、0、0、532万 9,153円。1項県負担金 7,039万 9,153円。

4款繰入金、1億 2,853万 6,000円、8,111万 1,824円、同じく 8,111万 1,824円、0、0、△ 4,742万 4,176円。1項一般会計繰入金 8,111万 1,824円。

5款繰越金、13万 9,000円、13万 7,899円、13万 7,899円、0、0、△ 1,101円でございます。1項繰越金 13万 7,899円。

6款諸収入、105万 9,000円、103万 5,018円、同じく 103万 5,018円、0、0、△ 2万 3,982円。1項延滞金及び加算金 0。2項預金利子 0。3項雑入 103万 5,018円。

歳入合計。14億 5,075万 4,000円、14億 1,359万 9,315円、同じく 14億 1,359万 9,315円、0、0、△ 3,715万 4,685円でございます。

歳出については次ページでございます。

歳出も同様にさせていただきます。

1款医療諸費、14億 2,885万 3,000円、13億 9,051万 7,825円、0、3,833万 5,175円、同じく 3,833万 5,175円でございます。1項医療諸費、これは医療給付費が主でございます。13億 9,051万 7,825円。

2款諸支出金、2,190万 1,000円、2,187万 1,473円、0、2万 9,527円、2万 9,527円。1項償還金 13万 7,899円。2項繰出金、これは一般会計への繰出金でございます。2,173万 3,574円。

歳出合計。14億 5,075万 4,000円、14億 1,238万 9,298円、0、3,836万 4,702円、同じく 3,836万 4,702円でございます。

歳入歳出の差引残額 121万 17円。これは全額平成13年の老人保健特別会計の方へ繰り越しました。

詳細につきましては、先ほどと同様、事項別明細書とそれから決算添付資料をごらんいただきたいと思っております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（簾田国広君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（簾田国広君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議あ

りませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（簾田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（簾田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、議第50号議案は文教厚生委員会に付託することに決定いたしました。

ここで、10時40分まで休憩いたします。

（午前10時28分）

○議長（簾田国広君） 休憩を閉じ、再開をいたします。

（午前10時40分）

◎議第51号～議第53号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（簾田国広君） 議第51号 平成12年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議第52号 平成12年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議第53号 平成12年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（簾田国広君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第51号、議第52号、議第53号の提案説明を申し上げます。

ただいま一括上程させていただきました3議案とも財産区特別会計歳入歳出決算でありまして、やはり地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定をいただきたく、監査委員の意見を付して提案申し上げます。

議第51号 平成12年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出認定につきましては、歳入総

額45万 7,951円、歳出総額11万 5,320円、差し引き残額34万 2,631円。

議第52号 平成12年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入総額15万 1,897円、歳出総額 5,000円、差し引き残額14万 6,897円。

議第53号 平成12年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入総額 2,540万 3,041円、歳出総額 2,490万 249円、差し引き残額50万 2,792円となりました。

なお、それぞれの決算の内容につきましては、収入役より説明させますので、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（簾田国広君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

収入役。

○収入役（稲葉勝男君） それでは、各財産区の特別会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

まず最初に 171ページをお開きください。

平成12年度南伊豆町南上財産区歳入歳出決算について説明させていただきます。

これも一般会計同様の説明の内容でお願いいたします。

まず歳入からいきます。

1 款財産収入、2 万 2,000円、1 万 2,772円、1 万 2,272円、0、0、△ 9,228円。1 項財産運用収入1 万 2,772円。

2 款繰越金、39万 3,000円、44万 4,179円、44万 4,179円、0、0、5 万 1,179円。1 項繰越金44万 4,179円。

3 款諸収入、1,000円、1,000円、1,000円、0、0、0。1 項預金利子 1,000円。

歳入合計。45万 7,951円、45万 7,951円、0、0、4 万 1,951円でございます。

続いて歳出についてご説明申し上げます。

172ページをお開きください

1 款総務費、41万 6,000円、11万 5,320円、0、30万 680円、同じくでございます。1 項総務管理費11万 5,320円。

歳出合計。41万 6,000円、11万 5,320円、0、30万 680円、同じくでございます。

歳入歳出差引残額、34万 2,631円。これは平成13年度の南上財産区特別会計へ繰り越しいたしました。

続いて 181ページをお開きください。

南崎財産区についてご説明申し上げます。

平成12年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算。

まず、歳入の方からご説明申し上げます。

1 款寄附金。9 万円、9 万円、9 万円、0、0、0。1 項寄附金 9 万円。

2 款繰越金、6 万円、6 万 1,897円、同じくです。0、0、1,897円。1 項繰越金 6 万 1,897円。

3 款諸収入、1,000円、0、0、0 で△ 1,000円でございます。預金利子 0 でございます。

歳入合計。15万 1,000円、15万 1,897円、同じくでございます。0、0、897円。

続いて、歳出について説明を申し上げます。

1 款総務費、15万 1,000円、5,000円、0、14万 6,000円、同じくでございます。1 項総務管理費 5,000円。

歳出合計。15万 1,000円、5,000円、0、14万 6,000円、同じくでございます。

歳入歳出差引残額の14万 6,897円につきましては、全額平成13年度の南崎財産区特別会計へ繰り越しました。

続いて、三坂財産区をご説明申し上げます。

191ページをお開きください。

平成12年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算についてでございます。

まず、歳入からいきます。

1 款財産収入、1,266万 1,000円、1,267万 164円、同じくでございます。0、0、9,164円。1 項財産運用収入 1,267万 164円でございます。

2 款繰入金、1,249万 6,000円、1,245万 8,137円、同じくでございます。0、0 で△ 3 万 7,863円。1 項基金繰入金 1,245万 8,137円でございます。

3 款繰越金、30万円、26万 8,740円、同じくでございます。0、0 の△ 3 万 1,260円でございます。1 項繰越金 26万 8,740円でございます。

4 款諸収入、1,000円、6,000円、同じくで、0、0、5,000円でございます。1 項預金利子 6,000円。

歳入合計。2,545万 8,000円、2,540万 3,041円、同じくでございます。0、0 で△ 5 万 4,959円です。

続いて、歳出の方をご説明申し上げます。

1 款総務費、2,545万 8,000円、2,490万 249円、0、55万 7,751円、同じくでございます。1 項総務管理費 2,490万 249円。これは一般会計への繰出金が主でございます。

歳出合計。2,545万 8,000円、2,490万 249円、0、55万 7,751円、同じくでございます。歳入歳出差引残金50万 2,792円につきましては、全額平成13年度三坂財産区特別会計へ繰り越しました。

以上で、3 財産区の決算についてのご説明を終わりといたしますが、一般会計同様事項別明細書、それから附属資料を参考にごらんいただきたいと思います。

以上です。

○議長（簾田国広君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（簾田国広君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（簾田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（簾田国広君） 討論する者はありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第51号議案は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（簾田国広君） 全員賛成です。

よって、議第51号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

採決いたします。

議第52号議案は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（簾田国広君） 全員賛成です。

よって、議第52号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

採決いたします。

議第53号議案は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（簾田国広君） 全員賛成です。

よって、議第53号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎議第54号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託

○議長（簾田国広君） 議第54号 平成12年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（簾田国広君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第54号の提案理由を申し上げます。

本決算につきましても、前議案同様に地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定をいただきたく、監査委員の意見を付して提案申し上げます。

平成12年度の決算額は、歳入総額 1,895万 8,371円、歳出総額 1,895万 8,371円、差し引き残額 0 となります。

なお、決算の内容につきましては、収入役より説明させますので、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（簾田国広君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

収入役。

○収入役（稲葉勝男君） 平成12年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算の内容についてご説明申し上げます。

201ページをお開きください。

まず、歳入の方から説明申し上げます。

1款財産収入、2,000円、2,371円、同じくでございます。0、0、371円。1項財産運用収入 2,371円。

2 款繰入金、1,895万 6,000円、同じくでございます。収入済額も同じでございます。0、0、0でございます。1 項基金繰入金、これは土地開発基金からの繰入金でございます。1,895万 6,000円。

3 款繰越金、1,000円、ずっと0 でございます、△ 1,000円でございます。1 項繰越金0 でございます。

歳入合計。1,895万 9,000円、1,895万 8,371円、収入済額も同じでございます。0、0 の△ 629円でございます。

続いて、歳入をご説明申し上げます。

202ページをお開きください。

1 款公共用地取得費、1,895万 6,000円、支出済額も同じでございます。0、0、0。1 項公共用地取得費、これは総合体育施設用地の不足でございます。1,895万 6,000円。

2 款繰出金、3,000円、2,371円、0、629円、同じくでございます。1 項基金繰出金2,371円。

歳出合計。1,895万 9,000円、1,895万 8,371円、0、629円、同じくでございます。歳入歳出差し引き残額0、基金繰入金も0 でございます。

以上で、内容説明を終わらせていただきますが、一般会計同様事項別明細書及び附属資料を参考にござんいただきたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（簾田国広君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（簾田国広君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思ひますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（簾田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を総務財政委員会に付託いたしたいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（簾田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、議第54号議案は総務財政委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第 5 5 号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託

○議長（簾田国広君） 議第55号 平成12年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（簾田国広君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第55号の提案理由を申し上げます。

本決算においても、前号議案同様に地方自治法第 233条第 3 項の規定により議会の認定をいただきたく、監査委員の意見を付して提案申し上げたものであります。

平成12年度の決算額は、歳入決算額18億 4,349万 395円、歳出決算額18億 4,349万 395円、差し引き残額0となりました。

なお、詳しい内容につきましては、収入役より説明させますので、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（簾田国広君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

収入役。

○収入役（稲葉勝男君） それでは、209ページをお開きください。

平成12年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の内容について、ご説明申し上げます。

歳入からご説明申し上げます。

1 款国庫支出金、9 億 8,552万 8,000円、9 億 7,364万 4,817円、収入済額も同じでございます。0、0、△ 1,188万 3,183円でございます。1 項国庫補助金 9 億 7,364万 4,817円。

2 款県支出金、30万円、調定額、収入済額も同じでございます。0、0 で0でございます。1 項県補助金30万円。

3 款繰入金、2 億 1,778万 6,000円、2 億 1,058万 3,578円、収入済額も同じでございます。0、0 の△ 720万 2,422円でございます。1 項一般会計繰入金 2 億 1,058万 3,578円で

ございます。

4 款繰越金、115万 1,000円、調定額、収入済額とも同じでございます。0、0の△1,000円でございます。1 項繰越金 115万円。

5 款諸収入、9万 2,000円、11万 2,000円、収入済額も同じでございます。0、0の2万円でございます。1 項預金利子 2,000円。2 項雑入、これは下水道指定工事店等の登録手数料でございます。11万円。

6 款町債、6 億 6,920万円、6 億 5,770万円、収入済額も同様でございます。0、0の△1,150万円でございます。1 項町債 6 億 5,770万円。

歳入合計。18億 7,405万 7,000円、18億 4,349万 395円、収入済額も同じでございます。0、0の△ 3,056万 6,605円でございます。

次は歳出でございます。

210ページをお開きください。

1 款下水道費、18億 196万 5,000円、17億 7,226万 9,236円、2,300万円、669万 5,764円、2,969万 5,764円。1 項下水道建設費、これは主に下水道課職員の人件費、それからクリーンセンターの建設工事費、それから湊中継ポンプ場の工事とか管渠築造工事、クリーンセンターの場内整備工事等でございます。17億 7,226万 9,236円。

2 款公債費、7,199万 2,000円、7,122万 1,159円、0、77万 841円、同じでございます。1 項公債費、これは元利償還金でございます。7,122万 1,159円。

3 款予備費、10万円、0、0、10万円、同じでございます。1 項予備費 0でございます。

歳出合計。18億 7,405万 7,000円、18億 4,349万 395円、2,300万円、756万 6,605円、3,056万 6,605円。

歳入歳出差引残金 0でございます。基金繰入額も 0でございます。

以上で、内容説明を終わらせていただきます。

なお、同様事項別明細書及び決算の附属資料を参考にごらんいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（簾田国広君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（簾田国広君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（簾田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を産業土木委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（簾田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、議第54号議案は産業土木委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第56号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託

○議長（簾田国広君） 議第56号 平成12年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（簾田国広君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第56号の提案理由を申し上げます。

本決算につきましても、前号議案同様に地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定をいただきたく、監査委員の意見を付してご提案申し上げるものでございます。

平成12年度の決算額は、歳入決算額 2,180万 8,655円、歳出決算額 2,180万 8,655円、差し引き残額0となります。

なお、詳しい内容につきましては、収入役より説明させますので、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（簾田国広君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

収入役。

○収入役（稲葉勝男君） それでは、223ページをお開きください。

平成12年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

まず、歳入からご説明申し上げます。

1 款繰入金、2,175万 5,000円、2,174万 3,299円、収入済額も同様でございます。0、0、△1万 1,701円でございます。1 項一般会計繰入金 2,174万 3,299円。

2 款繰越金、1,000円、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額ともに0でございます。△1,000円でございます。1 項繰越金0でございます。

3 款諸収入、5万 8,000円、6万5,356円、収入済額も同様でございます。0、0、7,356円でございます。1 項雑入6万 5,356円。

歳入合計。2,181万 4,000円、2,180万 8,655円、収入済額も同様でございます。0、0、△5,345円でございます。

続いて歳出についてご説明申し上げます。

224ページをお開きください。

1 款総務費、83万 9,000円、83万 5,419円、0、3,581円、同様でございます。1 項総務管理費、これは改造資金借り入れの利子補給でございます。83万 5,419円。

2 款公債費、2,097万 5,000円、2,097万 3,236円、0、1,764円、同様でございます。1 項公債費、これは元利償還金でございます。2,097万 3,236円。

歳出合計。2,181万 4,000円、2,180万 8,655円、0、5,345円、同様でございます。

歳入歳出差引残額0、基金の繰入額も0でございます。

以上で、内容説明を終わらせていただきます。

○議長（簾田国広君） 内容説明が終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（簾田国広君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（簾田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を産業土木委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（簾田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、議第56号議案は産業土木委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第 57号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託

○議長（簾田国広君） 議第57号 平成12年度南伊豆町中木漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（簾田国広君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第57号の提案理由を申し上げます。

本決算につきましても、前号議案同様に地方自治法第 233条第 3 項の規定により議会の認定をいただきたく、監査委員の意見書を付して提案申し上げるものでございます。

平成12年度の決算額は、歳入決算額 2 億 6,833万4,520円、歳出決算額 2 億 6,833万4,520円、差し引き残額 0 となりました。

なお、詳しい内容につきましては、収入役より説明させますので、どうぞよろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（簾田国広君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

収入役。

○収入役（稲葉勝男君） それでは、233ページをお開きください。

平成12年度南伊豆町中木漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

まず、歳入から説明申し上げます。

1 款分担金及び負担金、2,548万 2,000円、調定額も収入済額も同様でございます。1 項分担金 2,548万 2,000円。

2 款県支出金、1 億 7,789万 8,000円、調定額、収入済額とも同様でございます。0、0、0。1 項県補助金 1 億 7,789万 8,000円でございます。

3 款繰入金、679万 5,000円、565万 4,520円、収入済額も同様でございます。0、0、△ 114万 480円でございます。1 項一般会計繰入金 565万 4,520円。

4 款繰越金、1,000円、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、すべて0でございます。△1,000円でございます。1 項繰越金、0。

5 款諸収入、2,000円、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額等全部0でございます。△2,000円でございます。1 項預金利子0。2 項雑入0。

6 款町債、5,930万円、調定額、収入済額とも同額でございます。0、0、0。1 項町債費5,930万円。

歳入合計。2 億 6,947 万 8,000円、2 億 6,833 万 4,520円、収入済額も同様でございます。0、0、△114 万 3,480円でございます。

続きまして、歳出をご説明申し上げます。

234ページをお開きください。

1 款漁業集落環境整備費、2 億 6,633 万 2,000円、2 億 6,629 万 7,537円、0、3 万 4,463 円、右も同様でございます。1 項中木漁業集落環境整備費、これは工事費が主でございます。2 億 6,629 万 7,537円。

2 款公債費、304 万 6,000円、203 万 6,983円、0、100 万 9,017円でございます。右も同様でございます。1 項公債費203 万 6,983円。これは元利償還金でございます。

3 款予備費、10万円、0、0、10万円、同じく右も10万円でございます。1 項予備費0。

歳出合計。2 億 6,947 万 8,000円、2 億 6,833 万 4,520円、0、114 万 3,480円、右も同じでございます。

歳入歳出差引残額0、うち基金繰入額も0でございます。

以上で、内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（簾田国広君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（簾田国広君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（簾田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を産業土木委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（簾田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、議第57号議案は産業土木委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第58号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託

○議長（簾田国広君） 議第58号 平成12年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（簾田国広君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第58号の提案理由を申し上げます。

本案につきましても、前号議案同様に地方自治法第 233条第 3 項の規定により議会の認定をいただきたく、監査委員の意見を付して提案申し上げたものです。

平成12年度の決算額は、歳入決算額 4 億60万 2,370円、歳出決算額 2 億 8,984万 3,854円、差し引き残額 1 億 1,075万 8,516円となりました。

なお、詳しい内容につきましては、収入役から説明させますので、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（簾田国広君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

収入役。

○収入役（稲葉勝男君） それでは、245ページをお開きください。

平成12年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

まず、歳入からご説明申し上げます。

1 款保険料、2,311万 5,000円、2,454万 9,104円、2,460万 9,360円、0、△6万 256円、149万 4,360円。1 項介護保険料、これは第 1 号被保険者の保険料でございます。2,460万 9,360円。

2 款手数料、1,000円、1万 900円、収入済額も同様でございます。0、0、9,900円です。1 項手数料 1万 900円。

3 款国庫支出金、1 億 3,558万 5,000円、1 億 751万 5,717円、収入済額も同様でございます。0、0 △ 2,806万 9,283円。1 項国庫負担金、これは介護給付負担金でございます。8,933 万 4,000円。2 項国庫補助金、これは調整交付金とか事務費の交付金でございます。1,818万 1,717円。

4 款支払基金交付金、1 億 1,451万 6,000円、調定額、収入済額とも同様でございます。0、0、0 でございます。1 項支払基金交付金、これは介護給付費の交付金でございます。1 億 1,451万 6,000円でございます。

5 款県支出金、5,022万 4,000円、調定額、収入済額とも同様でございます。0、0、0。1 項県負担金、これは介護給付負担金でございます。5,022万 4,000円。

6 款寄附金、1,000円、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額とも0 でございます。△ 1,000円でございます。1 項寄附金0 でございます。

7 款繰入金、1 億 723万 8,000円、1 億 364万 4,393円、収入済額も同様でございます。0、0、△ 359万 3,607円でございます。1 項一般会計繰入金、これは介護給付費の繰入金、事務費等への繰入金でございます。3,450万 2,393円。2 項基金繰入金、これは介護保険円滑導入の繰入金でございます。6,914万 2,000円。

8 款諸収入、9,000円、8万 2,000円、8万 2,000円、0、0、7万 3,000円でございます。1 項延滞金加算金及び過料0。2 項預金利子8万 2,000円。3 項雑入0。

歳入合計。4 億 3,068万 9,000円、4 億54万2,114円、4 億60万 2,370円、0、△ 6万256円、同じく△ 3,008万 6,630円でございます。

続いて、歳出の方をご説明申し上げます。

246ページをお開きください。

1 款総務費、987万 7,000円、856万 4,110円、113万 8,000円、17万 4,890円、131万 2,890 円でございます。1 項総務管理費、これは介護保険の総務事務費でございます。349万 5,776円でございます。2 項徴収費、これは介護保険賦課徴収事務でございます。53万 2,080円。3 項介護認定審査会費 453万 6,254円。

2 款保険給付費、2 億 4,692万 9,000円、2 億 2,108万 4,433円、0、2,584万 4,567円、予算現額と支出済額も同様でございます。1 項介護サービス等諸費、これは居宅介護サービスとか用具購入、それらが主なものでございます。2 億 1,720万 7,014円でございます。2 項支援サービス等諸費、これも先ほどと同様の支援サービスでございます。316万 2,323円。3 項その他諸費42万 1,200円。4 項高額介護サービス等費29万 3,896円。

3 款財政安定化基金拠出金、319万 6,000円、319万 5,311円、0、689円、右も同じで
ございます。1 項財政安定化基金拠出金 319万 5,311円。

4 款公債費、1,000円、0、0、1,000円、右も同じでございます。1 項公債費 0。

5 款基金積立金、1 億 6,994万 1,000円、5,700万円、0、1 億 1,294万 1,000円、右も
同じでございます。この1 億 1,294万 1,000円の不用額につきましては、介護保険が初年度
でございましたので、国庫補助金がオーバーしたというか、そういう形になっておりまして、
それを基金積み立てに持っていくつもりでしたが、13年度に返還しなければいけないという
ことで、この不用額になりました。1 項基金積立金 5,700万円。

6 款予備費、74万 5,000円、0、0、74万 5,000円、右も同じでございます。1 項予備費
0。

歳出合計。4 億 3,068万 9,000円、2 億 8,984万 3,854円、113万 8,000円、1 億 3,970
万 7,146円、1 億 4,084万 5,146円。

歳入歳出差引残額1 億 1,075万 8,516円については、平成13年度の介護保険特別会計の方
に全額繰り越しいたしました。

以上で、内容説明を終わらせていただきます。

○議長（簾田国広君） 内容説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（簾田国広君） 質疑はありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（簾田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（簾田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、議第58号議案は文教厚生委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第59号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託

○議長（簾田国広君） 議第59号 平成12年度南伊豆町水道事業会計歳入歳出決算認定につい

てを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（簾田国広君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第59号の提案理由を申し上げます。

本案は、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、平成12年度南伊豆町水道事業会計歳入歳出決算認定について、提案を申し上げるものであります。

当期の事業収益は2億6,410万6,000円、事業費用は2億3,696万5,000円となりました。この結果、当期の損益が2,714万1,000円の純利益を計上することができ、繰越欠損金を受けて通算上も黒字に転換いたしました。資本的収入の決算額は、収入3億752万5,000円、支出3億8,928万9,000円で、不足額8,176万4,000円につきましては、損益勘定留保資金で補てんいたしました。水道事業の経営成績、財務状況等の内容につきましては、水道課長に説明させますので、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（簾田国広君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

水道課長。

○水道課長（鈴木 勇君） 平成12年度南伊豆町水道事業会計決算書の内容について、ご説明します。

1ページの決算報告書からご説明します。

初めに、収益的収入及び支出の収入であります。第1款水道事業収益は、予算額合計2億8,586万5,000円に対して、決算額は2億7,994万5,011円、予算額に比べ591万9,989円の減となっております。

決算額の内訳は、第1項営業収益は2億7,681万9,501円、第2項営業外収益は312万5,510円となっております。決算額が予算額を下回った主な原因は、営業収益については受託工事費の減、営業外収益については、消費税還付金の減であります。

次に、支出であります。

第1款水道事業費用は、予算額合計2億6,064万7,000円に対して、決算額は2億4,041

万 3,280円、 2,023万 3,720円の不用額となっております。

決算額の内訳は、第1項営業費用が1億 9,778万 7,122円、第2項営業外費用が 4,233万 933円、第4項特別損失が29万 5,225円で、不用額の主なものは、営業費用の上水道、簡易水道の修繕費と受託工事費の減であります。

2ページにいきまして、資本的収入及び支出の収入であります。

第1款資本的収入は、予算額合計3億 4,986万 5,000円に対して、決算額は3億 752万 5,500円、予算額に比べ 4,233万 9,500円の減となっております。

決算額の内訳は、第1項他会計繰入金が1億1,423万 5,000円、第2項国県補助金が3,553万円、第3項企業債が1億 4,080万円、第4項給水負担金が 432万 1,500円、第5項建設改良工事負担金が 1,263万 9,000円となっておりますが、第1項から第3項は、支出において予算繰り越しをしたので、その財源相当額が減額となったものであります。

次に、支出であります。

第1款資本的支出、予算額合計4億 3,672万 3,000円に対して、決算額が3億 8,928万 9,213円、地方公営企業法第26条の規定による建設改良費の繰越額が 4,285万 7,142円、差し引き 457万 6,645円の不用額であります。

決算額の内訳は、第1項建設改良費が3億 4,292万3,459円、第2項企業債償還金が4,636万 5,754円となっております。建設改良費の繰り越しとなったのは、手石配水池建設工事に係るものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額 8,272万 3,713円は、過年度損益勘定留保資金ほかで補てんをいたしております。

次に、3ページの損益計算書についてご説明します。

営業収益の給水収益は2億 5,952万 6,362円で、前年度比 0.2%増となりました。

内訳は、上水道が約2億円、簡易水道等が残り 6,000万円弱であります。受託工事収益は 403万 2,137円で、41.9%減となっておりますが、これは新設給水工事が減ったことによるものであります。営業収益は、合計2億 6,363万 8,500円となっております。営業費用は、合計1億 9,433万 9,545円で、前年度比17%減と大きく減っておりますが、職員給与費1名分を資本勘定に移したことと、上水道、簡易水道の修繕費と新設給水工事費が大きく減少したことを初め、すべての科目において減少したことによるものであります。差し引き営業利益は 6,929万 8,955円であります。

営業外収益は、受取利息と雑収益でわずかに46万 8,101円であります。

営業外費用は、支払利息で 4,233万 933円と前年度比 2.3%減であります。差し引き営業外損益は 4,186万 2,832円の赤字であります。

営業、営業外の損益を加えた経常利益は 2,743万 6,123円となっておりますが、特別損失として過年度損益修正損29万 4,849円を計上しましたので、当年度純利益は 2,714万 1,274円となります。これに前年度繰越欠損金 712万 1,809円がありますので、差し引き当年度未処分利益剰余金は 2,001万 9,465円となります。

次に、5 ページの剰余金計算書についてご説明します。

初めに、利益剰余金の部であります。減債積立金、利益積立金は増減、残高ともにありません。欠損金につきましては、前年度未処理欠損金が 712万 1,809円でしたが、当年度純利益が 2,714万 1,274円でしたので、差し引き当年度未処分利益剰余金は 2,001万 9,465円となっております。

次に、資本剰余金の部についてご説明いたします。

国庫補助金、前年度末残高 2 億 4,943万 5,675円、当年度発生高 3,384万 6,095円。これは上水道第 5 次拡張事業国庫補助金であります。当年度末残高は 2 億 8,328万 1,770円であります。

受贈財産評価額は、残高 2 億 5,453万 1,499円で、期中の増減はありません。工事負担金は、前年度末残高 3 億 2,983万 1,670円、当年度発生高 1,615万 2,858円。これは給水負担金と建設改良工事負担金の合計額であります。当年度末残高が 3 億 4,598万 4,528円になります。

他会計補助金、前年度末残高、0、当年度発生高 2,060万 4,762円。これは、地震対策事業による石綿管布設がえ工事の県補助金を一般会計で受けて、水道事業会計に繰り入れたものでございます。当年度末残高 2,060万 4,762円であります。翌年度繰越資本剰余金は、合計 9 億 440万 2,559円となっております。

次に、7 ページの剰余金処分計算書についてご説明いたします。

当年度未処分利益剰余金は 2,001万 9,465円ですが、地方公営企業法では、事業債を有する場合は20分の 1 以上を減債積立金として積み立てなければならないとありますので、150 万円を積み立てました。したがって、翌年度繰越利益剰余金が 1,851万 9,465円となります。

次に、8 ページの貸借対照表についてご説明します。

初めに、資産の部であります。

固定資産のうち有形固定資産は、イの土地からトの建設仮勘定までの合計が27億 2,181万 2,759円になります。

無形固定資産は、水利権と電話加入権で 182万 3,000円であります。

固定資産合計は27億 2,363万 5,759円で、前年度よりも10%強ふえております。

流動資産の現金預金は 3億 6,472万 8,216円で、前年度よりも未払金がふえたために 1億 2,400万円弱ふえております。

未収金は給水未収金と未収消費税還付金で、合計 1,674万 541円となっております。

貯蔵品は89万470円。流動資産合計、3億 8,235万 9,227円、資産合計は31億 599万4,986円であります。

次に、負債の部であります。

流動負債の未払金は 1億 3,073万 8,157円で、前年度よりも 1億 500万円強ふえております。

流動負債合計、負債合計ともに同額の 1億 3,073万 8,157円であります。

次に、資本の部であります。資本金のうち自己資本金は 9億 3,359万 4,091円で、上水道第5次拡張事業と石綿管布設がえに対して一般会計からの出資がありましたので、前年度よりも 9,260万円ふえております。

借入資本金の企業債は、未償還残高が11億 1,724万 724円で、期中の借入額が 1億 4,080万円に達して、償還額が 4,636万 5,754円、差し引き 9,443万 4,246円ふえております。資本合計は、20億 5,083万 4,805円であります。

剰余金は、資本剰余金の計算書でご説明したとおり、資本剰余金合計が 9億 440万 2,559円、利益剰余金合計が 2,001万 9,465円。剰余金合計は 9億 2,442万 2,024円でございます。資本合計は、29億 7,525万 6,829円、負債資本合計は31億 599万 4,986円で、資産合計と一致するものであります。

以下、事業報告書と付属書類につきましては説明を省略します。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどをよろしく願います。

○議長（簾田国広君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（簾田国広君） 質問もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（簾田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を産業土木委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（簾田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、議第59号議案は産業土木委員会に付託することに決定いたしました。

◎散会宣告

○議長（簾田国広君） 本日の議事が終わりましたので、会議を閉じます。

常任委員会に付託されました議案審議等のため、明日19日より9月24日まで休会いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前11時45分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 簾 田 国 広

署 名 議 員 鈴 木 久 香

署 名 議 員 谷 川 次 重

平成13年 9 月定例町議会

(第 3 日 9月25日)

平成13年9月南伊豆町議会定例会

議事日程（第3日）

平成13年9月25日（火曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議第48号 平成12年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 議第49号 平成12年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 議第50号 平成12年度南伊豆町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 議第58号 平成12年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 議第54号 平成12年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 議第55号 平成12年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議第56号 平成12年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議第57号 平成12年度南伊豆町中木漁業集落排水環境整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議第59号 平成12年度南伊豆町水道事業会計歳入歳出決算認定について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第10まで議事日程に同じ

- 日程第11 発議第3号 未就学児医療費無料制度の創設を求める意見書
- 日程第12 発議第4号 道路整備予算確保に関する意見書
- 日程第13 発議第5号 特殊法人（緑資源公団）見直しに関する意見書

出席議員（15名）

1番 鈴 木 久 香 君 2番 谷 川 次 重 君
3番 鈴 木 史 鶴 哉 君 4番 梅 本 和 熙 君

5番	藤田喜代治君	6番	漆田修君
7番	斎藤要君	8番	渡辺嘉郎君
9番	石井福光君	10番	簾田国広君
11番	藤原栄君	12番	横嶋隆二君
13番	小澤東洋治君	14番	大野良司君
15番	渡辺守男君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	岩田篤君	助役	飯田千加夫君
収入役	稲葉勝男君	教育長	釜田弘文君
総務課長	外岡捷美君	企画調整課長	谷正君
住民課長	渡辺正君	税務課長	碓井大昭君
健康課長	土屋忠儀君	農林水産課長	内山力男君
建設課長	小島徳三君	商工観光課長	飯泉誠君
清掃課長	佐藤博君	水道課長	鈴木勇君
教育委員会事務局長	楠千代吉君	会計課長	池野徹君
福祉課長	土屋敬君	下水道課長	勝田悟君
行財政主幹	外岡茂徳君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	渡辺修治	主幹	松本恒明
------	------	----	------

◎開議宣告

○議長（簾田国広君） おはようございます。定刻になりました。ただいまの出席議員は15名です。定足数に達しております。

これより9月定例会本会議第3日目の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（簾田国広君） 会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議規則の定めるところにより、議長が指名いたします。

1番議員 鈴木久香君

2番議員 谷川次重君

◎議第48号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（簾田国広君） これより議案審議に入ります。

議第48号 平成12年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。
委員会報告を求めます。

総務財政委員長、文教厚生委員長、産業土木委員長。

〔総務財政委員長 藤田喜代治君登壇〕

○総務財政委員長（藤田喜代治君） それでは、総務財政委員会の委員会報告を行います。

報告に先立ちまして、お手元の2枚目、会議状況のページの議事件目、意見又は要望のところの1の「町税の滞納金及び不納欠損にいて」とありますが、それに「つ」の字を加筆お願いいたします。

それでは、委員会報告をいたします。

開催月日及び会場、平成13年9月19日、南伊豆町議会委員会室。

会議時間、開会、午前9時30分、閉会、午前11時1分。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員、記載のとおりであります。

事務局、記載のとおりであります。

説明のため出席した町当局職員、町長以下記載のとおりであります。

議事件目、付託件目。議第48号 平成12年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について。

歳出、第1款議会費、第2款総務費、第8款消防費、第11款公債費、第12款予備費。
歳入、全般。

委員会決定、原案どおり認定すべきものと決定しました。

会議の経過は別紙のとおりであります。

会議状況。

審議中にあった意見または要望事項。議事件目、議第48号 平成12年度南伊豆町一般会計
歳入歳出決算認定について。

歳出、第1款議会費、第2款総務費、第8款消防費、第11款公債費、第12款予備費。
歳入、全般。

意見または要望。

- 1、町税の滞納金及び不納欠損について質疑があり、答弁がなされた。
- 2、固定資産の町内所有者及び町外所有者の所有比率について質疑があり、答弁がなされた。
- 3、特別土地保有税の徴収について質疑があり、答弁がなされた。
- 4、南伊豆町路線バス問題対策協議会及び県の協議会、幹事会の開催状況、会議内容について質疑があり、答弁がなされた。
- 5、市町村自主運行バス事業費補助金の今後の補助制度について質疑があり、答弁がなされた。
- 6、南伊豆町役場の機構改革の内容及び実施時期について質疑があり、答弁がなされた。
- 7、町職員の定年退職及び勤奨退職の男女格差の平等化について質疑があり、答弁がなされた。
- 8、町職員の優遇退職者の届出年月日の変更について質疑があり、答弁がなされた。
- 9、南伊豆町の財政力指数及び公債比率について当局の評価、今後の見通しについて質疑があり、答弁がなされた。
- 10、各種基金の運用状況及びペイオフ対策について質疑があり、答弁がなされた。
- 11、自治会活動保険の内容充実及び保険契約等について質疑があり、答弁がなされた。
- 12、南伊豆町総合計算センターの業務内容及び負担金について質疑があり、答弁がなされた。
- 13、社会福祉費寄附金の収入未済額について質疑があり、答弁がなされた。
- 14、消防費のうち防災施設整備事業の備品購入費について質疑があり、答弁がなされた。

15、地震防災の第3次被害想定において液状化が問題になっているが、庁舎付近の状況について質疑があり、答弁がなされた。

16、役場庁舎の耐震性について質疑があり、答弁がなされた。

17、個人住宅の耐震診断について質疑があり、答弁がなされた。

18、予算現額に対する不用額について質疑があり、答弁がなされた。

以上であります。

〔文教厚生委員長 谷川次重君登壇〕

○文教厚生委員長（谷川次重君） 文教厚生委員会の委員会報告を行います。

開催月日及び会場は、記載のとおりでございます。

会議時間は、記載のとおりでございます。

委員会の出席状況及び委員以外の出席議員、委員長以下記載のとおりでございます。

事務局、記載のとおりでございます。

説明のため出席した町当局職員、町長以下記載のとおりでございます。

議事件目、付託件目、委員会決定。

議第48号 平成12年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について。

歳出、第3款民生費、第4款衛生費、第9款教育費、関連歳入。

原案どおり認定すべきものと決定。

会議の経過、会議状況は、記載のとおりでございます。

議事件目、意見または要望。

議第48号 平成12年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について。

歳出、第3款民生費、第4款衛生費、第9款教育費、関連歳入。

1、教育費国庫補助金のうち社会教育費補助金の内容について質疑があり、答弁がなされた。

2、社会教育総務費の時間外手当及び職員の配置について質疑があり、答弁がなされた。

3、雑入のうち、ひまわりの会、ひだまりの会の負担金について質疑があり、答弁がなされた。

4、雑入のうち、物品販売収入及び物品貸出収入の内容について質疑があり、答弁がなされた。

5、町シルバー人材センターの仕事の内容及び今後の指導方針について質疑があり、答弁がなされた。

6、合併処理浄化槽設置整備事業補助金が年度の途中で不足する状態にあるが、町の対応について質疑があり、答弁がなされた。

7、老人福祉事業の在宅高齢者等食事サービス事業の現状と支給内容について質疑があり、答弁がなされた。

8、ごみの分別収集に向けての取り組み及び各地区における説明会の状況について質疑があり、答弁がなされた。

9、清掃対策審議会の開催状況について質疑があり、答弁がなされた。

10、南伊豆圏域ごみ処理広域化推進協議会負担金の内容について質疑があり、答弁がなされた。

11、焼却施設維持事業の焼却施設補修工事に関する予定価格の設定及び業者選定について質疑があり、答弁がなされた。

12、青野最終処分場の契約期間切れに伴う焼却灰の処分方法について質疑があり、答弁がなされた。

13、焼却施設の修繕に伴いダイオキシン対策及び今後の見通しについて質疑があり、答弁がなされた。

14、株式会社タクマ発注の工事請負について、設計、工事内容について管理する業者の有無及び分離発注について質疑があり、答弁がなされた。

15、排ガス高度処理施設等整備工事の契約請負に係る見積もりオーバー分の支払いについて質疑があり、答弁がなされた。

16、老人保健事業の各種検診委託料の内容について質疑があり、答弁がなされた。

17、老人福祉事業の敬老金について見直しの意思について質疑があり、答弁がなされた。

18、高齢者無料バス乗車券扶助費において路線バスの運行されていない地域のタクシー券の支給について質疑があり、答弁がなされた。

19、介護老人保健施設の入所待機者の扱いについて質疑があり、答弁がなされた。

20、伊豆つくし学園の現状、児・者施設の運営方針及び今後のあり方について質疑があり、答弁がなされた。

21、保育所職員に対するIT講習会・インターネット接続及びLAN構築について質疑があり、答弁がなされた。

22、教育振興費のうち図書費について質疑があり、答弁がなされた。

23、小学校・中学校及び高等学校において30人学級編制について質疑があり、答弁がなされた。

れた。

24、保健体育費のうち体育協会補助金について質疑があり、答弁がなされた。

25、各種補助団体の事務分掌及び各団体運営について質疑があり、答弁がなされた。

26、ウミガメの保護及びふ化場の移設について質疑があり、答弁がなされた。

27、節間の流用について質疑があり、答弁がなされた。

以上でございます。

〔産業土木委員長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○産業土木委員長（鈴木史鶴哉君） 産業土木委員会の委員会報告をいたします。

開催月日及び会場、平成13年9月21日、南伊豆町議会委員会室。

会議時間、開会、午前9時30分、閉会、午後12時。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員は、委員長以下記載のとおりでございます。

事務局、記載のとおりであります。

説明のため出席した町当局職員、町長以下記載のとおりであります。

付託件目、議事件目。

議第48号 平成12年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について。

歳出、第5款農林水産業費、第6款商工費、第7款土木費、第10款災害復旧費、関連歳入。

委員会決定、原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

会議の経過については、次のとおりであります。

会議状況、審議中にあった意見または要望事項。

議事件目。議第48号 平成12年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について。

歳出、第5款農林水産業費、第6款商工費、第7款土木費、第10款災害復旧費、関連歳入。

意見または要望。

1、農業振興費と林業振興費の両方に有害鳥獣関係の補助金が計上がされていることについて質疑があり、答弁がなされた。

2、有害鳥獣の駆除において、どこの地区で何頭イノシシを捕獲したか質疑があり、答弁がなされた。

3、イノシシ駆除のためのわなの免許を取得するのに、いつどこで実施しているのか質疑があり、答弁がなされた。

4、イノシシ駆除のため、わなの免許が下田市あたりで取得できないか質疑があり、答弁がなされた。

5、イノシシの駆除方法においてもなかなか効果があらわれてこないのもっと抜本的な対策が必要ではないか質疑があり、答弁がなされた。

6、中山間地域等制度事業があるが、今後農地の保護及び棚田の保護など、どのような運営をしていくのか質疑があり、答弁がなされた。

7、林業振興費の中に林道加増野一条線及び林道青野八木山線の連絡協議会負担金があるが、現在どの程度まで話し合いができていくのか質疑があり、答弁がなされた。

8、放任雑木林が多く見受けられるが、その対策及び地元の杉・ヒノキが学校建築に使用できないか質疑があり、答弁がなされた。

9、小口・季節資金貸付金の決算書と附属資料との突合関係及び各資金の融資枠の拡大について質疑があり、答弁がなされた。

10、観光施設整備基金積立金について質疑があり、答弁がなされた。

11、青野川周辺が禁漁区に指定されていないためカモ猟等が行われ、危険であるので伊豆農林事務所等へ要望して禁漁区に指定できないか質疑があり、答弁がなされた。

12、町道の整備について質疑があり、答弁がなされた。

13、加納地区にある八幡神社のクスノキの枝が道路側に張り出し危険であるので整備できないか質疑があり、答弁がなされた。

14、県道（南上地区）の整備について質疑があり、答弁がなされた。

15、みなみの桜と菜の花祭りの期間中の駐車場確保について質疑があり、答弁がなされた。

16、みなみの桜と菜の花祭りの実行委員会及び反省会において期間中の問題点などが町に出されているか質疑があり、答弁がなされた。

17、みなみの桜と菜の花祭りにおいて日野での出店がないが、ことしの対応について質疑があり、答弁がなされた。

18、常設の物産店や道の駅について質疑があり、答弁がなされた。

19、内水面漁協において毎年アユの放流を行っているが、観光面でも利用できないか質疑があり、答弁がなされた。

20、交通指導員の募集及び待遇改善について質疑があり、答弁がなされた。

21、五十鈴浜の東子浦側の砂浜対策について質疑があり、答弁がなされた。

22、来宮橋脇の駐車場について今後も借りられるのか質疑があり、答弁がなされた。

23、下田駅前の交通渋滞について質疑があり、答弁がなされた。

以上です。

○議長（簾田国広君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（簾田国広君） 質疑はないので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

横嶋君。

○12番（横嶋隆二君） 平成12年度南伊豆町一般会計決算認定に当たり、反対の討論を行います。

地方自治体の役割は自治法第2条に明記されていますが、決算認定の観点については、自治体の施政と執行において、地方自治の本旨である住民自治、すなわち民主主義の徹底と団体自治、独立の団体による執行、国県に対する確固とした施政の双方がしっかり反映しているかという点であります。深刻な不況が長引く中で、住民生活を守るため事業の不要不急を見きわめ、事業の執行を行うことが強く求められています。

まず指摘しなければいけないのは、自治体の事業執行が税によって行われることが基本である中で、地元負担と称した税外負担が存在をしています。道路整備、消防施設整備、街灯維持など、住民が安心して生活を送る基盤であるこれらの事業は税で執行すべきであります。この点に関連して、今回の議会に上げられた補正予算で消防施設整備については、これが改善されたことを評価いたします。

不要不急の点で指摘しなければならないのは、青野大師ダム建設事業であります。県の事業とはいえ、大幅な水需要の減少から見て、一時中断して景気刺激の予算にこれを回すよう県に意見すべきではないでしょうか。契約の問題について、不況対策の面から地元優先発注と私どもも考えておりますが、地方自治法施行令に準拠して、行政全般での統一性も求められます。また、政治倫理確立を求める世論の高まりの点からも議員関係の請負には問題課題があると言わざるを得ません。補助団体の補助金使途についても適正な対処が求められます。同時に、補助団体事務の所轄についても団体育成の面からも、役場事務分掌の確立の点から改善が求められます。

一部事務組合関連では、伊豆つくし学園組合については老朽施設改築計画の先延ばし、市町村長首長会の議会を軽視した独断専行については、改善が求められます。共立湊病院については、介護老人保健施設の問題、事務組合立病院関連の施設として模範たるべきものがありますが、入所規程による定限性がなくなったにもかかわらず、3カ月期限で余裕があつて

も退所させられるという苦情が町内にかなり起こっています。管理者としての無責任が問われております。

平成12年度決算は、2億7,000万円の繰り越しを出しました。地方交付税の最終確定がおそいという面もありますが、全体の見込みの点からいっても、住民要求や不況対策、産業育成の点に計画的で大胆な予算の措置が求められると思います。地方分権が声高に叫ばれていますが、財源の中身がない分権はありません。地方交付税をもらっていない人がいるという認識を改めて、国民の権利として地方財政の民主的改善と充実を国県に対して強く求める点を指摘しておきたいと思います。

その他、評価すべき点として地震対策、耐震性防火水槽の設置やあるいは町道の補修、抜本的なイノシシ対策につながる森林対策の充実、高齢者食事サービスを初めとした介護保険外サービスの充実や学校教育、図書館などの予算の積み重ね、充実などの点については評価をして、次の平成14年度予算にこうした指摘につながるよう強く要望して、私の決算に当たっての討論といたします。

以上です。

○議長（簾田国広君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（簾田国広君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（簾田国広君） 賛成多数です。

よって、議第48号議案は原案のとおり認定することと決定いたしました。

◎議第49号、議第50号及び議第58号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（簾田国広君） 議第49号 平成12年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議第50号 平成12年度南伊豆町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、議第58号 平成12年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題といたします。

委員会報告を求めます。

文教厚生委員長。

〔文教厚生委員長 谷川次重君登壇〕

○文教厚生委員長（谷川次重君） 文教厚生委員会の委員会報告を行います。

開催月日及び会場は、記載のとおりでございます。

会議時間は、記載のとおりでございます。

委員会の出席状況及び委員以外の出席議員は、委員長以下記載のとおりでございます。

事務局、記載のとおりでございます。

説明のため出席した町当局職員、町長以下記載のとおりでございます。

議事件目、付託件目、委員会決定。

議第49号 平成12年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、原案どおり認定すべきものと決定。

議第50号 平成12年度南伊豆町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、原案どおり認定すべきものと決定。

議第58号 平成12年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、原案どおり認定すべきものと決定。

会議の経過については、記載のとおりでございます。

議事件目。議第49号 平成12年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、意見または要望。

1、国民健康保険税の滞納額が多いが、その内容及び状況について質疑があり、答弁がなされた。

2、国民健康保険運営協議会費のうち食糧費について質疑があり、答弁がなされた。

3、南伊豆町の透析患者の人数及びその費用について質疑があり、答弁がなされた。

議第50号 平成12年度南伊豆町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、特に意見または要望はなかった。

議第58号 平成12年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、意見または要望。

1、介護保険料の減免措置について質疑があり、答弁がなされた。

2、在宅介護に対するヘルパーの人数及びその体制について質疑があり、答弁がなされた。

3、短期入所補助事業について質疑があり、答弁がなされた。

以上のとおりでございます。

○議長（簾田国広君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（簾田国広君） 質疑もないので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

横嶋君。

○12番（横嶋隆二君） 国保、老人保健特別会計及び介護保険の問題について、決算認定に当たって反対の討論を行います。

国民健康保険に関しては、意見の中身が紹介されましたが、滞納がふえております。これは、介護保険の導入に伴って介護保険とあわせて徴収されるという制度の問題、それと国保そのものでは、繰り返し指摘をしていますが、国が補助金を大幅に削減して以降、国民の負担がふえ、これが重くのしかかっている。自治体の責任というよりは、国の国民皆保険制度に対する認識が問われる重大な責任と言わざるを得ません。国や国民皆保険制度の認識を新たに、補助金を元に戻すよう強く求めるものであります。

介護保険については、制度の不十分さが浮き彫りになっています。議論の中でも出ましたが、一例を挙げれば、特別養護老人ホームがつくってもつくっても待機者がふえて待機待ちが多い、供給が間に合わないという状態であります。こうした中で、10月から保険料満額徴収が行われる予定であります。保険料、利用料の独自の減免制度を設けて、低所得者の保護をすべきであります。全国の自治体で急速にこの制度を充実、そして10月からの満額徴収を見直しする動きもふえております。この点、意見をさせていただきます。

また、あわせてこの国民健康保険、非常に住民の中で苦渋の思いが広がっている中で、議会が会長になっている国民健康保険運営委員会の需用費の中で、食糧費がまた復活したという点は、厳しい指摘をしておかなければなりません。制度の内容の点からいっても、あるいは税で飲食をするという点からも、この予算を即刻今年度のものから不用にして、住民の国民健康保険の充実の点でさらに力を尽くすことを強く要望して、私の反対討論といたします。

以上です。

○議長（簾田国広君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（簾田国広君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第49号議案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（藤田国広君） 賛成多数です。

よって、議第49号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

採決いたします。

議第50号議案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（藤田国広君） 賛成多数です。

よって、議第50号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

採決いたします。

議第58号議案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（藤田国広君） 賛成多数です。

よって、議第58号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎議第54号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（藤田国広君） 議第54号 平成12年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

委員会報告を求めます。

総務財政委員長。

〔総務財政委員長 藤田喜代治君登壇〕

○総務財政委員長（藤田喜代治君） それでは、総務財政委員会の委員会報告を行います。

開催月日及び会場、記載のとおりであります。

会議時間、記載のとおりであります。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員、記載のとおりであります。

事務局、記載のとおりであります。

説明のため出席した町当局職員、町長以下記載のとおりであります。

議事件目、議第54号 平成12年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について。

委員会決定、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

会議の経過、会議状況、記載のとおりであります。

審議中にあった意見または要望事項。

議事件目、議第54号 平成12年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について。
意見または要望、特に意見または要望はありませんでした。

以上であります。

○議長（簾田国広君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（簾田国広君） 質疑もないので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（簾田国広君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第54号議案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（簾田国広君） 全員賛成です。

よって、議第54号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎議第55号～議第57号及び議第59号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（簾田国広君） 議第55号 平成12年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第56号 平成12年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第57号 平成12年度南伊豆町中木漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第59号 平成12年度南伊豆町水道事業会計歳入歳出決算認定についてを一括議題といたします。

委員会報告を求めます。

産業土木委員長。

〔産業土木委員長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○産業土木委員長（鈴木史鶴哉君） 産業土木委員会の委員会報告を行います。

開催月日及び会場、記載のとおりであります。

会議時間、記載のとおりであります。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員、記載のとおりであります。

事務局、同じく記載のとおりであります。

説明のため出席した町当局職員、記載のとおりであります。

議事件目、付託件目、議第55号 平成12年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

委員会決定、原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

議第56号 平成12年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

議第57号 平成12年度南伊豆町中木漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

議第59号 平成12年度南伊豆町水道事業会計歳入歳出決算認定について、原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

会議の経過は次のとおりであります。

会議状況、審議中にあった意見または要望事項。

議第55号 平成12年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

- 1、湊地区の下水道加入率及び加入促進について質疑があり、答弁がなされた。
- 2、公共下水道の使用料及び徴収方法について質疑があり、答弁がなされた。
- 3、下水道料金の割合は全体事業計画に対してどの程度見込んでいるのかについて質疑があり、答弁がなされた。
- 4、ひとり暮らしの老人世帯において下水道の利用状況について質疑があり、答弁がなされた。
- 5、受益者負担金について土地所有者が変更になった場合について質疑があり、答弁がなされた。
- 6、下水道工事に入札参加できる町内業者は何社あるかについて質疑があり、答弁がなされた。
- 7、公共下水道工事はどのような方法で入札しているか、また入札結果について町当局はどのように思っているかについて質疑があり、答弁がなされた。

議第56号 平成12年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、特に意見または要望はなかった。

議第57号 平成12年度南伊豆町中木漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、同じく特に意見または要望はありませんでした。

議第59号 平成12年度南伊豆町水道事業会計歳入歳出決算認定について。

1、剰余金処分計算書において減債積立金は計上されているが、貸借対照表に反映されていないことについて質疑があり、答弁がなされた。

以上です。

○議長（簾田国広君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（簾田国広君） 質疑もないので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

横嶋君。

○12番（横嶋隆二君） 4件あるもののうち水道事業に関して反対討論を行います。

まず事業内容に関しては、過去の水需要の予測によって第5次拡張がかなり過大な投資をされて負担が多い中で、老朽石綿管の更新事業を大幅にふやして対処していること、このことについては改めて深い評価をしたいと思います。

水道事業での反対の意見は、予算のときにも述べているただ1点でございます。生活に不可欠の水に対しては消費税を課さないでいただきたい。この1点だけでございます。そのほかの点については評価しましたように、かなり大変な負担を負った水道事業の中で、本当にさまざまな要求を対策にこたえていただいている点を高く評価して、私の意見とさせていただきます。

以上です。

○議長（簾田国広君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（簾田国広君） 討論する者ありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第55号議案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（簾田国広君） 全員賛成です。

よって、議第55号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

採決いたします。

議第56号議案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（簾田国広君） 全員賛成です。

よって、議第56号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

採決いたします。

議第57号議案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（簾田国広君） 全員賛成です。

よって、議第57号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

採決いたします。

議第59号議案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（簾田国広君） 賛成多数です。

よって、議第59号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎日程追加

○議長（簾田国広君） ここでお諮りいたします。

本日、2番議員、谷川次重君ほか2名より「未就学児医療費無料制度の創設を求める意見書」が、3番議員、鈴木史鶴哉君ほか2名より「道路整備予算確保に関する意見書」が、15番議員、渡辺守男君ほか2名より「特殊法人（緑資源公団）見直しに関する意見書」が提出されました。

この際、本件を日程に追加し議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（簾田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、発議第3号 「未就学児医療費無料制度の創設を求める意見書」、発議第4号 「道路整備予算確保に関する意見書」及び発議第5号 「特殊法人（緑資源公団）見直しに関する意見書」をそれぞれ日程に追加することに決定いたしました。

◎発議第3号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（簾田国広君） 発議第3号 未就学児医療費無料制度の創設を求める意見書を議題といたします。

この意見書は、谷川次重君が提出者で所定の賛成議員もあります。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（簾田国広君） 提案説明を求めます。

谷川次重君。

○2番（谷川次重君） それでは、提案説明をさせていただきます。

意見書を読み上げ、説明とさせていただきます。

未就学児医療費無料制度の創設を求める意見書。

わが国の合計特殊出生率は年々低下し、2000年の値は、前年に比べ微増したとはいえ人口を維持するのに必要な2.08を大きく下回る1.35にまで低下し、危機的な水準に至っている。

少子化の進行は、人口構造の高齢化や将来の生産年齢人口の減少にもつながり、子どもの健全な成長への影響のみならず、社会経済や社会保障のあり方にも重大な影響を及ぼすことが懸念される。

こうしたことから、子育て家庭の経済的負担を軽減する措置が少子化対策の重要施策となっており、本件をはじめとするすべての都道府県及び市区町村において、乳幼児・児童医療費助成制度が実施されている。

子どもを安心して産み、育てることのできる社会の実現をめざすには、国による支援が不可欠である。

よって、国においては、当面、未就学児に対する医療費無料化制度を早期に創設されるよう強く要望するものである。

以上地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書提出先は、内閣総理大臣以下記載のとおりでございます。

以上です。

○議長（簾田国広君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（簾田国広君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（簾田国広君） 異議ないものと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（簾田国広君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

原案のとおり本意見書に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（簾田国広君） 全員賛成です。

よって、本意見書は原案のとおり可決されました。

◎発議第4号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（簾田国広君） 発議第4号 道路整備予算確保に関する意見書を議題といたします。

この意見書は、鈴木史鶴哉君が提出者で所定の賛成議員もあります。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（簾田国広君） 提案説明を求めます。

鈴木史鶴哉君。

○3番（鈴木史鶴哉君） 意見書の朗読をもって内容説明にかえさせていただきます。

道路整備予算に確保に関する意見書。

道路は、豊かな国民生活や活力ある経済・社会活動を支える最も基礎的な施設であり、従来より道路特定財源制度や有料道路制度により整備が推進されてきたところであります。

本町は、半島最南端に位置する地理的条件もあり、地域の発展のためには、道路の整備が最も緊急かつ重要な課題であり、道路の整備を中心に各種活性化施策を展開しているところであります。

しかしながら、本町における道路の現状は、幹線道路である国道においても車両の交互通行に困難な箇所が多数存在することを象徴するように、著しく遅れている状況です。

また、本町に至るまでの伊豆半島の幹線道路は、夏期等の観光シーズンには慢性的な渋滞が発生し、観光立町として大きなイメージダウンで、このことは重大な一因となり経済活動の低迷が長く続いております。

町民の安定かつ安全な生活のためには、計画的な道路整備の一層の促進が必要であり、半

島最南端の住民の長年にわたる悲願であります。

よって、国におかれましては、道路整備の重要性を深く認識され、次の事項について、特段の配慮をなされるよう強く要望いたします。

記。

1、平成14年度予算においては、新道路整備5箇年計画の最終年度であることを考慮して、計画どおりの道路整備が推進できるよう道路整備財源を確保するとともに、一般財源も大幅に投入し、道路整備費を拡大すること。

2、活力ある地域づくりを推進するため、市町村道から高規格幹線道路に至る道路網の整備を一層促進すること。

3、渋滞対策、交通安全対策、沿道環境対策等、安全で快適な生活環境づくりを推進するため道路整備を一層促進すること。

4、地方の道路財源を確保すること。

5、道路特定財源制度を堅持し、一般財源化しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先は、内閣総理大臣、小泉純一郎以下記載のとおりであります。

以上です。

○議長（簾田国広君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（簾田国広君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（簾田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

横嶋君。

○12番（横嶋隆二君） 賛成ですが、意見を述べさせていただきます。

日本共産党は、道路特定財源の問題に関しては20年ほど前から、道路特定財源があることによって、いわゆる生活に密着した住民要求、国民要求に根差した道路建設というよりも、特定の力による道路建設、四国に3つも大きな橋をつくるとか、東京湾の湾岸横断道路、生

活に関連しないところで多くの予算が使われることに憂慮してまいりました。

こうした点では、内容が道路特定財源を確保するという点で非常に矛盾はありますが、伊豆半島の観光依存の産業形態から見て、夏期、夏の時期や観光シーズンに大きな渋滞が起きていることは、住民生活はもとよりその産業形態を見た場合に、観光客に対するイメージダウンが非常に大きいものがあると思います。

こうした点では、住民生活に密着した道路整備の予算は確保する。これは一般財源の中で確保するということを強く述べるわけですが、全体の趣旨がそういったものになっているもので一言意見を、道路特定財源そのものが一般財源化しながら、生活に密着した道路整備については確固としてやっていただきたい。それがひいては地域の景気対策の上でも密着した公共事業ということになると思いますので、その点、意見も付して私の賛成の意見とさせていただきます。

以上です。

○議長（簾田国広君） ほかに討論する者はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（簾田国広君） 討論するもの者はありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

原案のとおり本意見書に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（簾田国広君） 全員賛成です。

よって、本意見書は原案のとおり可決されました。

◎発議第5号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（簾田国広君） 発議第5号 特殊法人（緑資源公団）見直しに関する意見書を議題といたします。

この意見書は、渡辺守男君が提出者で所定の賛成議員もあります。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（簾田国広君） 提案説明を求めます。

渡辺守男君。

○15番（渡辺守男君） 意見書の提出に当たり、朗読をもって説明させていただきます。

我が国の森林・林業・木材産業は長期的な材価の低迷、経営コストの増高などにより、危機的状況にある。

また、財政構造改革の名のもと、都市重視の政策展開が懸念されるところであり、農山村地域への財源配分も減少傾向にあることから、このまま推移すれば山村社会に定住する人々は著しく減少し、山村の疲弊は、健全な森林の育成にも影響を及ぼすとともに、その成立基盤さえ危うい状況である。

一方、森林は、水資源のかん養、国土の保全是勿論のこと、地球温暖化対策関連としての二酸化炭素の吸収・固定など公共性・公益性の高い環境財としての役割がますます重要視されている。

このような中であって、緑資源公団（旧森林開発公団）において昭和36年から事業化された水源林造成事業は、森林法第25条に定める水源かん養保安林を対象として、分収方式により、当時としても林業経営上は困難であった奥地水源林を整備し、国土保全に重要な役割を果たしているとともに、地域の森林を守る林業関係者の育成に多大な貢献をしている。

行政改革推進事務局で本年6月に公表された「特殊法人等の事業見直しの間取りまとめ」においては、緑資源公団が行う事業について、採算性や国との役割分担などの観点から見直しについて検討することとしているが、見直しにあたっては下記事項に十分配慮のうえ、緑資源公団の重要な役割が損なわれないよう、継続的な事業展開につき強く要望する。

記。

1、森林整備への公的関与が不可欠な時勢にあるので、山林経営放棄などによる水源地域の荒廃森林の整備のため、分収方式による水源林造成事業を継続すること。

2、水源林造成事業による国土保全への恩恵は多大であり、しかも長期に渡る事業であることから、事業の採算性だけで拙速に検討を進めないこと。

3、事業の採算性を優先するならば、その向上のための林道網の整備や新しい効率的な集材手法等の開発を緊急に行うこと。

4、水源林の整備の財源として、水源税、炭素税など目的税の創設を行うこと。

5、森林資源の環境利用が地球環境保全に有効であることから、林業・木材産業の振興のため、外材の適正な輸入を図り、国産材との価格調整を図るとともに、木材需要の拡大の為の公的施策の充実とPRの推進を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先は、内閣総理大臣、小泉純一郎以下記載のとおりであります。

○議長（簾田国広君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（簾田国広君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（簾田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（簾田国広君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

原案のとおり本意見書に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（簾田国広君） 全員賛成です。

よって、本意見書は原案のとおり可決されました。

◎閉議及び閉会宣告

○議長（簾田国広君） 本日の議事件目は終了いたしましたので、会議を閉じます。

9月定例会の全日程の議事件目は終了いたしました。

よって、平成13年度南伊豆町議会9月定例会は本日をもって閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前10時30分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 簾 田 国 広

署 名 議 員 鈴 木 久 香

署 名 議 員 谷 川 次 重